

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議の設置について

平成 30 年 2 月 28 日
生涯学習政策局長決定

1. 趣 旨

平成 26 年の障害者権利条約の批准（障害者の生涯学習の確保が規定）や平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行、平成 29 年 4 月の文部科学大臣メッセージ（特別支援教育の生涯学習化に向けて）を契機とする取組等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。

今後、人生 100 年時代を迎え、超スマート社会（Society5.0）に向けた経済社会の変化が一層加速する中で、誰もが必要な時に学ぶことのできる環境を整備し、生涯学習社会を実現するとともに、共生社会の実現に寄与するため、学校卒業後の障害者の学びに係る現状と課題を分析し、その推進方策について検討を行う有識者会議を設置する。

2. 検討事項

- (1) 学校卒業後における障害者の学びの推進方策に関する検討
- (2) その他

3. 実施方法

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4. その他

本件に関する庶務は、特別支援総合プロジェクト特命チーム各課室の協力を得て、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室において行う。

(別紙)

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議 委員一覧

朝日 滋也	東京都立大塚ろう学校統括校長
菅野 敦	東京学芸大学教授
是松 昭一	国立市教育委員会教育長
田中 秀樹	社会福祉法人一麦会理事長
田中 正博	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク事務局長、全国手をつなぐ育成会連合会統括
田中 良三	愛知県立大学名誉教授
津田 英二	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
戸田 達昭	シナプテック株式会社代表取締役
松田 裕二	千葉県教育庁生涯学習課主幹兼社会教育振興室長
○松矢 勝宏	東京学芸大学名誉教授、全日本特別支援教育研究連盟理事長
箕輪 優子	横河電機株式会社人財・総務本部室ダイバーシティ推進課
◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
山田 登志夫	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事
綿貫 愛子	NPO法人東京都自閉症協会役員、NPO法人リトルプロフェッサーズ副代表

(◎：座長、○副座長) (五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

同 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議
審議経過

回	開催日時	議 事
第1回	平成30年 3月20日(火) 10:00~12:00	1. 運営規則の決定等について 2. 検討事項等について 3. その他
第2回	平成30年 4月18日(水) 10:00~12:00	1. 障害当事者のニーズ・課題について(ヒアリング) (1) 綿貫愛子 委員(「世田谷区受託事業みつけばルーム」の取組等) (2) 町田市 とびたつ会 (3) 株式会社ミライロ 2. その他
第3回	平成30年 4月27日(金) 13:00~15:30	1. 学び・スポーツ・文化芸術の一体的な推進について(報告) 2. 障害当事者のニーズ, 自治体・特別支援学校等の取組に係るヒアリング (1) 大河内直之 東京大学先端科学技術研究センター 特任研究員(視覚障害者・盲ろう者に係るニーズ・課題) (2) 西宮市教育委員会(公民館等における各種講座等の取組) (3) 東京都教育委員会(特別支援学校公開講座・施設開放事業等の取組) (4) 菅野敦 委員(オープンカレッジ東京の取組等) 3. その他
第4回	平成30年 5月23日(水) 13:00~15:30	1. 聴覚障害者のニーズに係るヒアリング ・松崎丈 宮城教育大学准教授 2. 福祉・労働の関連事業等を活用した取組に係るヒアリング (1) 田中秀樹 委員(社会福祉法人一麦会における取組) (2) 社会福祉法人わたぼうしの会 Good Job!センター 香芝, 一般財団法人たんぼぼの家における取組 (3) NPO 法人エス・アイ・エヌ「集いの場あゆみ」における取組 3. その他
第5回	平成30年 6月14日(木) 14:00~16:00	1. 重度障害者の取組に係るヒアリング ・訪問カレッジ@希林館における取組 2. 共生のまちづくりの取組に係るヒアリング ・社会福祉法人佛子園における取組 3. その他
第6回	平成30年 6月29日(金) 14:00~16:00	1. 主な論点ごとの意見の整理に関する審議 2. その他
第7回	平成30年 7月18日(水) 10:00~12:00	1. 主な論点ごとの意見の整理に関する審議 2. その他

第8回	平成30年 8月 9日(木) 14:00~16:00	1. 論点整理(案)に関する審議 2. その他
第9回	平成30年 9月18日(火) 10:00~12:00	1. 「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業受託団体ヒアリング ・国立大学法人長崎大学 ・NPO法人障害児・者の学びを保障する会 2. その他
第10回	平成30年10月 3日(水) 14:45~18:00	1. 学校卒業後における障害者の学びの推進方策について(論点整理)に係る関係団体ヒアリング(9団体) ・全国特別支援教育推進連盟 ・社会福祉法人日本盲人会連合 ・一般財団法人全日本ろうあ連盟 ・全国手をつなぐ育成会連合会 ・一般社団法人日本難病・疾病団体協議会 ・社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 ・一般社団法人日本自閉症協会 ・公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 ・社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 2. その他
第11回	平成30年10月18日(木) 10:00~12:00	1. 「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業受託団体ヒアリング ・医療法人稲生会 ・NPO法人Panda-J 2. 学校卒業後における障害者の学びの推進方策(論点整理)に関する意見募集の結果について 3. その他
第12回	平成30年11月22日(木) 10:00~12:00	1. 「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業受託団体ヒアリング ・秋田県教育委員会 2. 「超福祉の学校」～障害をこえてともに学び、つくる共生社会フォーラム～実施報告 3. 学校卒業後における障害者の学びの推進方策とりまとめに向けた議論 4. その他
第13回	平成30年12月19日(水) 10:00~12:00	1. 学校卒業後における障害者の学びの推進方策とりまとめに向けた議論 2. その他
第14回	平成31年 1月24日(木) 13:30~15:30	1. 「障害者の生涯学習の推進方策について(報告案)」について 2. その他
第15回	平成31年 2月14日(木) 13:00~15:00	1. 「障害者の生涯学習の推進方策について(報告案)」について 2. その他
第16回	平成31年 3月14日(木) 13:30~15:30	1. 「障害者の生涯学習の推進方策について(報告案)」について 2. その他

学校卒業後の学習活動に関する 障害者本人等アンケート調査結果（抜粋）

1 目的

障害者及び障害者を家族に持つ者等を対象に、生涯学習活動への参加状況、阻害要因・促進要因、学習ニーズ等に関する情報を収集する。

2 実施時期および方法

平成30年11月29日～12月5日

障害者及び障害者を家族に持つ者等をモニターに有するインターネット調査会社による、無記名式のインターネット調査

3 対象

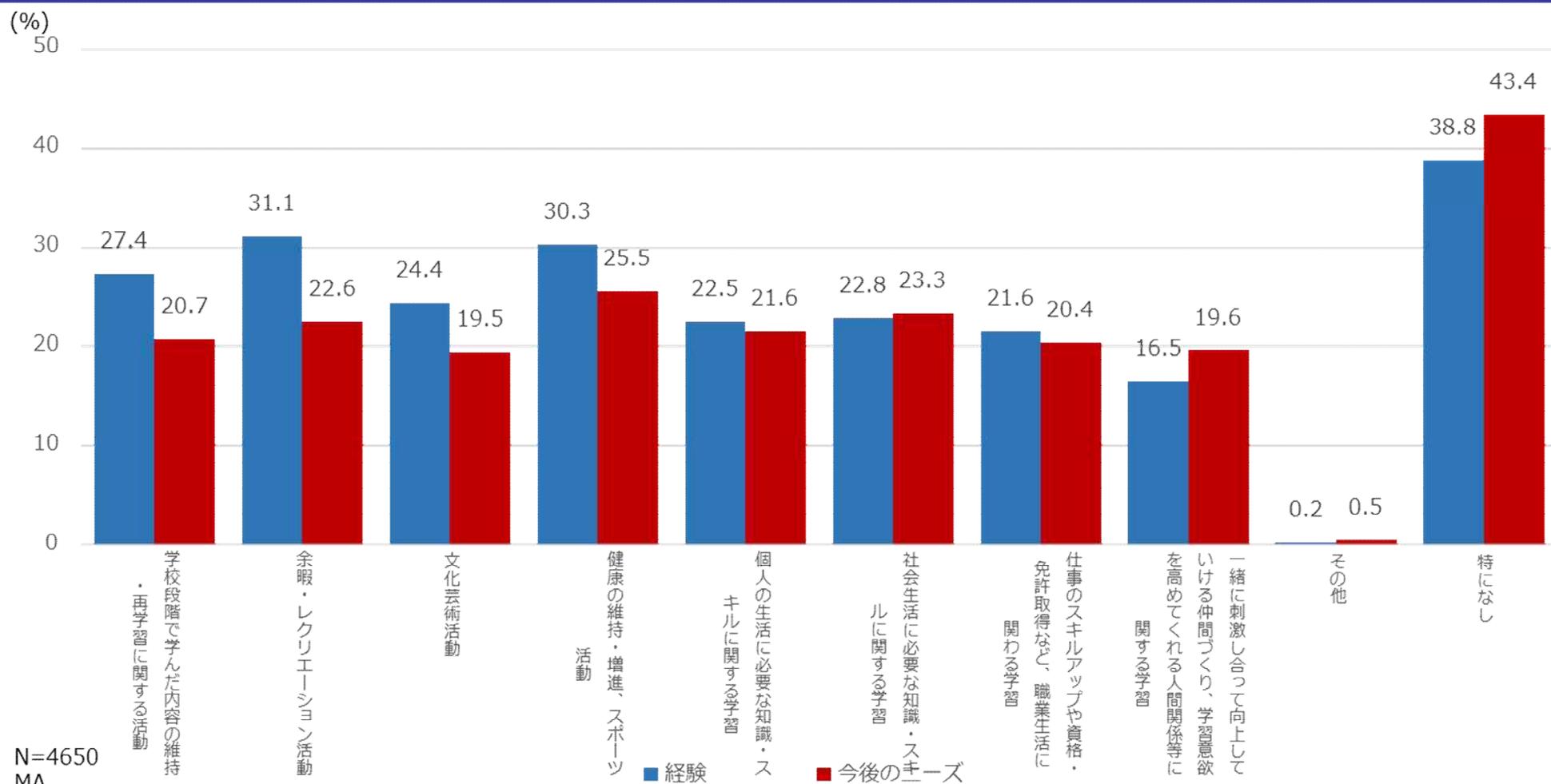
インターネット調査会社が保有するリサーチモニターのうち、以下に該当する者を調査対象とした。

- ・障害当事者あるいは同居する家族で障害者を有するリサーチモニター
- ・障害者の対象年齢：18歳以上

計4,650名(身体障害(視覚) 493, 身体障害(聴覚) 494, 身体障害(肢体不自由)(車椅子,ストレッチャー等が必要) 496,
身体障害(肢体不自由)(車椅子,ストレッチャー等不要) 509, 知的障害 489, 精神障害 505, 発達障害(自閉症あり) 432,
発達障害(自閉症なし) 601, その他(音声・言語・そしゃく機能障害,内部障害,その他) 631)

生涯学習の経験と今後のニーズ

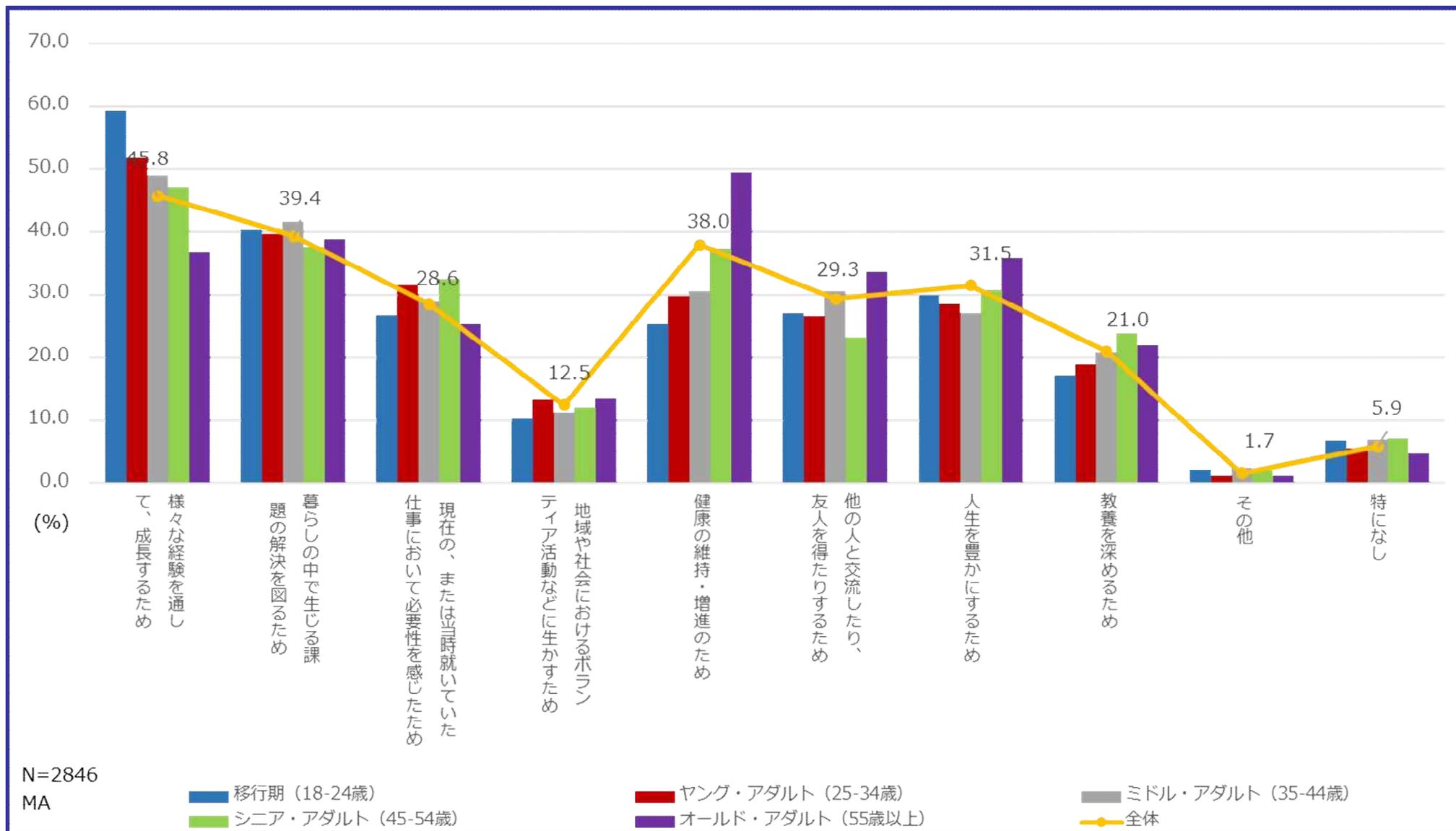
- 生涯学習の経験については「余暇・レクリエーション活動(31.1%)」「健康の維持・増進, スポーツ活動(30.3%)」「学校段階で学んだ内容の維持・再学習に関する活動(27.4%)」の順に高くなっている。
- 生涯学習のニーズについては「健康の維持・増進, スポーツ活動(25.5%)」「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習(23.3%)」「余暇・レクリエーション活動(22.6%)」の順に高くなっている。
- 生涯学習の経験よりも今後のニーズが高いものとしては, 「一緒に刺激し合う仲間づくり等(3.1ポイント)」「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習(0.5ポイント)」があがる。
- 生涯学習の経験・ニーズいずれについても「特になし(38.8%・43.4%)」が高くなっている。



生涯学習を実施した理由 (ライフステージ別)

* 「生涯学習の経験を有する」と回答した者のみの回答

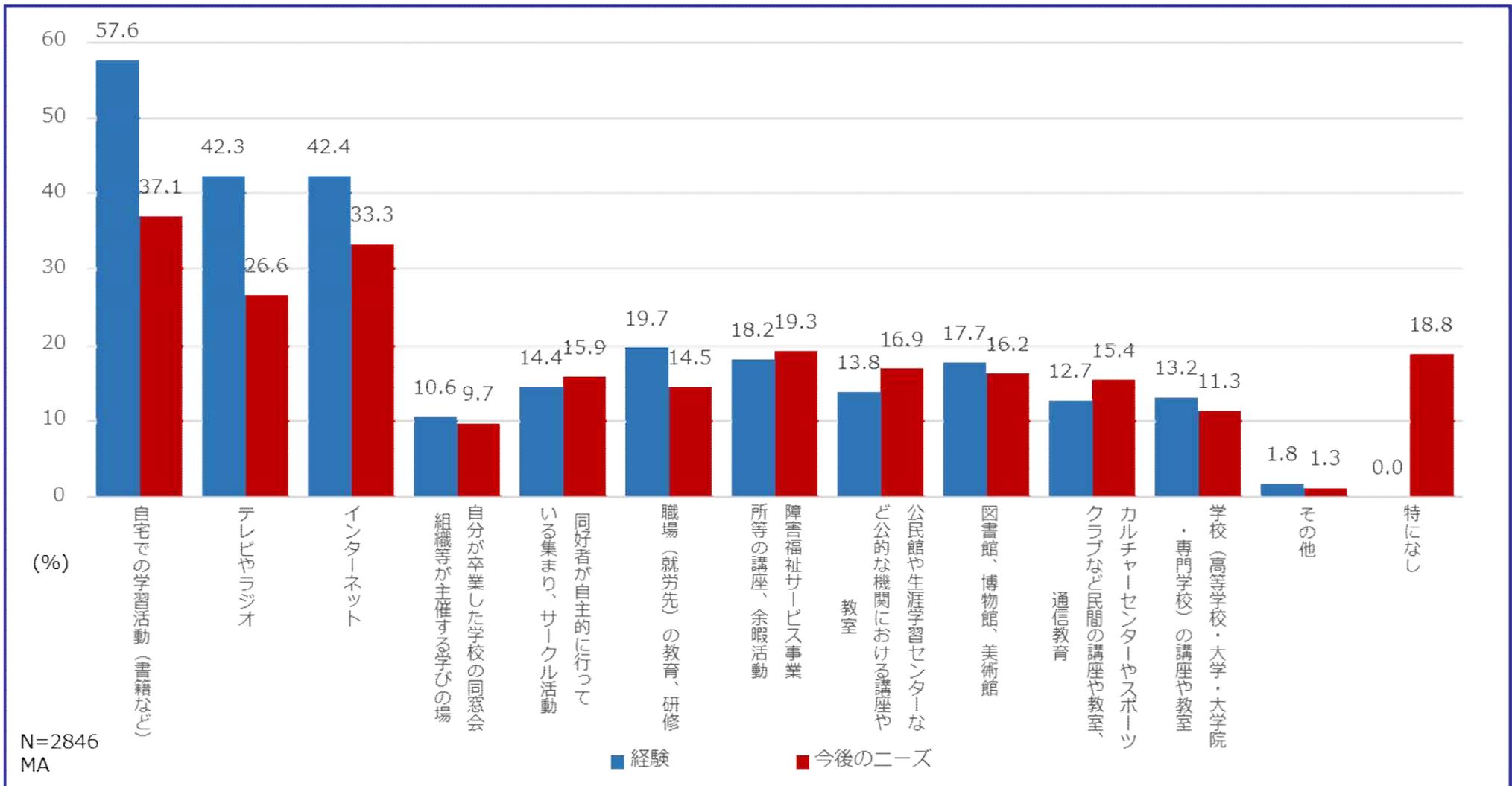
- 移行期(18-24歳)は「様々な経験を通して、成長するため(59.3%)」が高い傾向。
- オールド・アダルト(55歳以上)は「健康の維持・増進のため(49.4%)」が高い傾向。



学習形態別の経験と今後のニーズ

* 「生涯学習の経験を有する」との回答者のみの回答

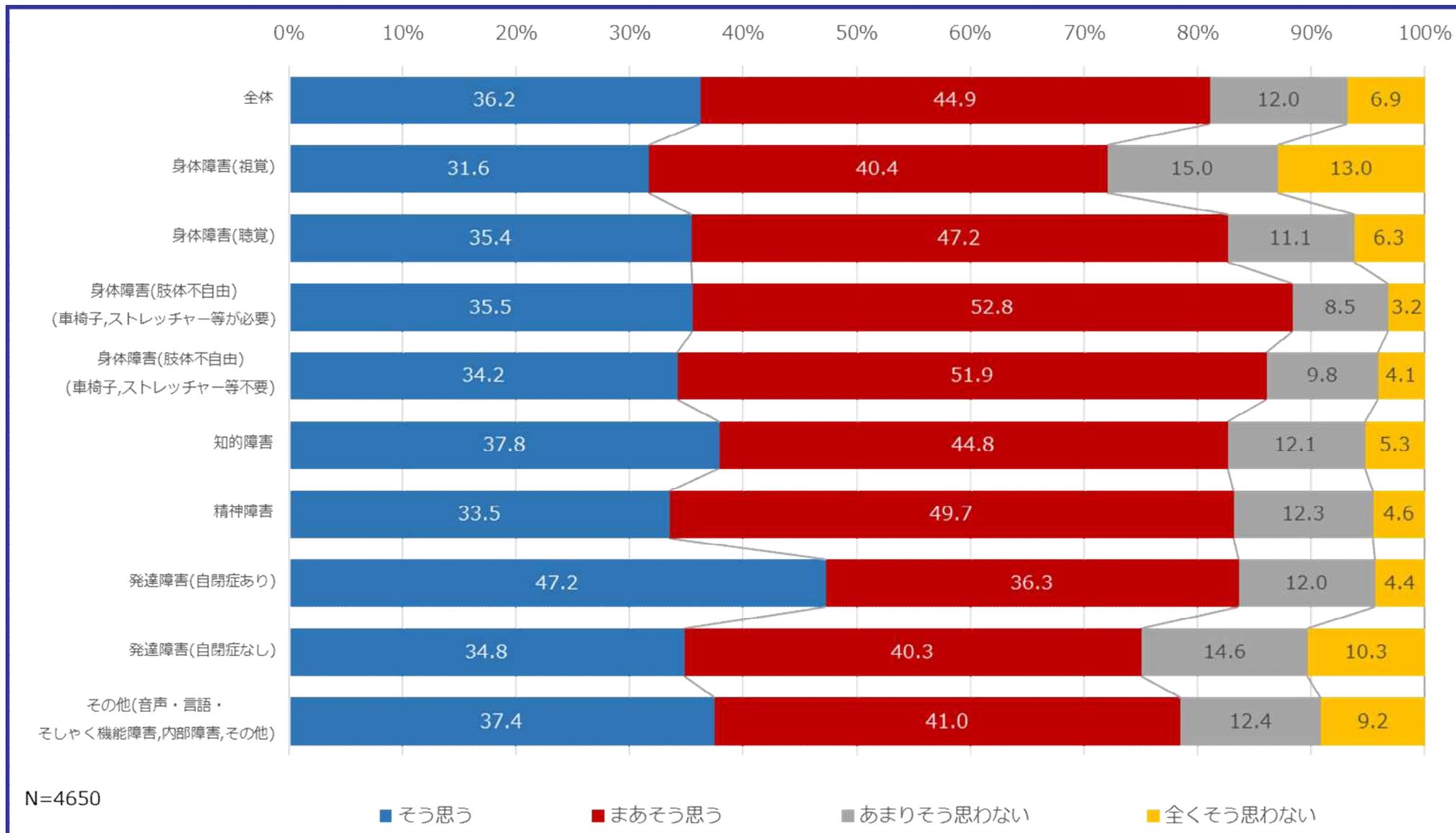
- 経験としては「自宅での学習活動(書籍など)(57.6%)」「インターネット(42.4%)」「テレビやラジオ(42.3%)」が突出。
- 今後のニーズも「自宅での学習活動(書籍など)(37.1%)」「インターネット(33.3%)」「テレビやラジオ(26.6%)」が多くなっている。
- 経験に比較して今後のニーズが高いものとしては「公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座や教室(3.1ポイント)」「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室、通信教育(2.7ポイント)」「同好者が自主的に行っている集まり、サークル活動(1.5ポイント)」等となっている。



出典: 文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

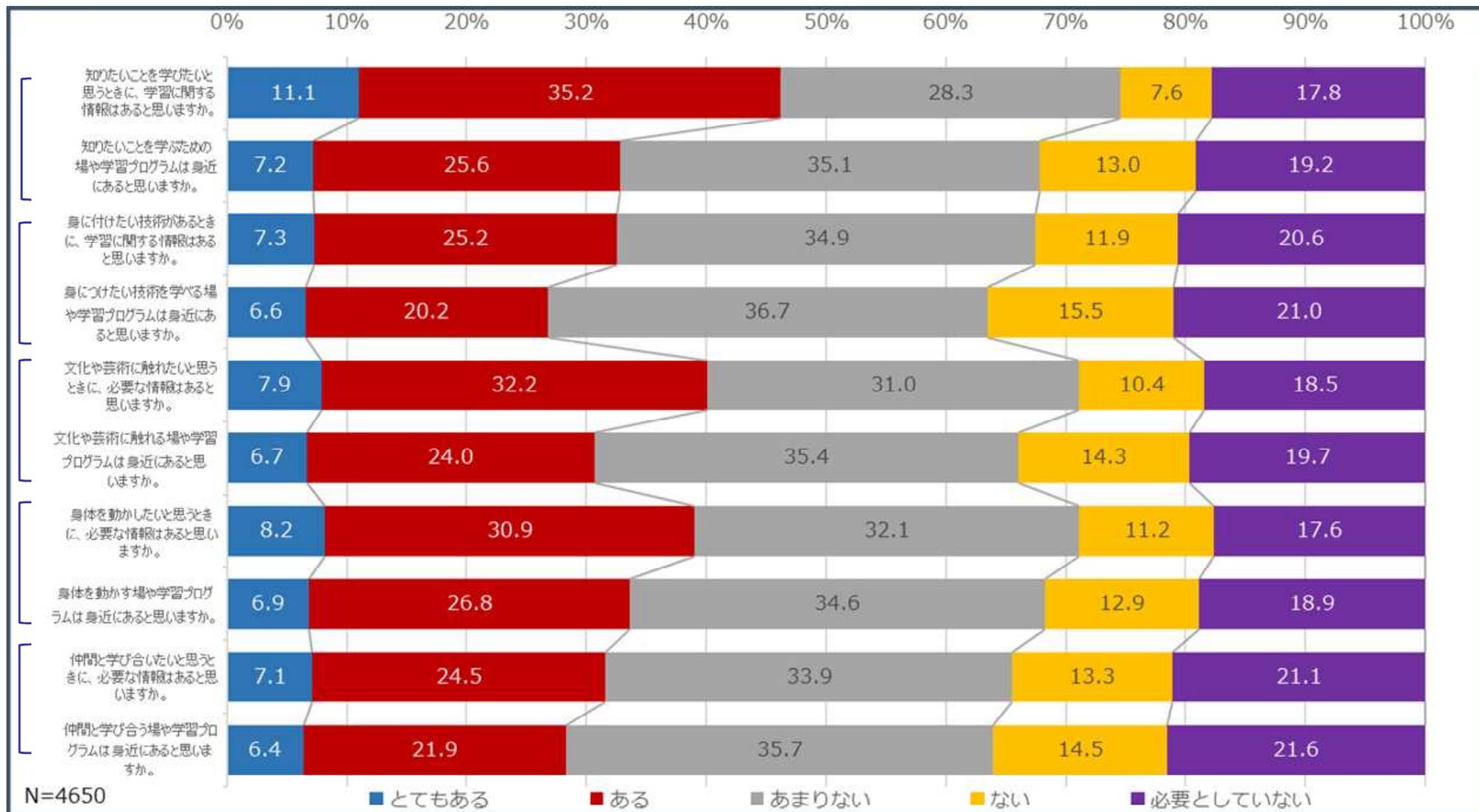
障害者の学習機会の充実の重要性に関する認識（障害種別）

- 「共生社会」の実現に向けて、障害者の学習機会が充実されることは重要な取組だと思うか、については、81.1%が賛同。



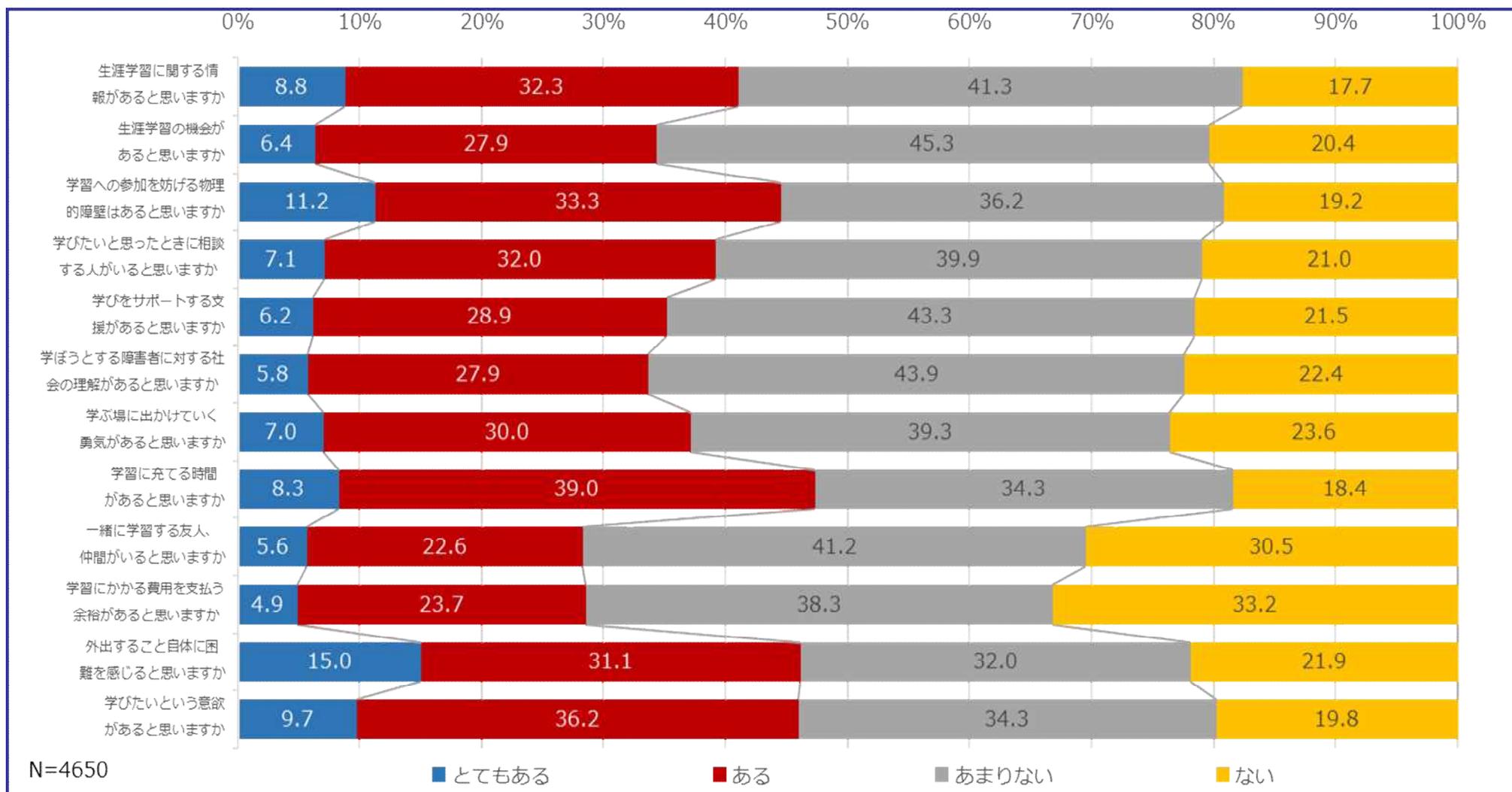
■ 学習に関する情報の有無，学ぶ場や学習プログラムが身近にあると思うか

- 身近に感じているものとして，情報については「知りたいこと(46.3%)」「文化や芸術(40.1%)」「身体を動かすこと(39.1%)」が比較的高い。
- 場やプログラムについては「身体を動かすこと(33.7%)」「知りたいこと(32.8%)」「文化や芸術(30.7%)」の順となっている。
- 一方，身近に感じていないものとしては「身に付けたい技術(26.8%)」「仲間と学びあう(28.3%)」場やプログラムがあがる。



生涯学習に関する課題

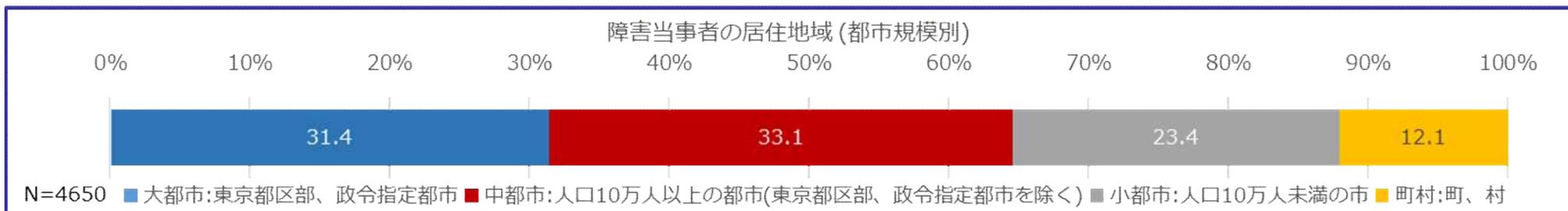
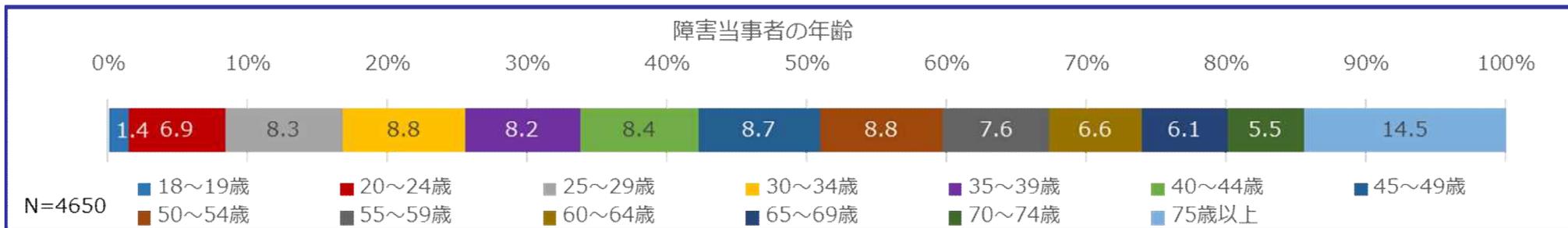
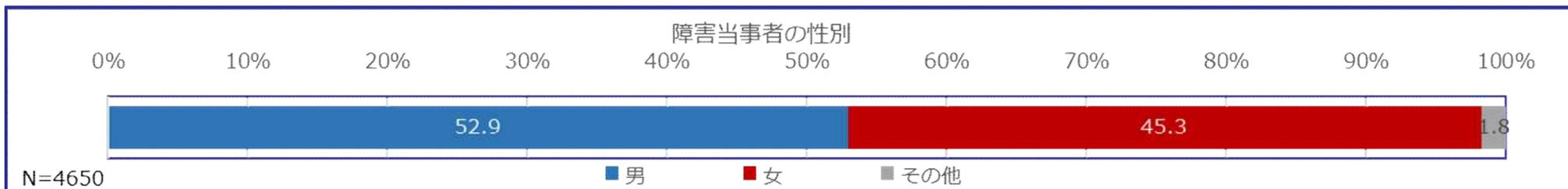
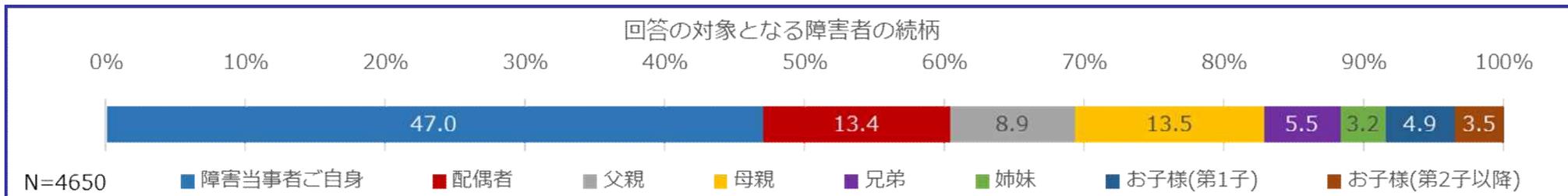
- 学習参加への物理的障壁については「ない」「あまりない」をあわせて55.4%，また外出すること自体について困難を感じて「いない」「あまりない」があわせて53.9%となっている。
- 学習に充てる時間や学びたい意欲が「とてもある」「ある」とする回答があわせて47.6%になる一方で、一緒に学習する友人、仲間が「いない、あまりない(あわせて71.7%)」，学習費用を支払う余裕が「ない、あまりない(あわせて71.5%)」，学ぼうとする障害者に対する社会の理解が「ない、あまりない(あわせて66.3%)」等が上位の課題としてあがる。



学校卒業後の学習活動に関する
障害者本人等アンケート調査結果
回答者基本属性

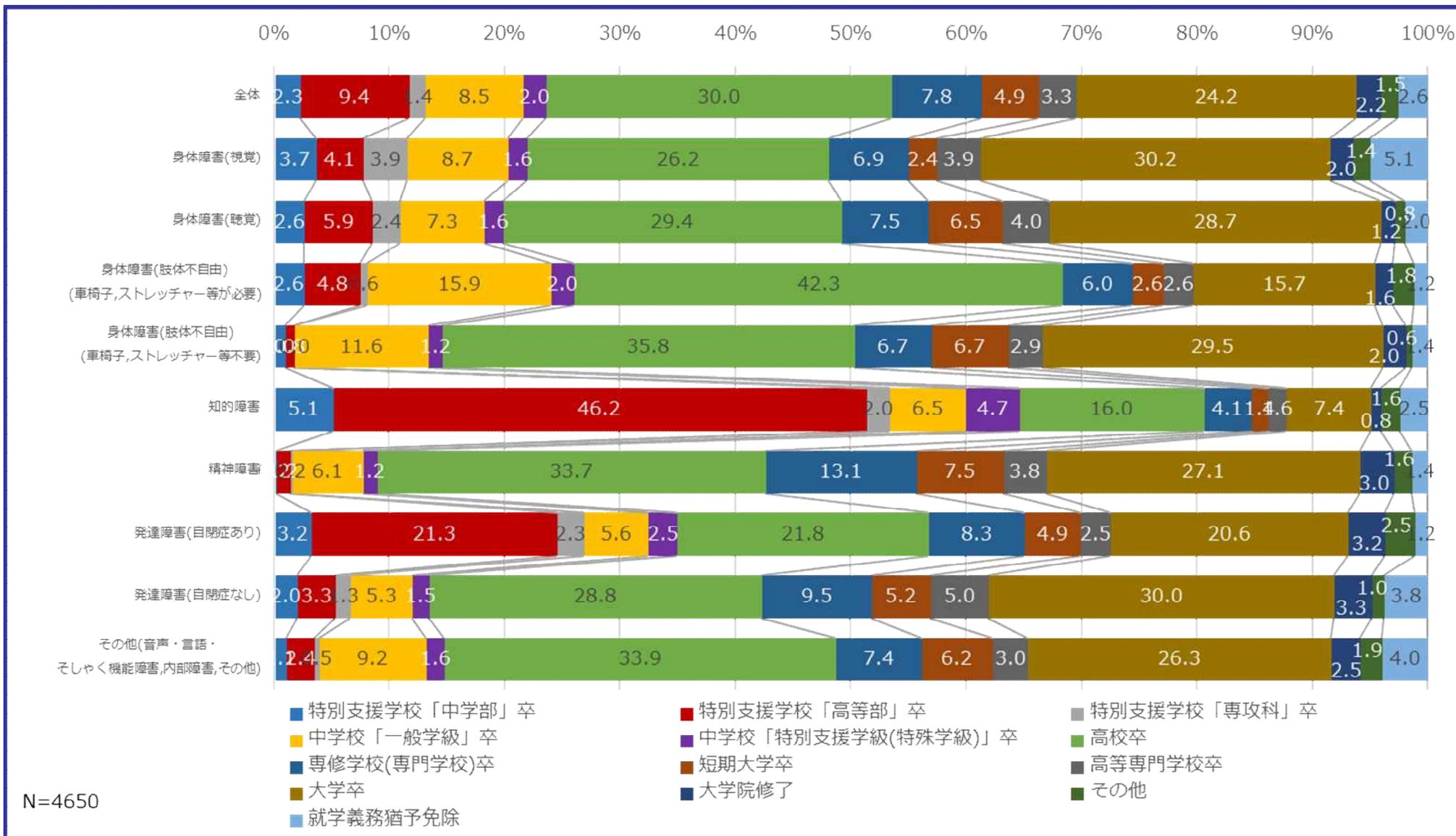
■ 回答の対象となる障害者の続柄・性別・年齢・居住地域

- 回答の対象となる障害者の続柄は「障害当事者ご自身」が47%, 次いで「母親(13.5%)」、「配偶者(13.4%)」となっている。
- 男女比はほぼ半数ずつとなっている。
- 年齢については「75歳以上」が14.5%となっている。
- 都市規模別居住地域については、「中都市」が33.1%, 次いで「大都市」の31.4%となっている。



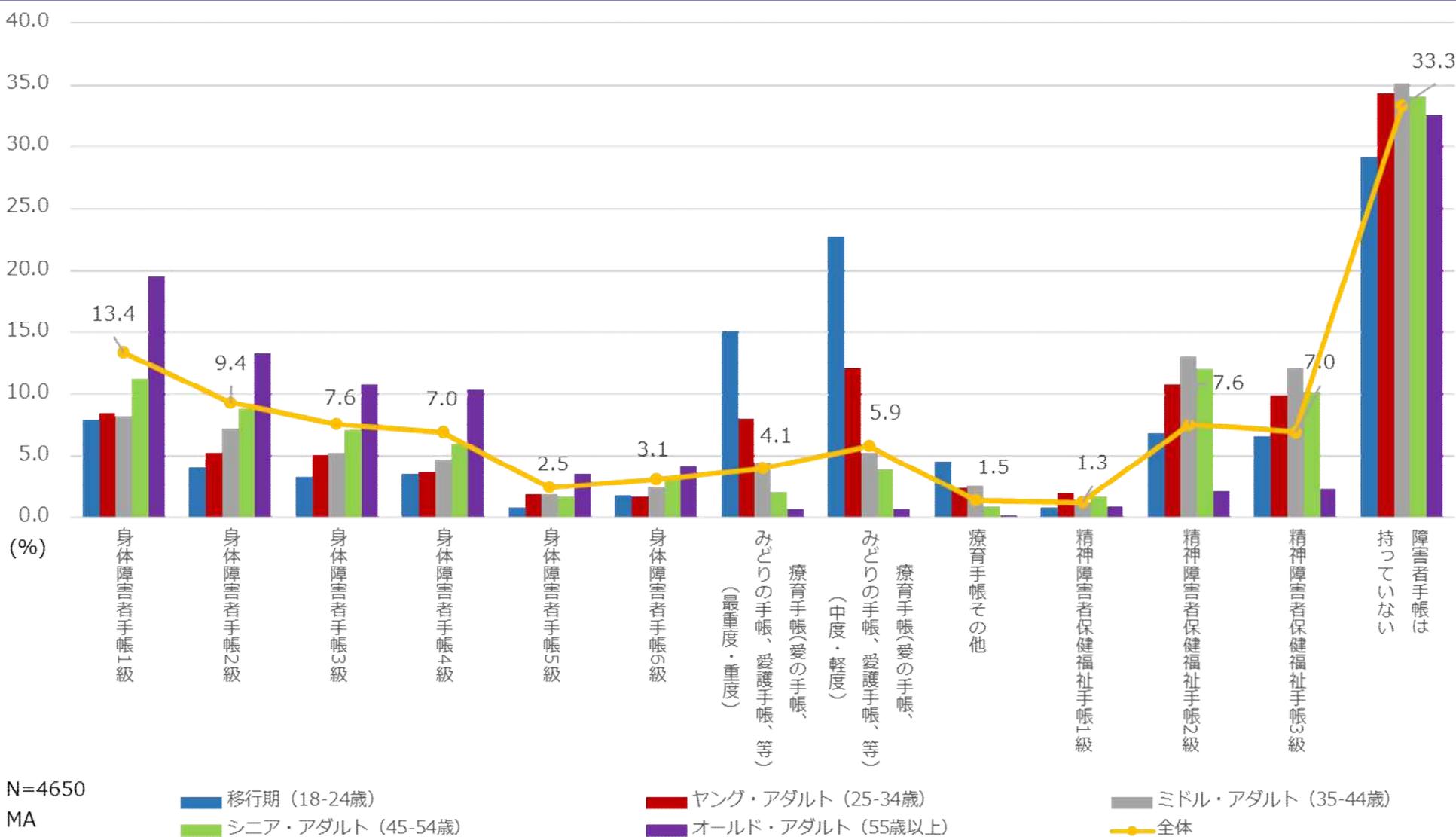
障害者本人の最終学歴 (障害種別)

- 全体としては、「高校卒(30%)」「大学卒(24.2%)」の順となっている。
- 知的障害を有する者/発達障害(自閉症あり)を有する者は「特別支援学校高等部卒」比率も高い。



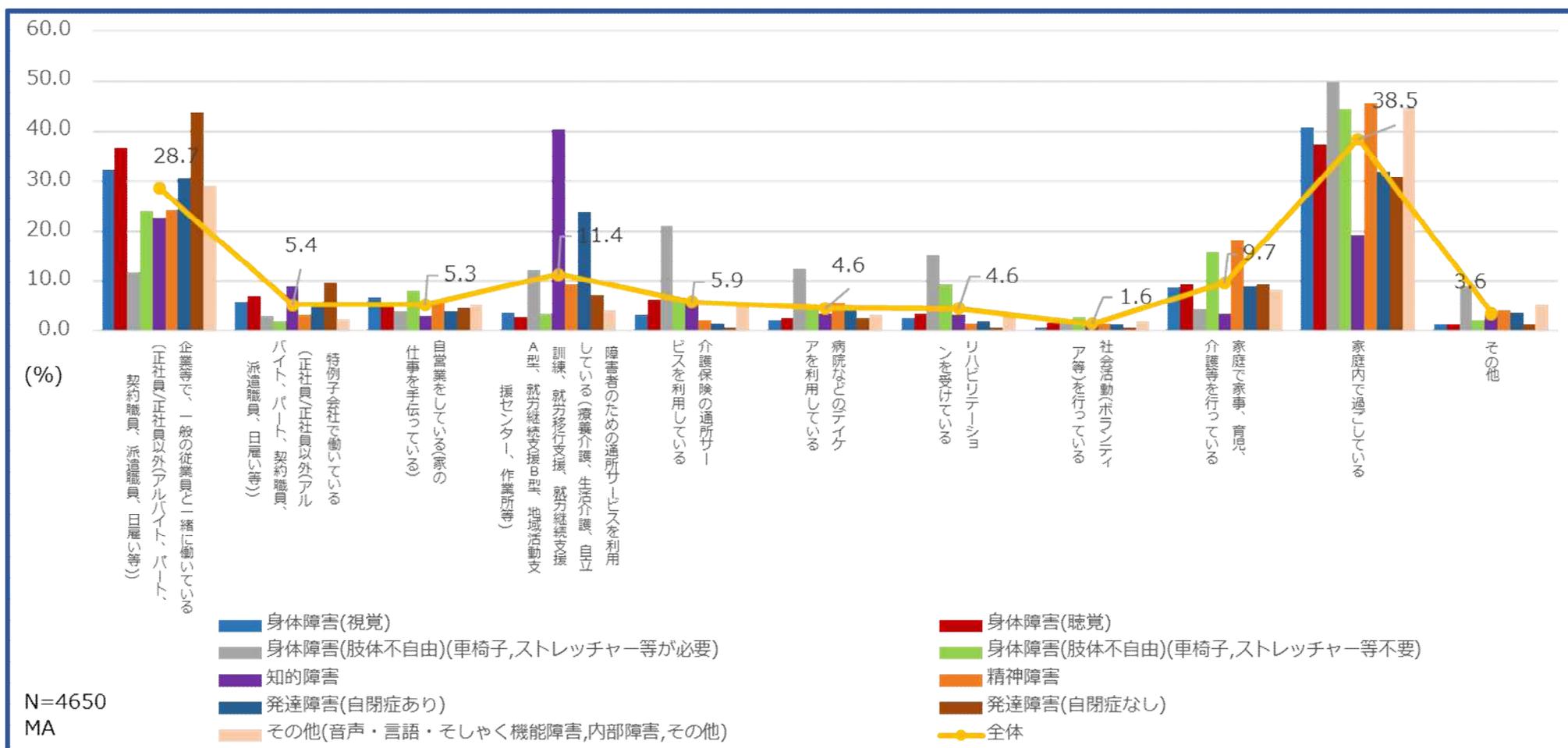
障害者手帳の保有状況（ライフステージ別）

- 全ライフステージを通じて「障害者手帳は持っていない(33.3%)」が高い。
- 移行期(18-24歳)は「療育手帳(中・軽度22.8%, 最重度・重度15.1%)」の保有が高い傾向。
- オールドアダルト(55歳以上)は「身体障害者手帳」の保有が高い傾向。



■ 日中の活動状況 (障害種別)

- 「家庭内で過ごしている(38.5%)」「企業等で一般の従業員と一緒に働いている(28.7%)」「障害者のための通所サービスを利用(11.4%)」の順に高くなっている。
- 身体障害(肢体不自由)(車椅子,ストレッチャー等が必要)を有する者は「家庭内で過ごしている(50%)」「介護保険の通所サービスを利用(21.2%)」「リハビリテーションを受けている(15.3%)」とする者が他の障害種よりも高い傾向。
- 知的障害を有する者, 発達障害(自閉症あり)の者は「障害者のための通所サービスを利用(それぞれ40.3%, 23.8%)」とする者が他の障害種より高い傾向。
- 発達障害(自閉症なし)を有する者は「企業等で、一般の従業員と一緒に就業(43.8%)」している傾向。



平成29年度 障害者の生涯学習活動に関する実態調査 (概要)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

<調査概要>

【目的】 学校卒業後の障害者の学校から社会への移行期及び人生の各ライフステージにおける効果的な学習に係る支援の推進に向け、都道府県、市区町村及び特別支援学校における学習プログラム提供の実態や体制整備の状況等の全国的・基礎的データを収集・分析すること

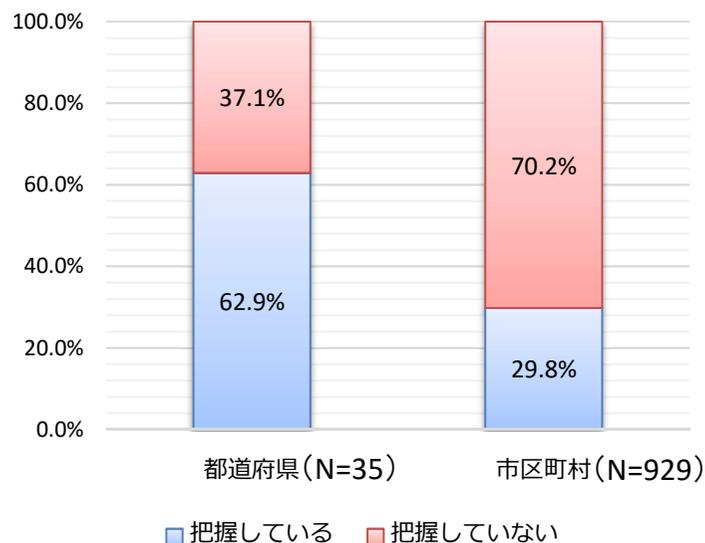
【対象】都道府県、市区町村、特別支援学校（悉皆）

【調査実施期間】平成29年12月～30年1月

【回答状況】 都道府県(有効回答数 74.5%)
市区町村(同 53.6%)
特別支援学校(同 44.2%)

1 都道府県、市区町村における域内の取組の把握状況

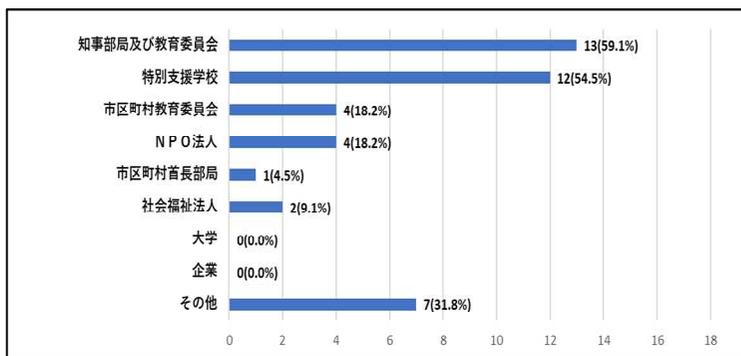
域内の取組状況把握



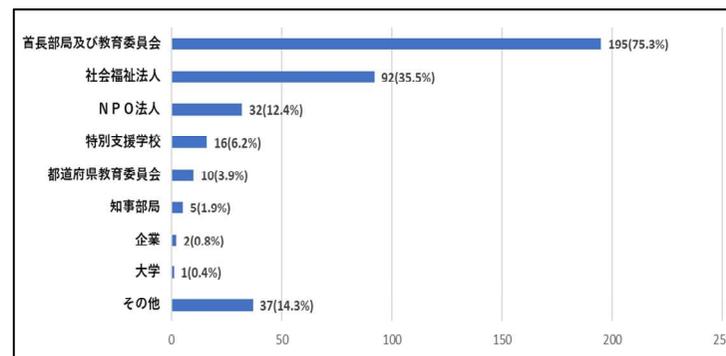
- 都道府県においては6割強が域内の取組を把握している一方、市区町村においては3割弱しか把握していない状況。
- 都道府県においては、庁内及び特別支援学校の取組を把握している一方、市区町村の取組の把握ができていないところが多い。
- 市区町村においては、庁内の取組を把握している一方、都道府県や特別支援学校の取組の把握ができていないところが多い。
- 都道府県及び市区町村いずれも、域内のNPO法人、社会福祉法人、大学等の取組の把握ができていないところが多い。



都道府県及び市区町村いずれも域内の取組状況の把握を一層進めることが必要。また、都道府県と市区町村間の取組の共有を進めることが必要。



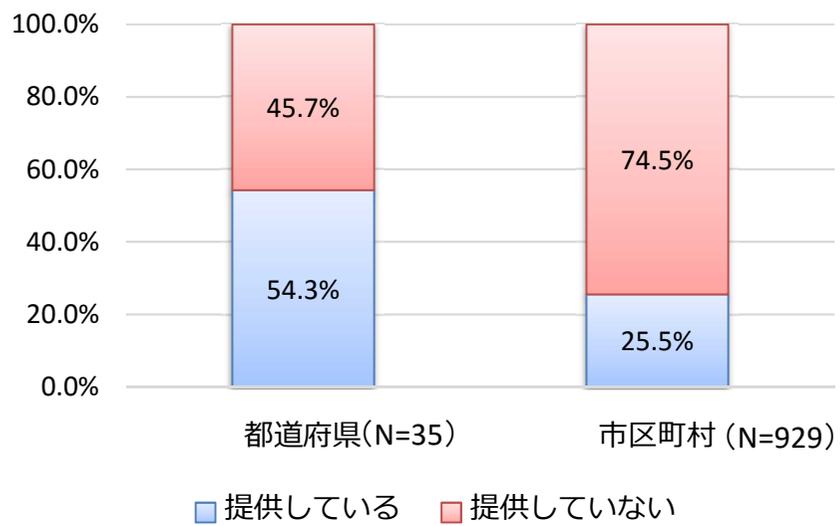
障害者の生涯学習活動に関する取組の把握先
【都道府県】(複数回答可)(N=22)



障害者の生涯学習活動に関する取組の把握先
【市区町村】(複数回答可)(N=259)

2 障害者の生涯学習活動に関する情報提供の状況

情報提供の状況

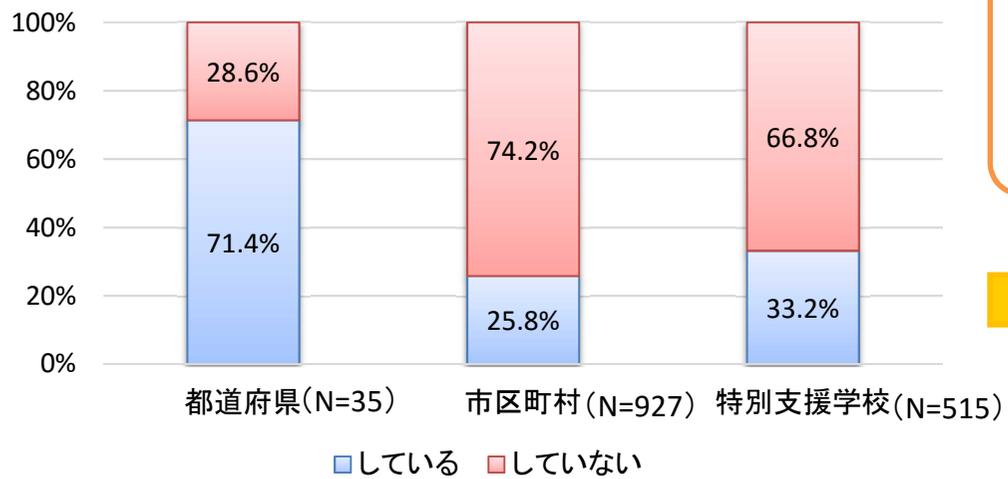


○ 都道府県においては半数程度、市区町村においては4分の1程度が、障害者の生涯学習活動に関する情報提供をしている状況。

把握した域内の取組のホームページ等での情報提供を強化していくことが必要

3 障害者の生涯学習活動に関する関係機関・団体等との連携状況

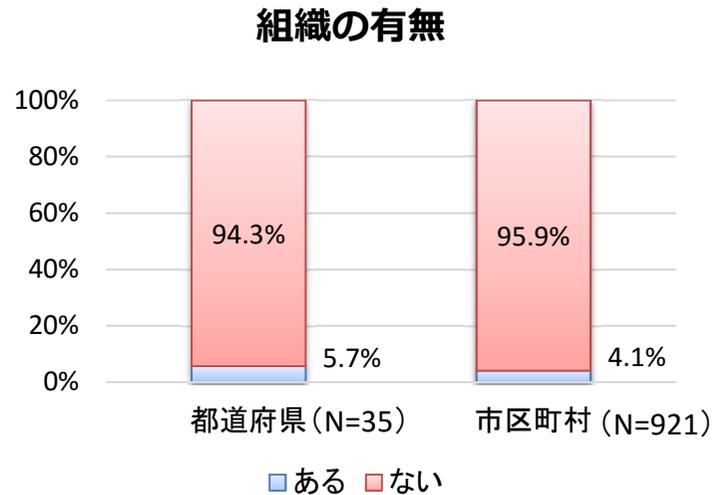
関係機関・団体等との連携状況



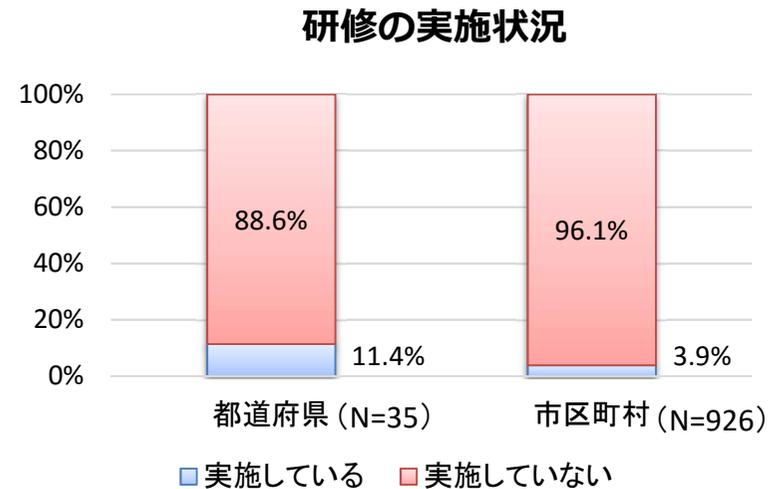
○ 都道府県においては3割弱が関係機関・団体等と連携しておらず、市区町村及び特別支援学校においては、3割程度しか連携していない状況

特に、市区町村及び特別支援学校における関係機関・団体等との連携を強化していくことが必要

4 障害者の生涯学習活動に関する組織の有無

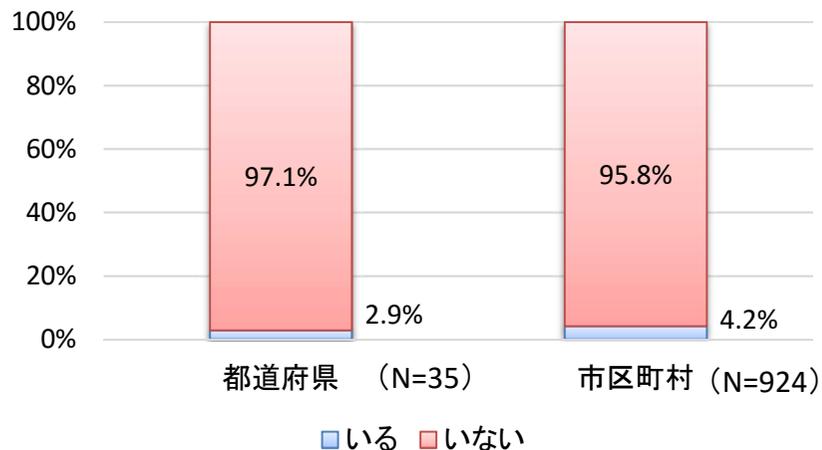


5 研修実施の有無



6 特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーターの有無

コーディネーター的な役割の人の有無



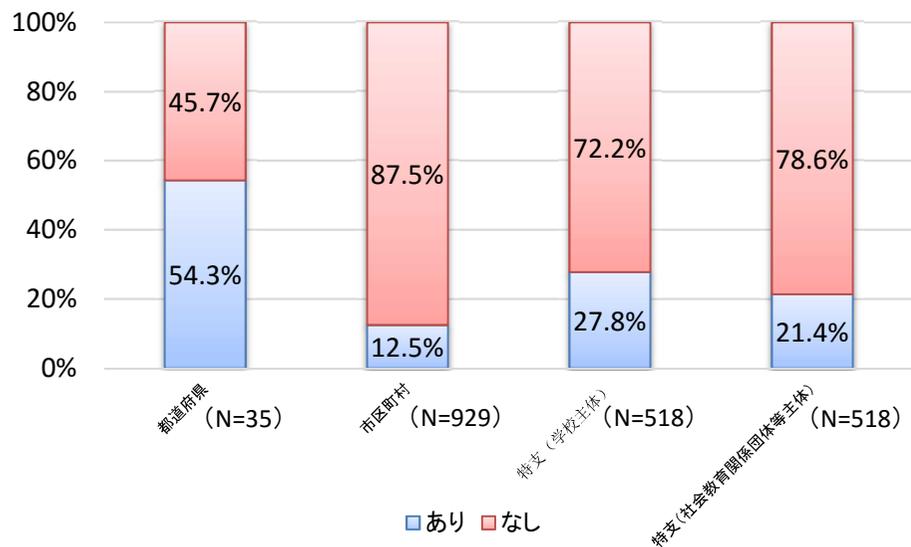
都道府県、市区町村いずれにおいても、組織、研修実施、コーディネーター的な役割の人、いずれも「有」が大変低い状況

障害者の生涯学習に関する体制整備が全体的に進んでいない

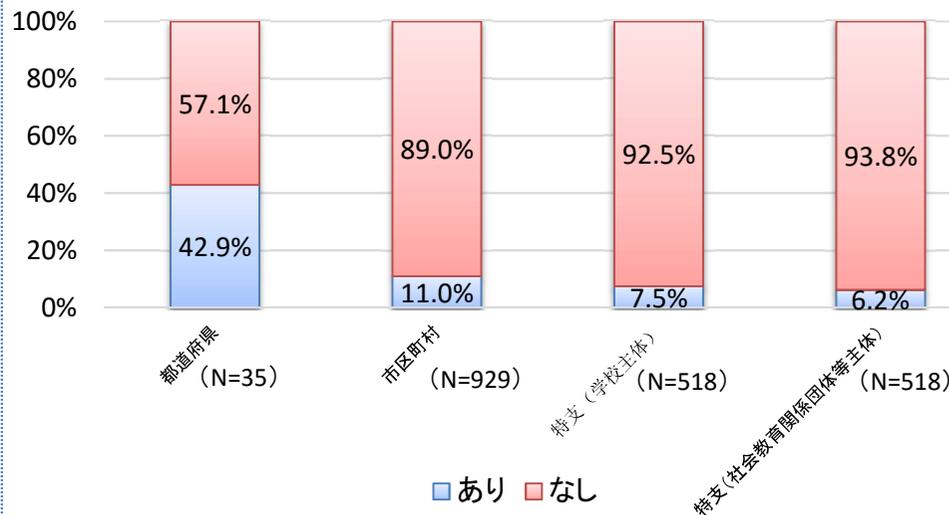
7 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無

学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムを実施しているか。
 (特別支援学校については、計画や運営・実施に関わっているもののうち、学校の施設・設備の提供だけのものは除く。)

事業・プログラム（障害者対象）の有無

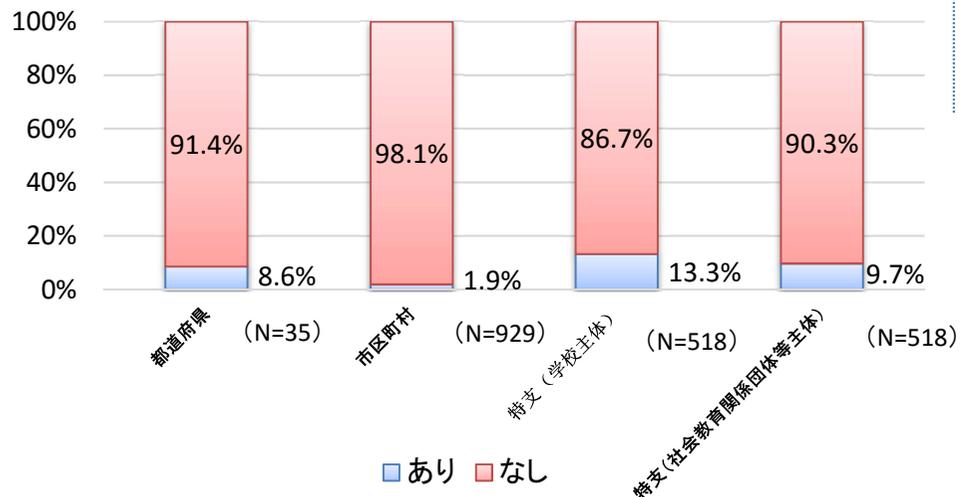


障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラムの有無



※「障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラム」
 : 事前に障害者が参加することを想定して、情報保障やアクセシビリティ
 (年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつ
 け、利用できること)等について検討されているもの

事業・プログラム（学校卒業直後の障害者対象）の有無



○ 障害者対象、障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラム、いずれについても、市区町村を中心として取組は低調な状況。

7-1 障害者の参加に当たっての具体的な配慮

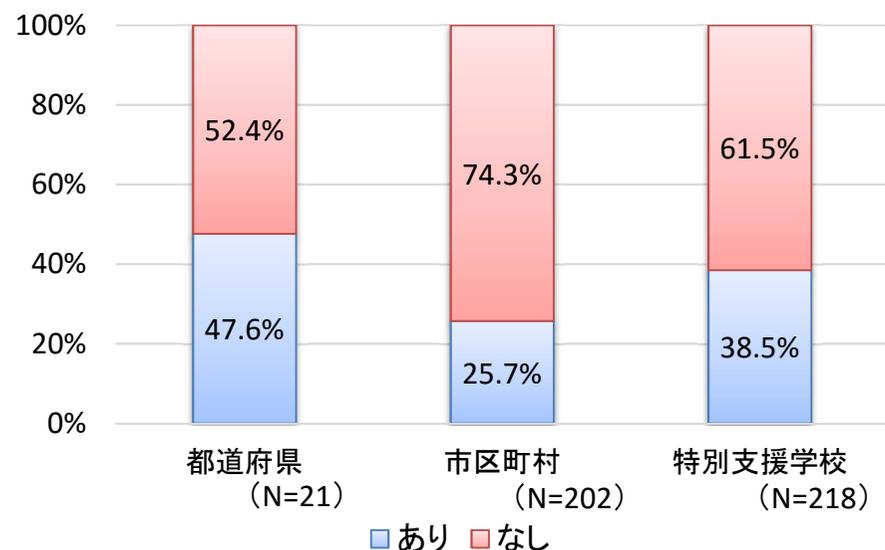
障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラムを行っている場合に、具体的に行っている配慮については以下のとおり。

【都道府県】 手話通訳・要約筆記、広報物やパンフレットへの音声コードの記載、職員やボランティアによる個別的な対応 等

【市区町村】 手話通訳や要約筆記、点字資料の準備等の情報保障 等

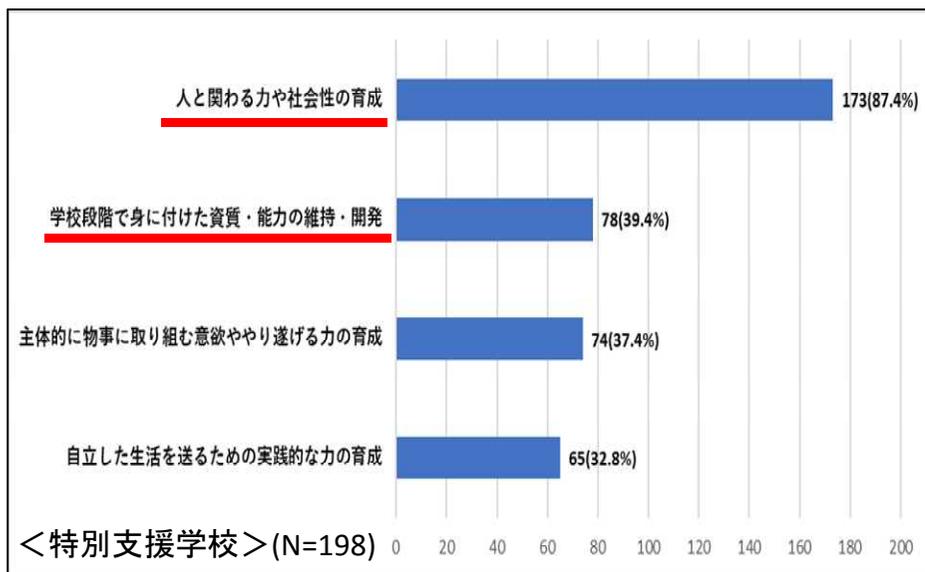
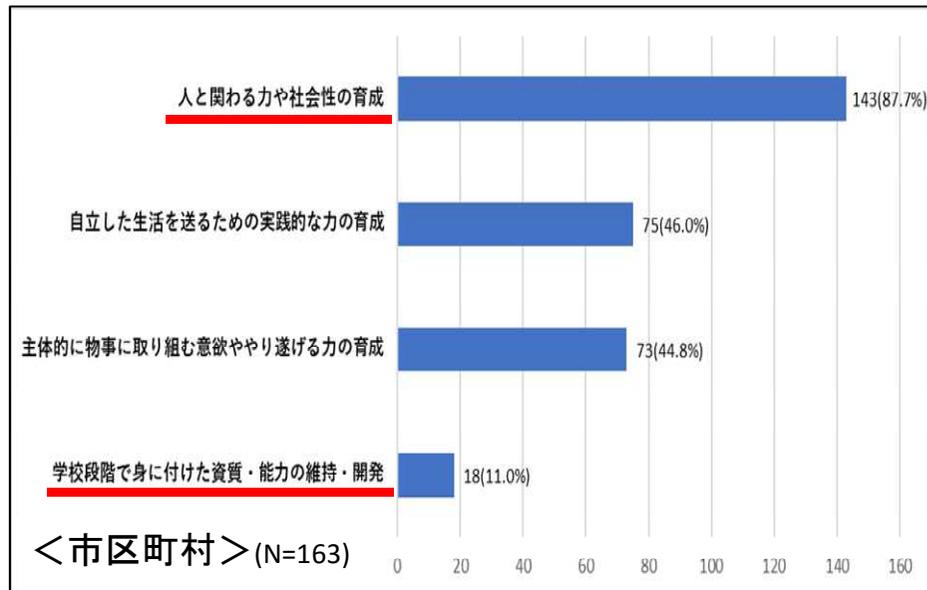
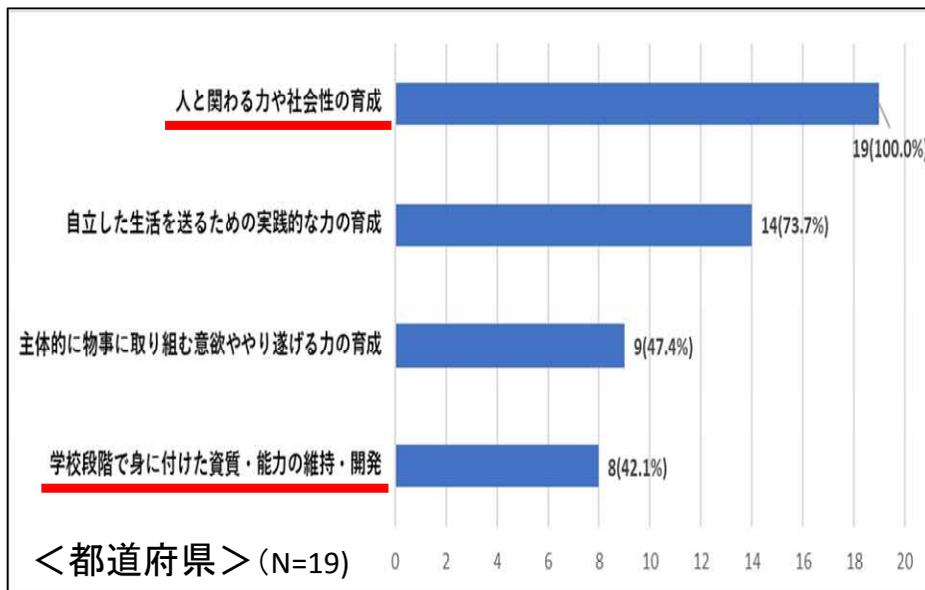
【特別支援学校】 介助者や支援者の配置、施設設備の使いやすさやバリアフリー、健康・安全面の配慮、内容やルールのわかりやすさ、手話通訳や点字資料等の情報保障 等

7-2 本人による自主的な活動につながったケースの有無



○ 実施した事業・プログラムがきっかけとなり、本人(当事者)による自主的な活動につながったケースがあるとの回答は、都道府県、市区町村、特別支援学校いずれも半数未満。

7-3 事業・プログラムのねらい



- 都道府県、市区町村、特別支援学校いずれも「人と関わる力や社会性の育成」がトップ。
- 「学校段階で身に付けた資質・能力の維持・開発」については、特別支援学校が2番目に挙げているのに対し、都道府県、市区町村では、最下位の4番目になっている。

7-4 学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況①【都道府県】

都道府県

○ 現在提供している事業・プログラムとしては、
 ・スポーツ
 ・文化的な活動（音楽、絵画・造形等）
 ・障害のある者となない者の交流活動
 等が多くなっている。

○ 今後提供したい事業・プログラムの内容としては

・社会生活に必要な知識・スキル

（地域活動・ボランティア活動のために必要な知識・技能、資格や免許に関すること、社会保険（年金・保険等）や住民福祉サービス、コミュニケーション、ストレスマネジメント等）

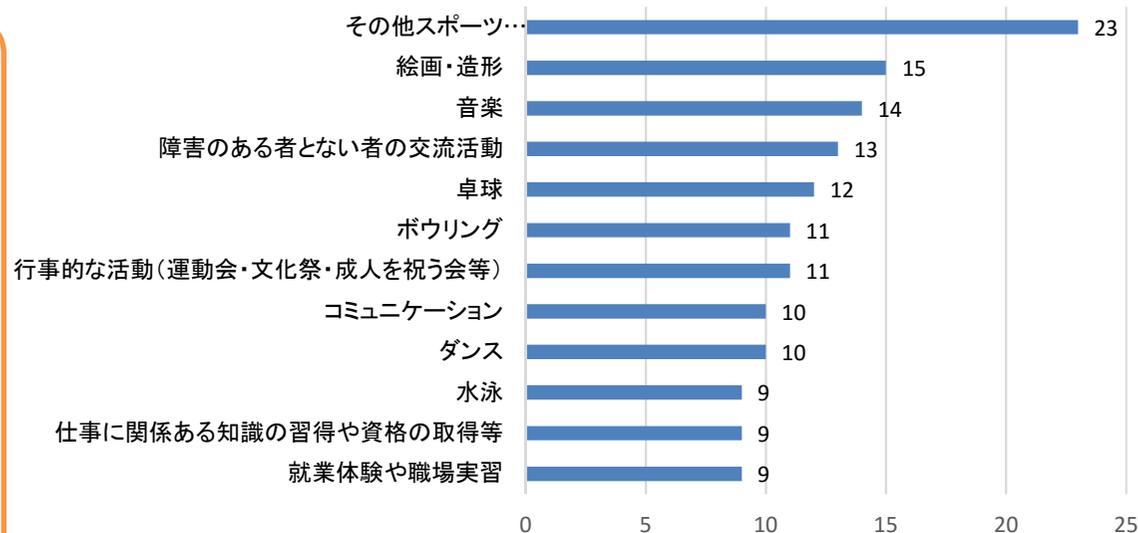
・その他

（主体的・協働的に調べ・まとめ・発表する活動、自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習、障害のある者となない者の交流活動）



スポーツ・文化的な活動だけでなく、社会生活に必要な知識・スキルや、障害のある者となない者の交流活動などの学習を充実していくことが必要

【提供している事業・プログラムの内容】



※その他スポーツは、ボッチャ、車椅子バスケットボール、フライングディスク、陸上等

<今後提供したい事業・プログラムの内容>

（事業・プログラムがないと回答した都道府県）

- ・地域活動・ボランティア活動のために必要な知識・技能（3）
- ・障害のある者となない者の交流活動（3）
- ・自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習（2）

その他、資格や免許に関すること（1）、社会保険（年金・保険等）や住民福祉サービス（1）、コミュニケーション（1）、ストレスマネジメント（1）等

7-4 学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況②【市区町村】

市区町村

○ 現在提供している事業・プログラムとしては、

- ・スポーツ
- ・行事的な活動
- ・文化的な活動（音楽、絵画・造形等）

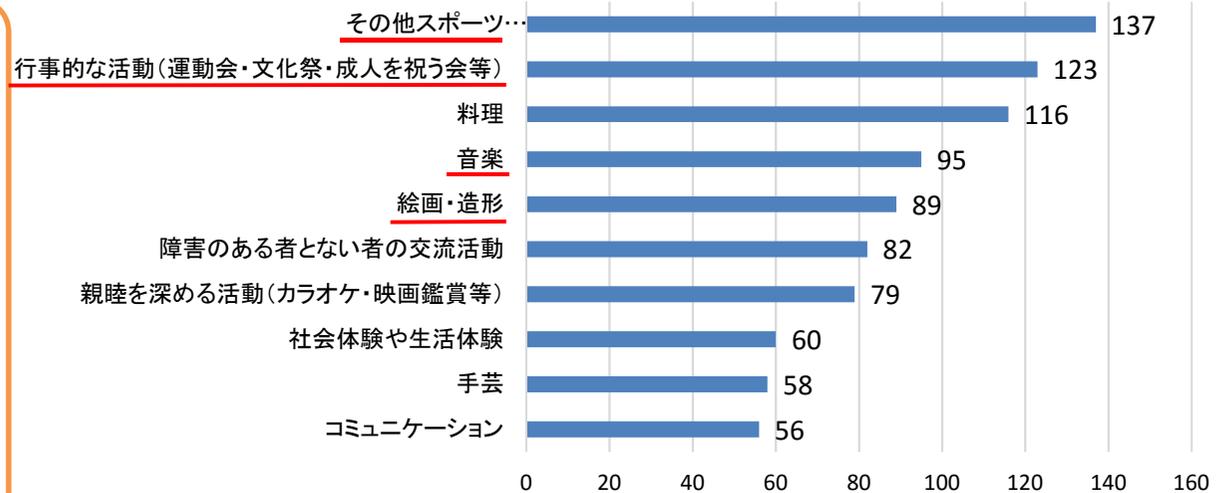
が多くなっている。

○ 一方、今後提供したい事業・プログラムとしては、

- ・障害のある者とない者の交流活動
 - ・社会生活に必要な知識・スキル
(社会体験や生活体験、社会保険や住民・福祉サービス)
 - ・個人の生活に必要な知識・スキル
(防災・防犯、料理)
 - ・職業において必要な知識・スキル
(仕事に関係ある知識の習得や資格の取得等)
- が多くなっている。

スポーツ・文化的な活動だけでなく、個人の生活・社会生活・職業に必要な知識・スキルや、障害のある者とない者の交流活動などの学習を充実していくことが必要

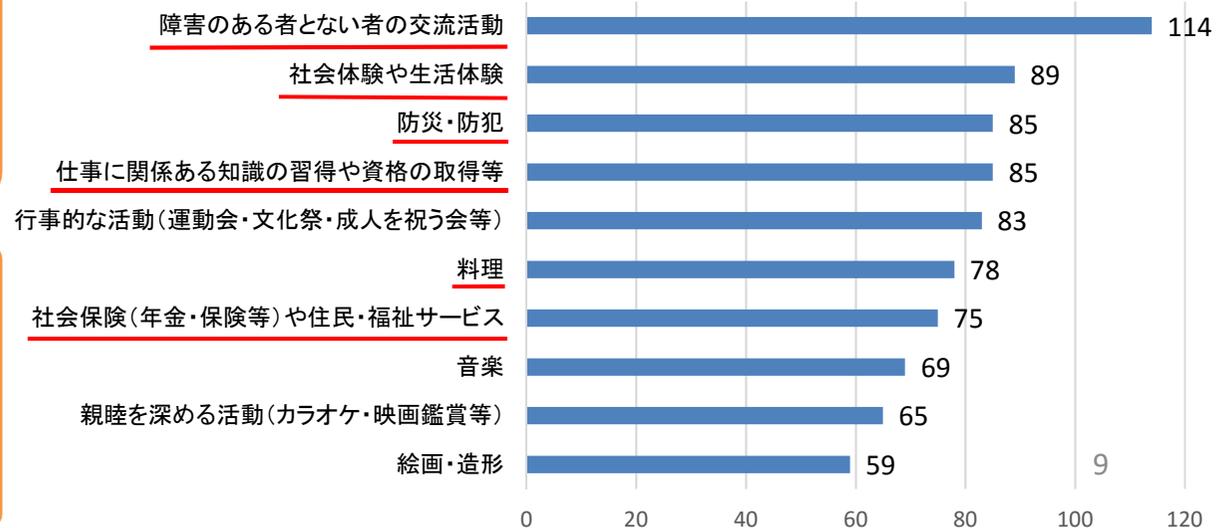
【提供している事業・プログラムの内容】



※その他スポーツは、グランドゴルフ、ボッチャ、ニュースポーツ、サウンドテーブルテニス、車いすテニス等

【今後提供したい事業・プログラムの内容】

(事業・プログラムがないと回答した市区町村)



7-4 学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況③【特別支援学校】

特別支援学校

○現在提供している事業・プログラムは、

- ・同窓会活動や行事的な活動、親睦を深める活動
- ・スポーツや文化的な活動が多くなっている。

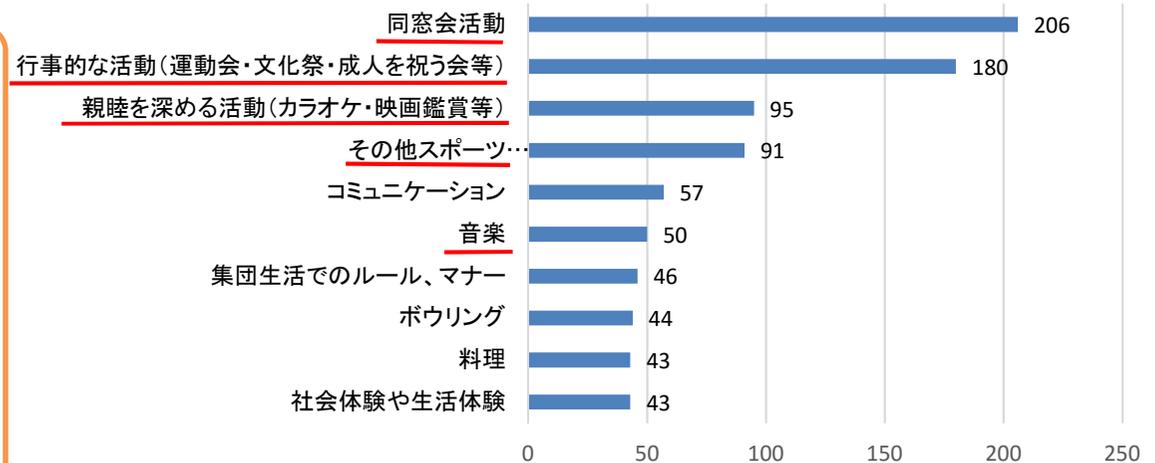
○一方、今後提供したい事業・プログラムとしては、

- ・親睦を深める活動 に加え、
- ・社会生活に必要な知識・スキル
(金銭管理・契約、社会保険や住民・福祉サービス、コミュニケーション、ストレスマネジメント等)
- ・職業において必要な知識・スキル(仕事に関係ある知識の習得や資格の取得等)が多くなっている。



親睦を深める活動などに加え、社会生活・職業に必要な知識・スキルなどの学習を充実していくことが必要

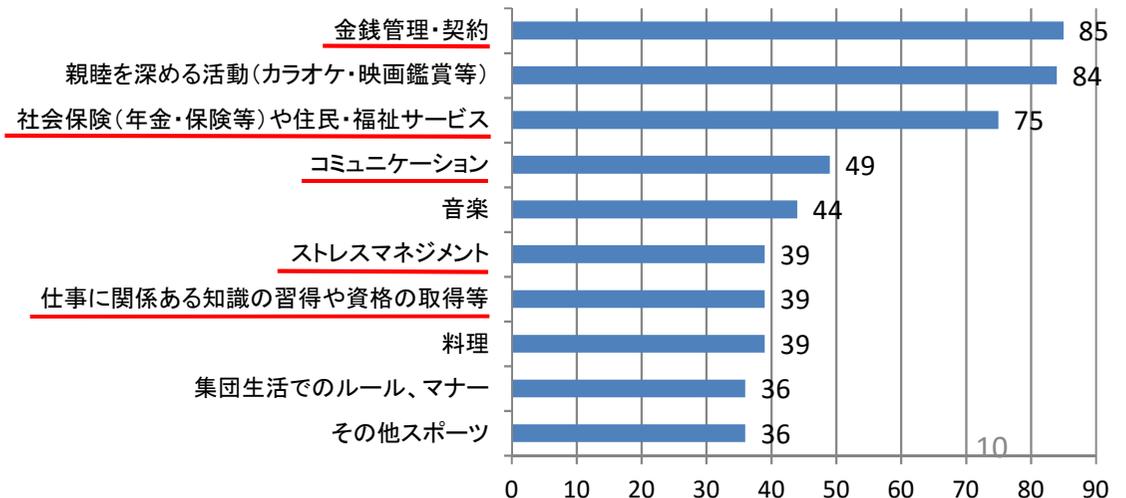
【提供している事業・プログラムの内容】



※その他スポーツは、バスケットボール、ポッチャ、フライングディスク、ソフトバレーボール、ティーボール、キッズチャンバラ等

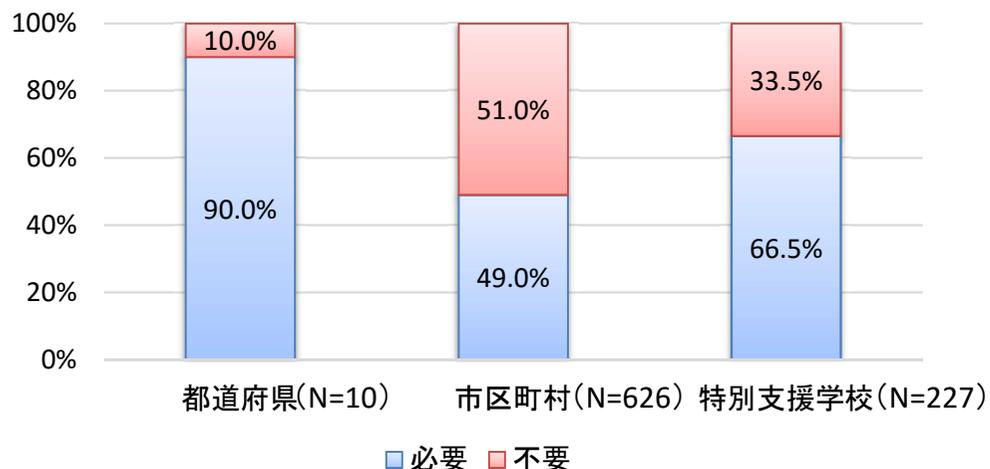
【今後提供したい事業・プログラムの内容】

(事業・プログラムがないと回答した特別支援学校)



7-5 国からの支援の必要性

国からの支援の必要性

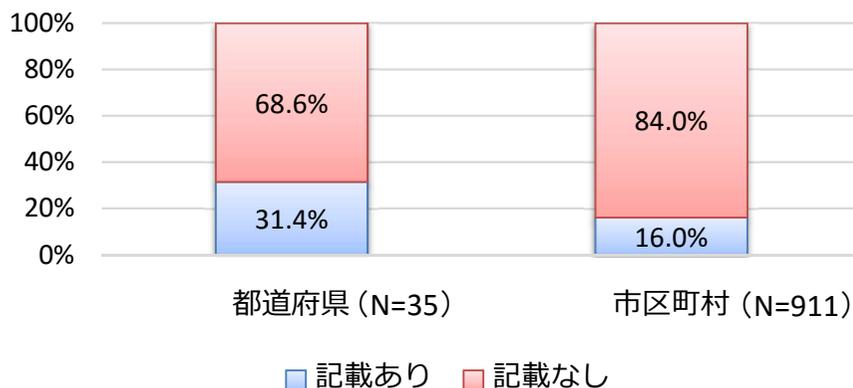


(事業・プログラムがないと回答した都道府県、市区町村、特別支援学校が回答)

○ 求められる国からの支援として、
 ・都道府県においては、「好事例・先進事例の紹介(取組のモデルやプログラムを含む)」
 ・市区町村及び特別支援学校においては、「財政面での支援(講師の確保、備品整備のための補助等)」「人材面での支援(障害者の生涯学習に係る専門スタッフの確保・育成)」
 といった意見が多い。

8 計画における記載の有無

教育全般に関する計画への記載状況



○ 都道府県、市区町村いずれも、教育全般に関する計画において、障害者の生涯学習活動支援に係る施策・事業の記載をしている割合は低い。

都道府県、市区町村ともに、施策・事業の記載の充実を図っていくことが必要

9 把握している本人や保護者のニーズ

	活動の場や 機会の設定	仲間づくりや交流 の機会の設定	財政面での支 援	その他	特に把握し ていない・ 無し
都道府県 (N=11)	3件	4件	1件	0件	5件
市区町村 (N=141)	38件	10件	14件	0件	79件
特別支援学校 (N=187)	68件	26件	7件	12件	74件

* 複数の記述あり

○「活動の場や機会の設定」に関するニーズの例

- ・学びたい意欲はあるが、その場がない。
- ・定期的な学習機会を希望。
- ・社会的スキルに関する学習。
- ・生活費の計画やお金の管理、役所・区役所などへの連絡や書類の提出。
- ・資格の取り方を教えてほしい。
- ・就労に関する学習会の実施を希望。
- ・卒業後の勉強の場がほしい(国語、算数等)
- ・社会参加につながる機会を拡大してほしい。
- ・障害者が主体となって参加できる事業がない。
- ・場が特別支援学校であると通り慣れていて良い。
- ・文化・芸術活動の発表の場の確保。
- ・身近なところで生涯スポーツに参加できると良い。

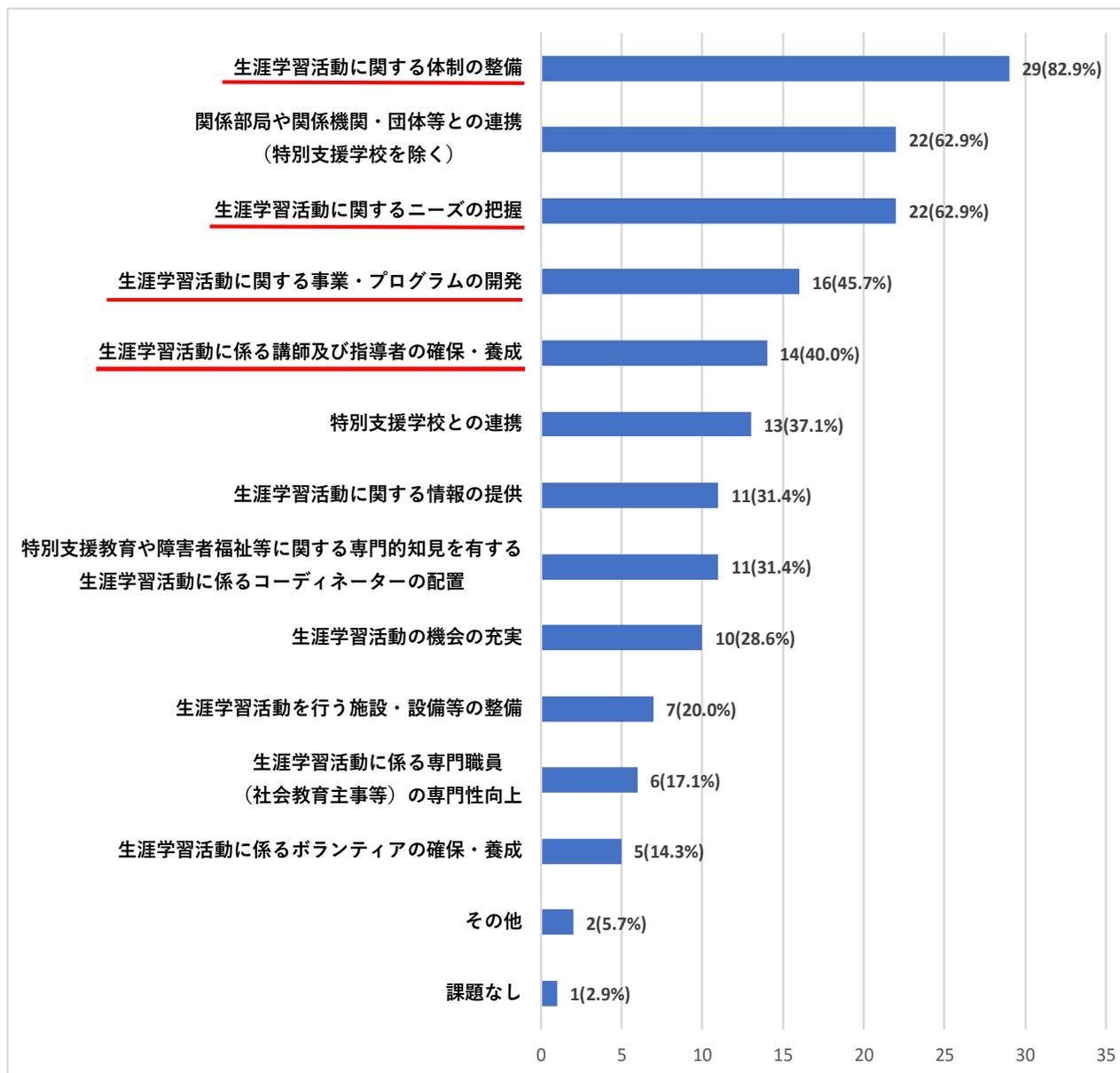
○「仲間づくりや交流の機会の設定」に関するニーズの例

- ・障害者の日常は作業所、家庭、グループホームの中だけでの生活を余儀なくされており、それ以外の交流の場が必要。障害の有無を越えた方が集まれる安心安全な場が必要。
- ・学校卒業後、友人と会う機会が減ってしまうので、友人等と定期的に合って一緒に活動できる場や親子で参加できる場があればよい
- ・市民との交流
- ・障がい者への理解・啓発の促進
- ・どこに聞けば情報が得られるかが分からない。
(情報ステーションのようなものがあれば利用したい。)

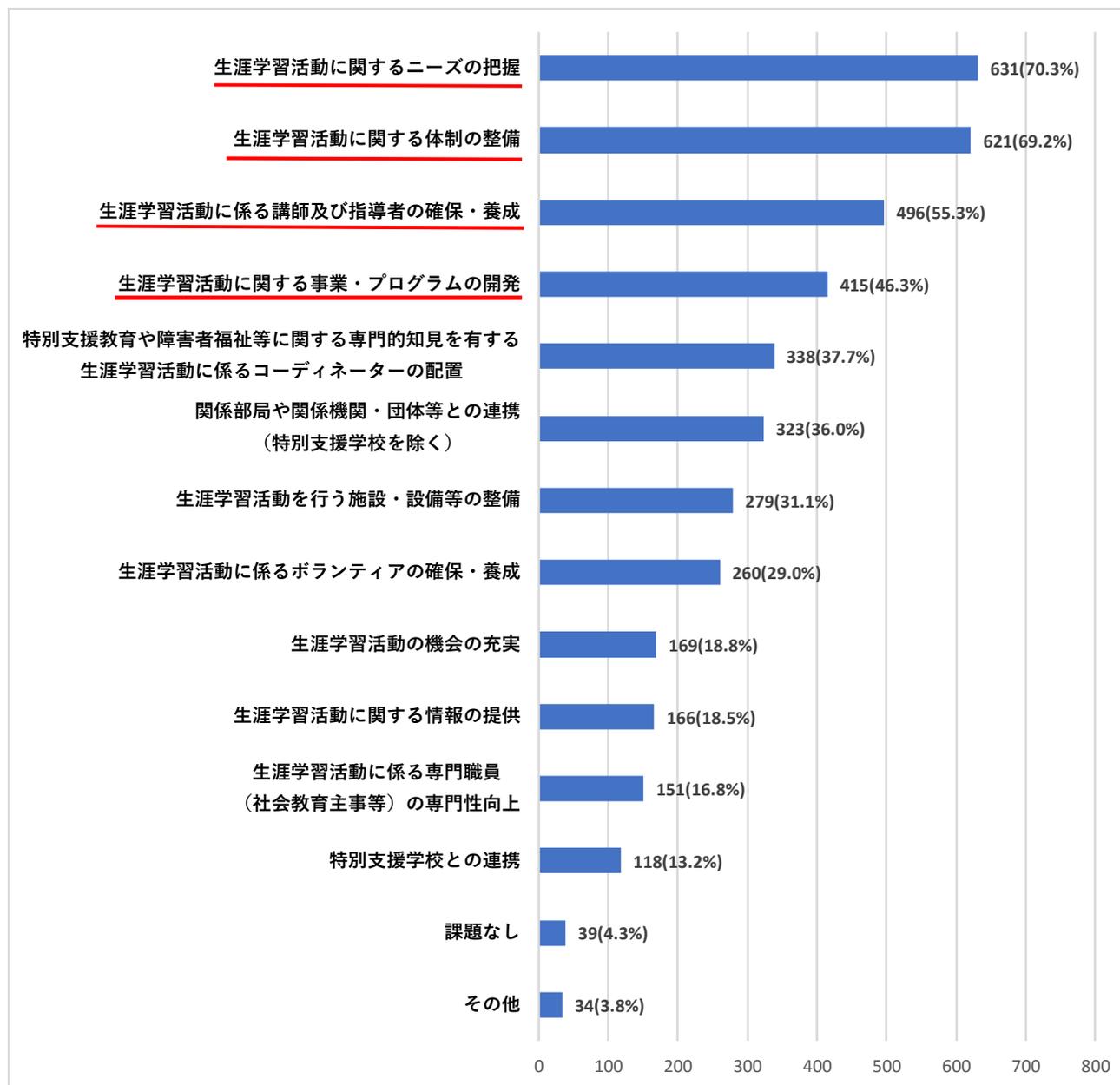
◎障害者は学校卒業後の活動の場が限られており、社会生活を自立して送るための学びや、様々な人と交流する機会・場所を求めている。

1 1 障害者の生涯学習活動を推進する上での優先的な課題

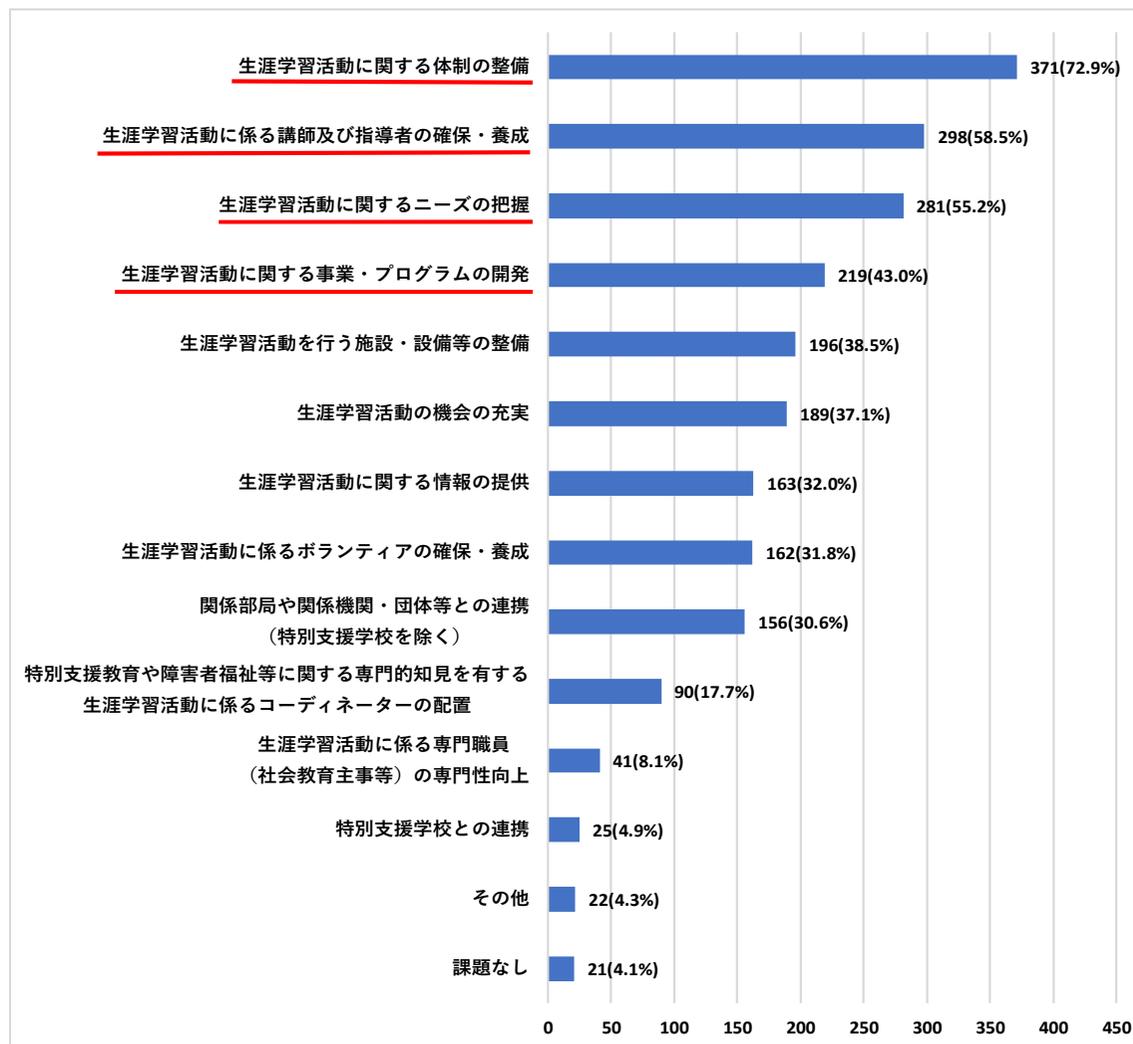
<都道府県>



<市区町村>



<特別支援学校>



○ 都道府県、市区町村、特別支援学校いずれにおいても、

- ・生涯学習活動に関する体制整備
- ・生涯学習活動に関するニーズ把握
- ・生涯学習活動に係る講師及び指導者の確保・養成
- ・生涯学習活動に関する事業・プログラムの開発

が課題としてあげられた。

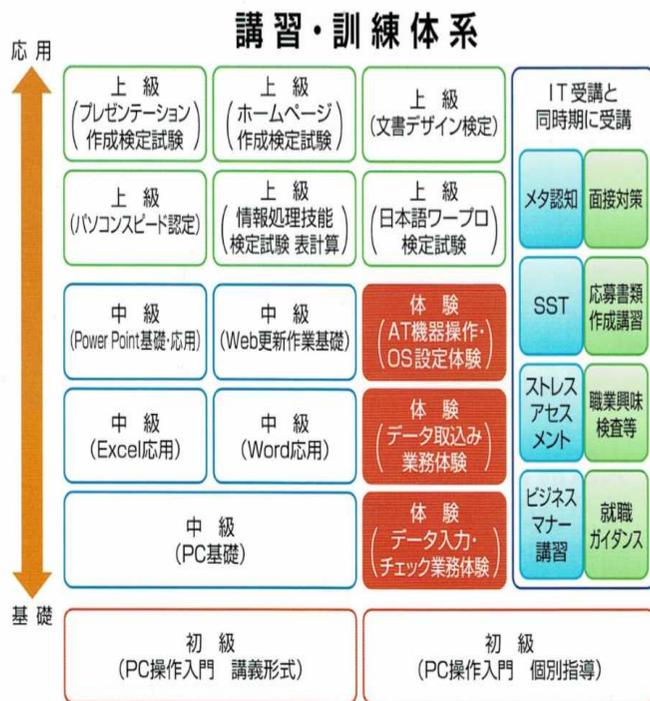
体制整備については、全体として組織・人材等が整備されていない状況が明らかになった。

10 訪問調査事例① 大阪府:「ITステーション就労促進事業」

【実施の経緯】

視覚障害者の団体から声が寄せられ、情報格差の解消を目的にした事業からスタート。障害者がIT技術を身に付けていくことで、就職の実現につながると考え、就労支援を目的とした本事業に転換されていった。本事業は、平成24年から始まり、大阪府が社会福祉法人大阪障害者自立支援協会に委託して行われている。

【内容】



【特長】

- ・本人の生活や体調に合わせて受講できるよう、受講日は柔軟に調整できる。
- ・中級からは各障害種別に応じて行う。
- ・ITに関する講座だけでなく、就職に必要な力も学ぶ講座がある。

等

【成果と課題】

- ・就職者人数の目標値を掲げ、毎年一定の成果を上げている。
- ・府と市町村の役割を整理し、本事業を継続しながらも、市町村に支援ボラの派遣も検討している。
- ・重度の障害者を対象に、視線入力装置等の最新のIT技術を活用したスキルが学べる講座も設けることができるように計画している。

(このパンフレットは平成29年度の講習内容を掲載しています)
(大阪府ITステーションパンフレットより)

* 受講料無料

10 訪問調査事例②

東京都中野区「自宅を教室に」～励まし合い・支え合い・学び合う社会教育訪問学級～

【実施の経緯】 1981年(昭和56年)の国際障害者年に「完全参加と平等」という目標を

実現するため、区の社会教育事業として開設された。一人で外出することが難しい身体障害のある受講者の「学びたい」という学習意欲に応えられるよう、区が紹介した講師が直接受講者の自宅を訪問し、マンツーマンでの学習指導を行う。

【内容と特長】

①対象

中野区在住の18歳以上で、学びたいという意欲がありながら、身体に障害があるために一人での外出が困難である方。

②学習科目

受講者は希望にもとづき1科目を学習する。これまでに実施した学習科目の例:国語、英会話、ドイツ語、絵手紙、水彩画、パステル画、習字、ピアノ、声楽、大正琴、謡、折り紙、編み物、洋裁、華道、ワープロ、パソコン等。

③学習方法

学習は6月から翌年の2月まで、月2回、1回2時間程度(年間18回以内)行われる。

受講料は無料だが、教材費等は受講者の自己負担となる。

受講者、家族、講師、担当者が一堂に会して、作品展・交流発表会も開催している。

【成果と課題】

- ・毎年の交流発表会では、学ぶことで自信や生きがいを得た受講者の声や、それを支える講師の喜びの声があがっている。
- ・事業開設から平成29年度までの36年間における受講者は、延べ574人にのぼる。
- ・開設当初は、就学免除で学校教育を受けることなく成人した受講者も多く、識字等のニーズが高かったが、近年の受講希望者は一桁台にとどまっている。
- ・今後は、学校教育関係者や医療関係者への情報提供を通じて潜在的なニーズの掘り起こしを行い、福祉事業との連携を図ることが課題。



写真: 交流発表会



写真: 作品展の様子

10 訪問調査事例③

香川県立高松養護学校「香川県ひまわり親の会 夏期集中研修会」

主催：香川県ひまわり親の会 後援：香川県立高松養護学校

【実施の経緯】

香川県立高松養護学校の保護者が「子どもたちの体の学習の場を作りたい」と、昭和57年に保護者の会を発足し、35年継続して開催している。

【概要】

- ・7つの学習班(右記)により構成し、参加者が好きな活動に参加する。
- ・参加者は、高松養護学校の在校生及び卒業生に加え、近隣の養護学校の在校生及び卒業生。保護者も。
- ・当初、動作法の訓練会として始まったが、障害のある当事者や保護者のニーズを踏まえて活動班を増やし、興味関心に応じて活動が選べるようにしてきた。

【内容】

- 運動・動作学習班
- 感覚運動学習班
- おもちゃで遊ぼう班
- コーデウィッシュ班
- 静的弛緩誘導班
- 親子でde学習班
- プール活動班



写真：感覚運動学習班の活動の様子

【成果と課題】

- ・高松養護学校の他、近隣の養護学校や卒業生の参加もあり、仲間関係の広がりがみられる。
- ・準備や実施が大掛かりになっている。効率的にしていける工夫の検討や継続していくための人材確保(育成)や資金面の検討も必要である。

11 まとめと今後の課題

1. 障害者が真に参加できる生涯学習の機会を充実させること
2. 地方公共団体における障害者の学習プログラム・体制を充実させること
3. 福祉・労働分野における関連事業を効果的に活用して「学習の視点」を持つプログラムを充実させること
4. 事業の運営に当事者や保護者が参加することや当事者のニーズを把握・対応すること
5. 障害者の生涯学習に対する関係者の認識の共有化を図り意識を高めること
6. さらなる調査研究の必要性

平成 29 年度
開かれた大学づくりに関する調査研究【調査報告書（抜粋）】

地方公共団体（公民館等／地域生活支援事業担当）へのアンケート調査結果（抜粋）

1 目的

- ・学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等の収集
- ・都道府県・市区町村が行う地域生活支援事業を通じた学習活動支援事例の収集

2 実施時期および方法

平成31年1月7日～2月4日

全国自治体の障害者支援担当経由によるeメールアンケート調査

3 対象

- A: 学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等のアンケート調査
都道府県，市区町村配下の公立公民館，生涯学習センター等を対象
回答数 2,734施設。内訳は下記のとおり。

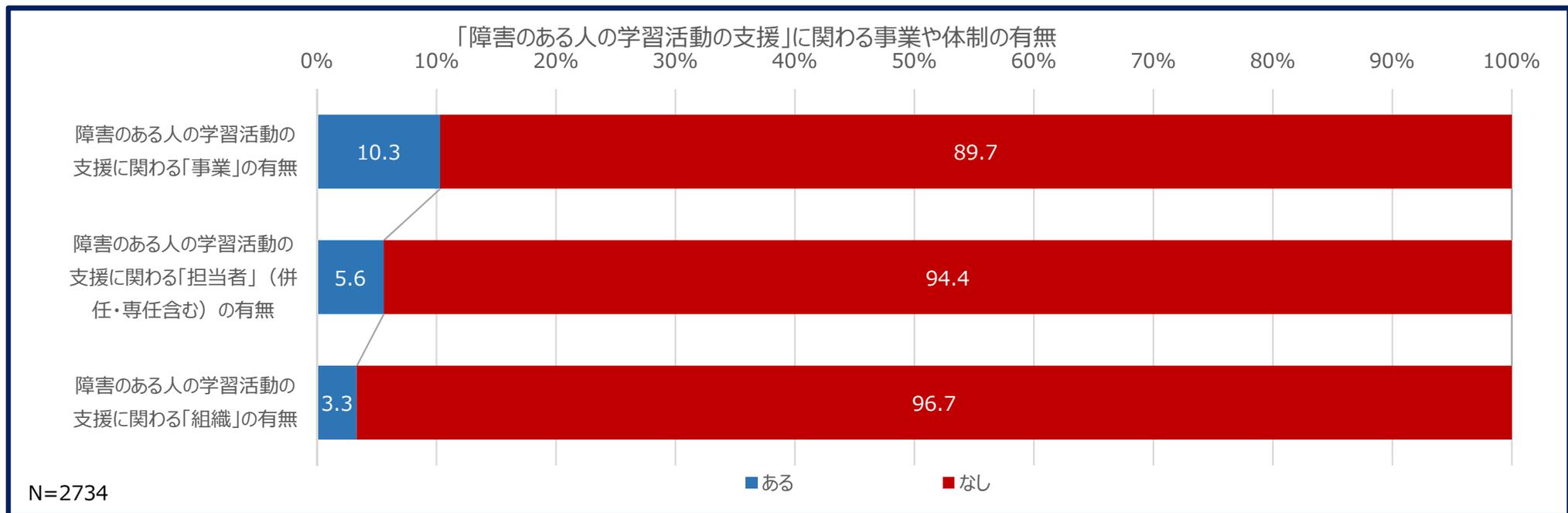
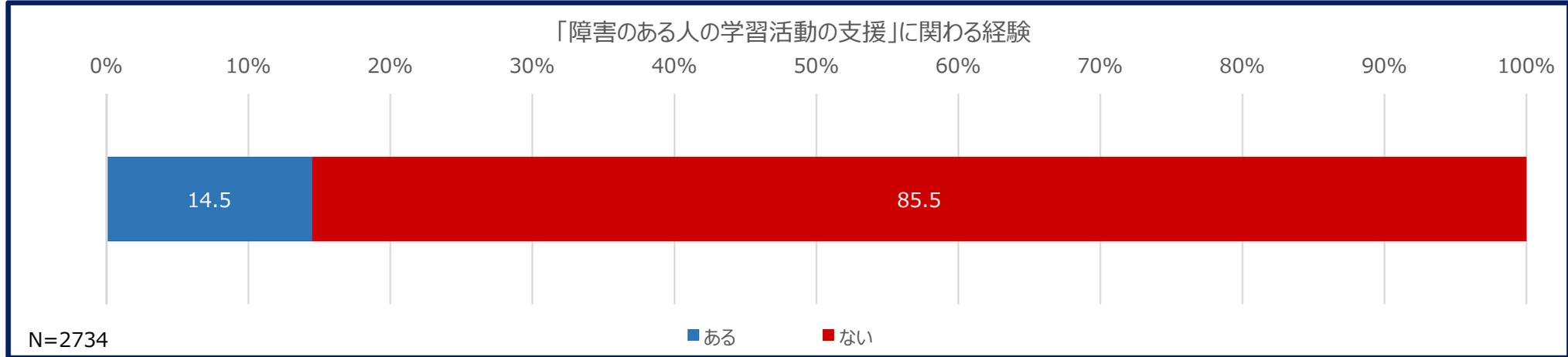


- B: 都道府県・市区町村が行う地域生活支援事業を通じた学習活動支援事例アンケート調査
都道府県，市区町村内の障害者福祉担当課・地域生活支援事業担当を対象
回答数 都道府県29，市区町村838。

学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の障害要因・促進要因等のアンケート調査
結果概要

■「障害者の学習活動の支援」の経験, 事業, 担当者, 組織の有無

- 障害者の学習活動の支援に関わった経験がある公民館等は14.5%である。
- 障害者の学習活動の支援に関わる事業を行っている公民館等は10.3%である。
- 障害者の学習活動の支援に関わる担当者がいるのは5.6%。組織があるのは3.3%である。

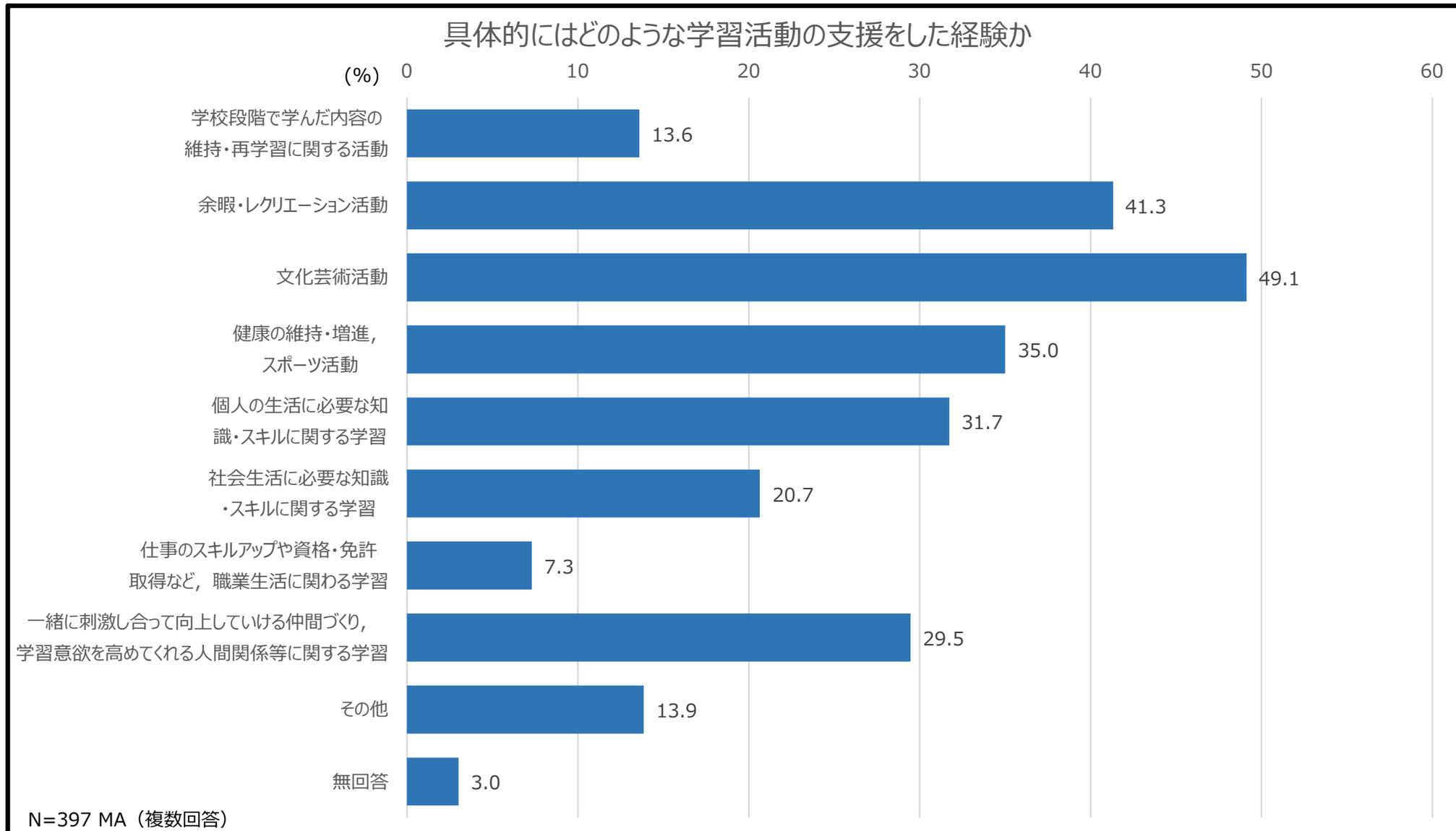


出典: 文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

「障害者の学習活動の支援」経験のある学習分野

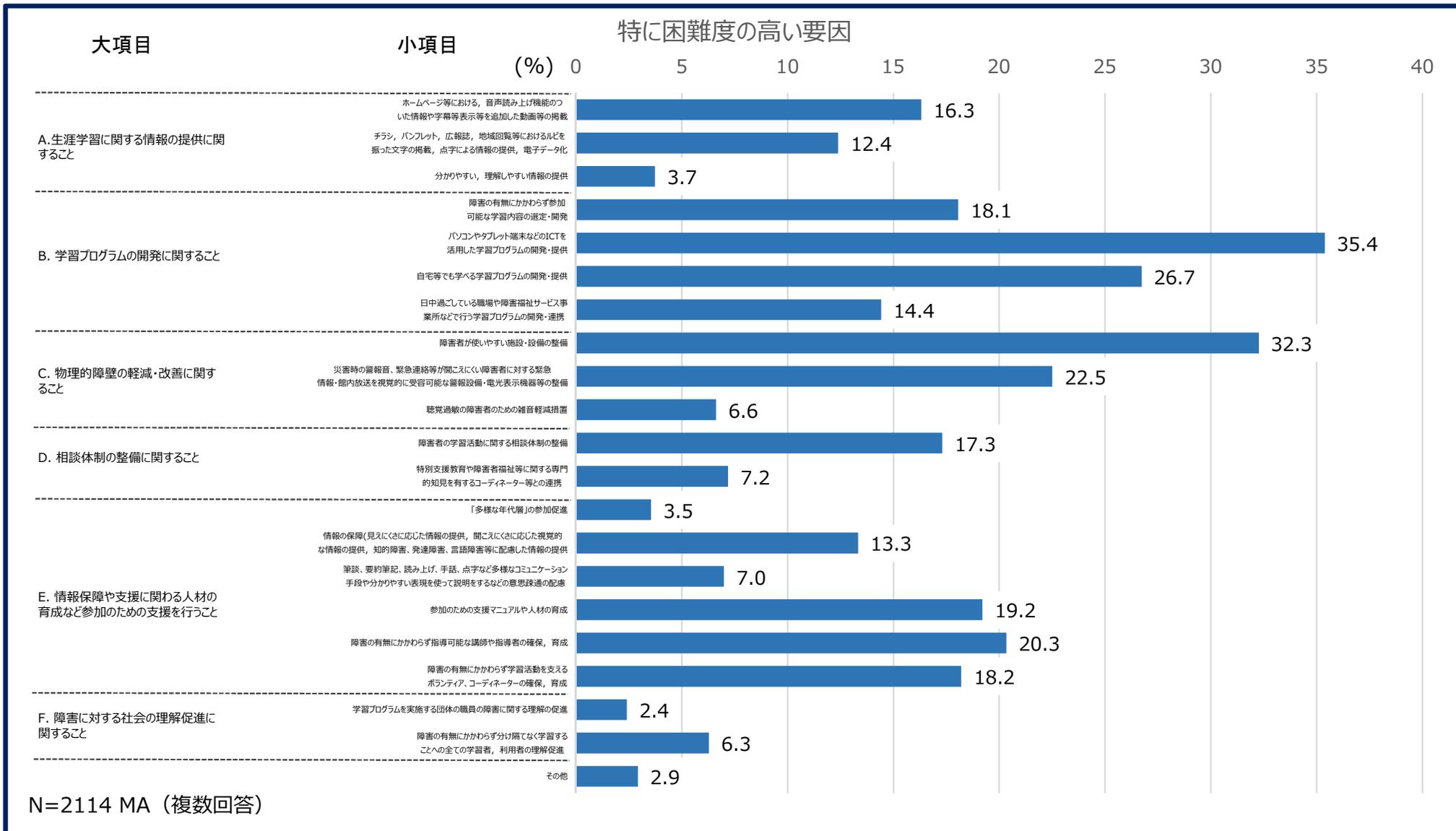
* 障害のある人の学習活動の支援に関わる経験が「有る」施設のみへの回答

- 文化芸術活動が最も多く、次いで余暇・レクリエーション活動、健康増進・スポーツ活動の順となっている。
- 個人の生活に関する知識・スキル、仲間づくりや学習意欲を高める人間関係に関する学習支援も30%近くある。



「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラム」が困難である要因

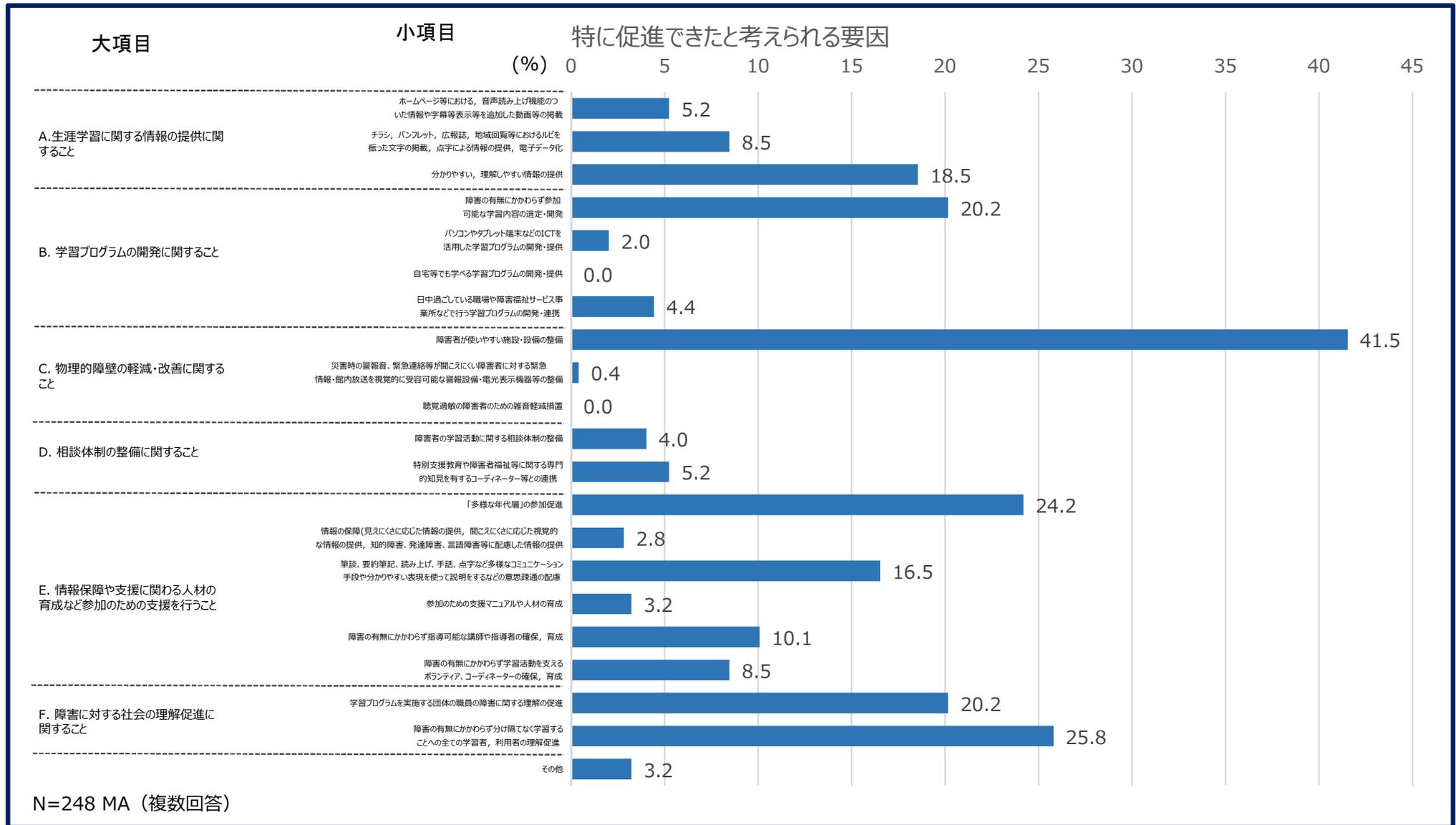
- 「ICTを活用した学習プログラムの開発・推進」「自宅等で学べる学習プログラムの開発・提供」や、「障害者が使いやすい施設・設備の整備」、「障害者に対する警報設備等の整備」を特に困難とする公民館等が多い。
- 支援にかかわる人材の育成や確保等を困難としている公民館等も多い。



「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラム」を推進できた要因

* 障害のある人の学習活動の支援に関わる経験が「有る」施設、かつ「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラムを実施する」施設のみへの回答

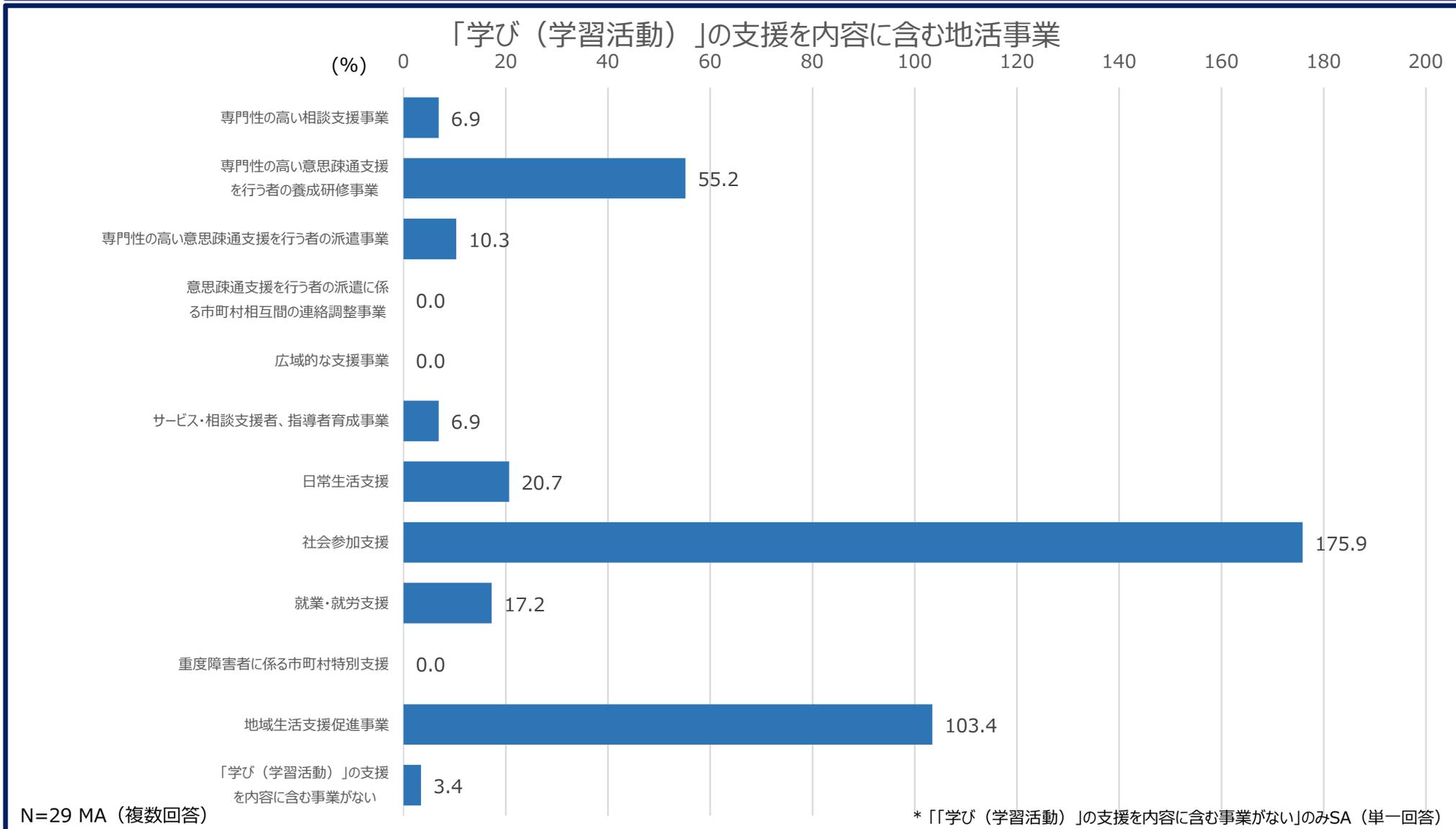
- 障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラムを推進できた要因としては、「障害者が使いやすい施設・設備の整備」, 「障害の有無に関わらず分け隔てなく学習をすることへの全学習者の理解促進」の順に高くなっている。



地域生活支援事業を通じた学習活動支援
事例アンケート調査結果概要
(都道府県・市区町村)

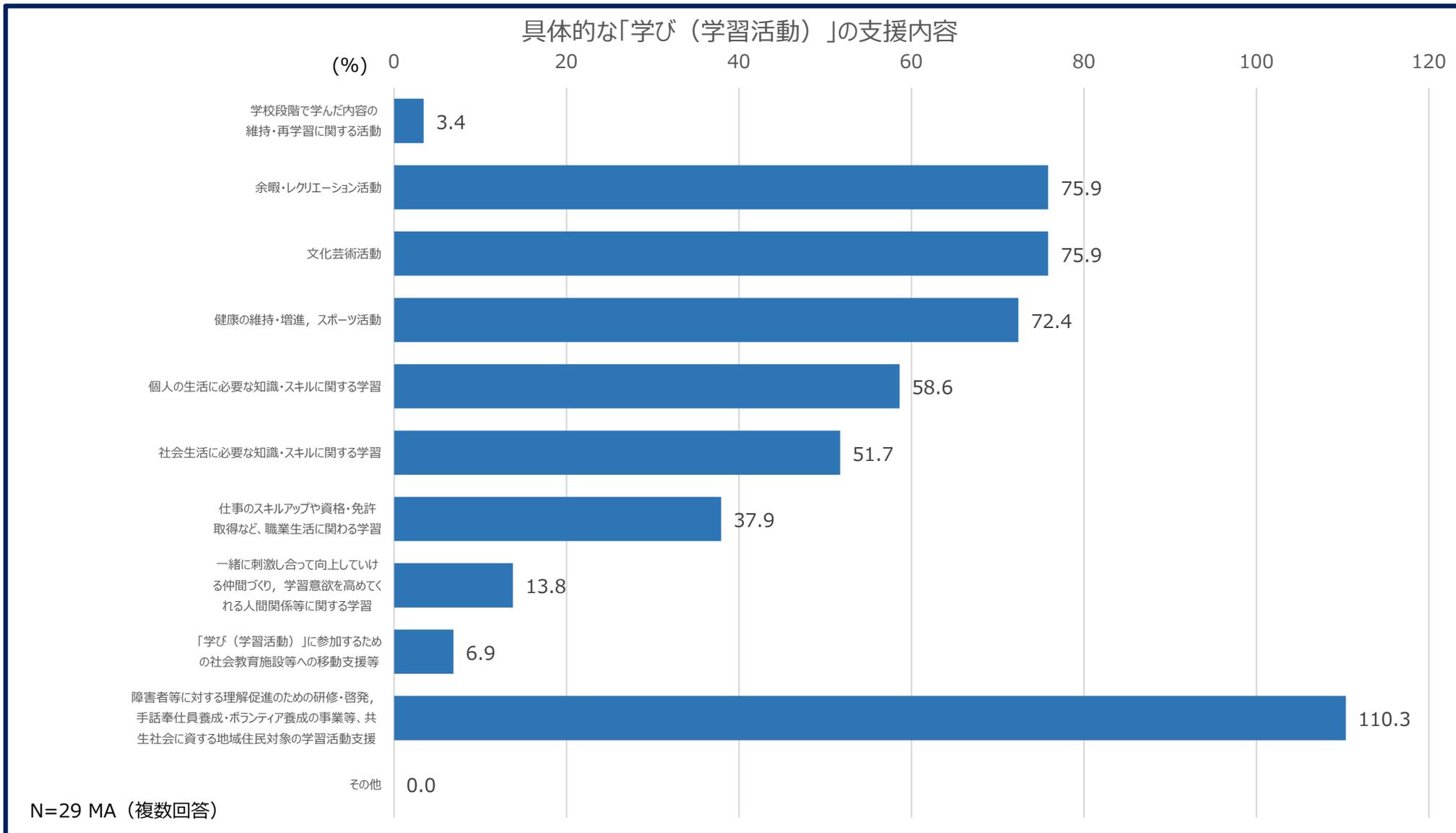
「学び(学習活動)」の支援を内容に含む地域生活支援事業(都道府県)

- 「社会参加支援」「地域生活支援促進事業」において学び(学習活動)の支援を内容に含むことが多い。
 ※「社会参加支援」には「スポーツ・レクリエーション教室開催」や「文化芸術活動振興」が含まれる。
 ※「地域生活促進事業」には「障害者芸術文化祭・開催事業」や「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」が含まれる。



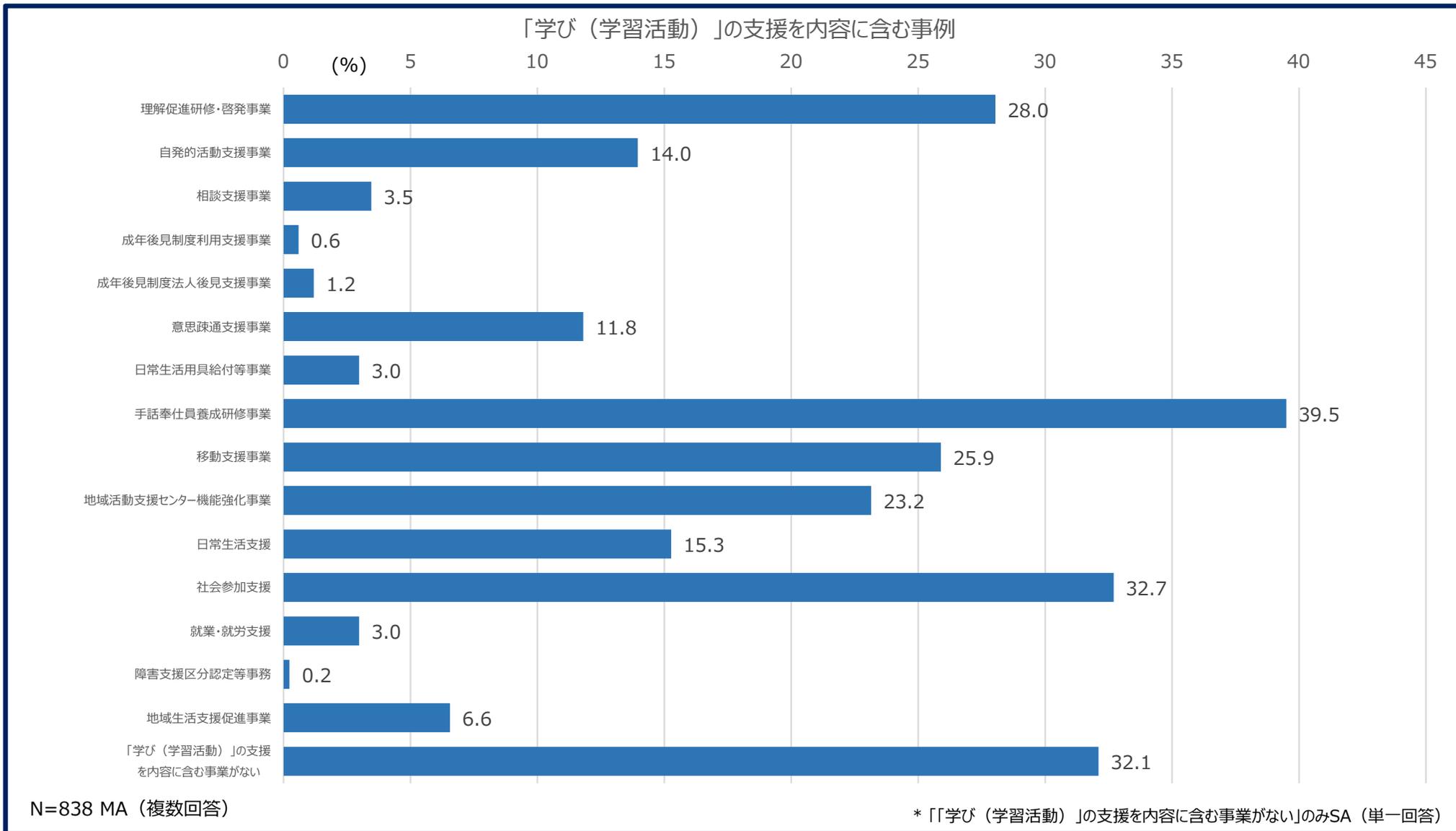
■具体的な「学び(学習活動)」の支援内容(都道府県)

- 学び(学習活動)の支援内容としては「障害者等に対する理解促進のための研修・啓発, 手話奉仕員養成・ボランティア養成の事業等, 共生社会に資する地域住民対象の学習活動支援」を挙げたところが多い。
- 次いで、「余暇・レクリエーション活動」「文化芸術活動」「健康の維持・増進, スポーツ活動」が高い割合になっている。



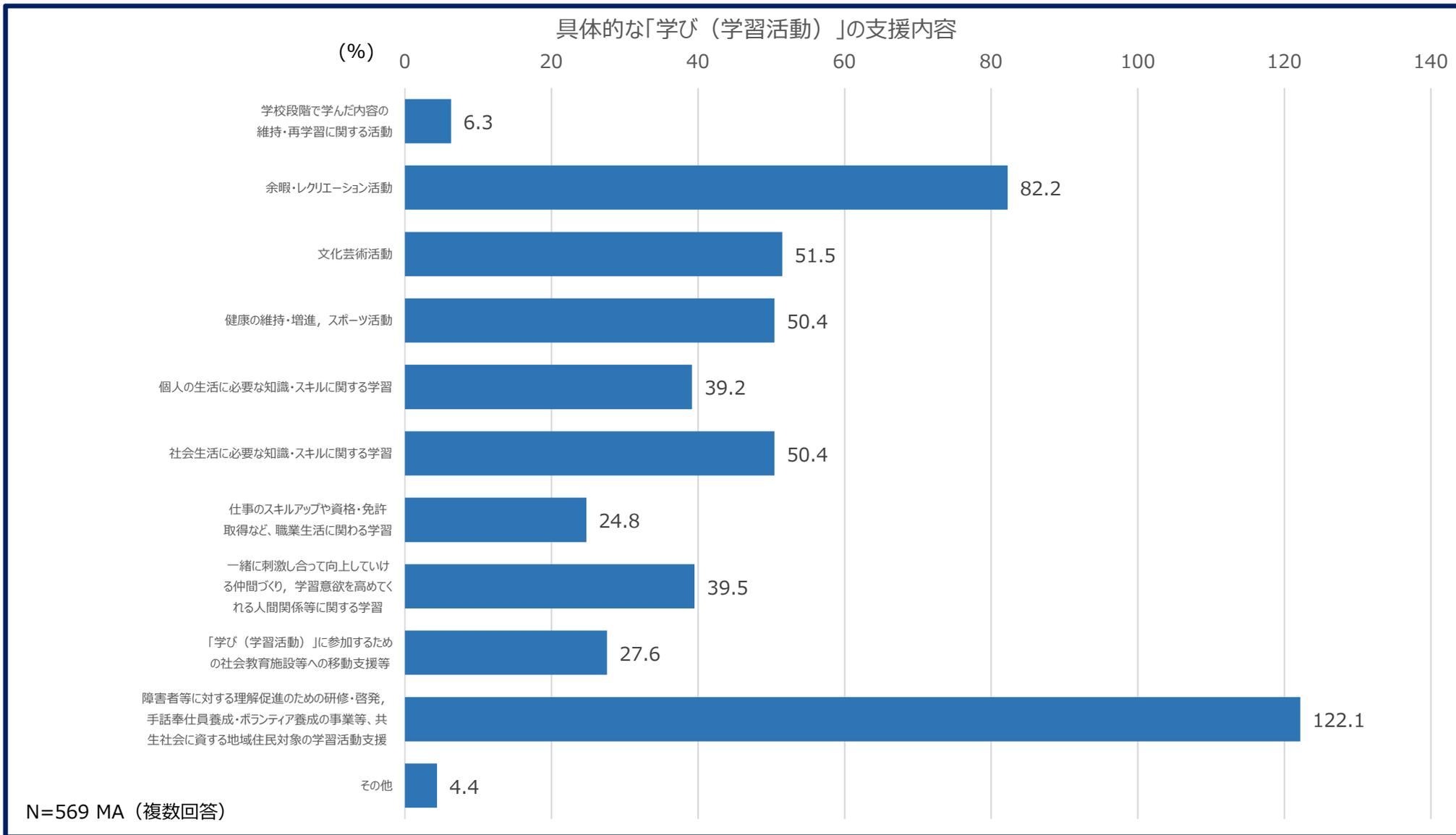
「学び(学習活動)」の支援を内容に含む地域生活支援事業(市区町村)

- 回答した30%以上の市区町村が学びの支援を含む事業がないと回答。
- 学び(学習活動)の支援を内容に含むものとしては、「手話奉仕員養成研修事業」が40%近くで最も多く、次いで、「社会参加支援」「理解促進研修・啓発事業」の順に高くなっている。



■具体的な「学び(学習活動)」の支援内容(市区町村)

- 「障害者等に対する理解促進のための研修・啓発, 手話奉仕員養成・ボランティア養成の事業等, 共生社会に資する地域住民対象の学習活動支援」「余暇・レクリエーション活動」の順に高くなっている。



「障害者に関する世論調査」の概要（抜粋）

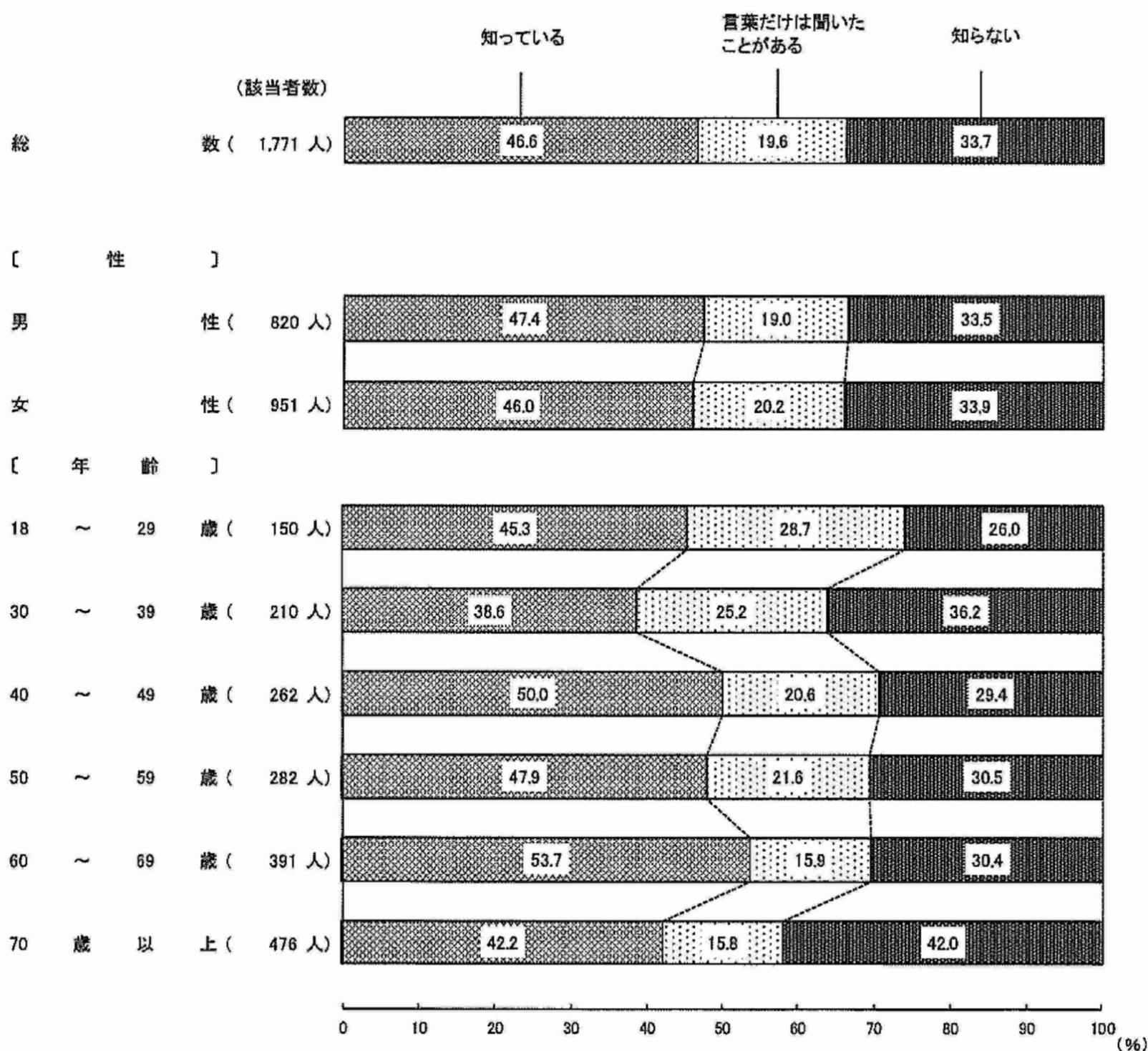
調査主体	内閣府
調査対象	全国の日本国籍を有する 18 歳以上の者 3,000 人 有効回収率 1,771 人（回収率 59.0%）
調査期間	平成 29 年 8 月 3 日～8 月 13 日（調査員による個別面接聴取）
調査目的	障害及び障害者に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
調査項目	1 障害者に対する意識について 2 障害者とのふれあいについて 3 障害者関連施策について
調査実績	「障害者に関する世論調査」 (昭和 62 年 7 月、平成 4 年 8 月、9 年 7 月、13 年 9 月、19 年 2 月、24 年 7 月) 「障害者の社会参加に関する特別世論調査」（平成 17 年 1 月） (平成 18 年度の調査から、調査対象者に調査主体が「内閣府」であることを提示した上で実施。)
その他	平成 28 年度から調査対象者の年齢を 18 歳以上に引き下げているため、20 歳以上を対象としていた前回調査までとの単純な比較には注意を要する。

1 障害者に対する意識について
 (1) 「共生社会」の周知度

問1 あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。この中から1つだけお答えください。

平成29年8月 (参考)平成24年7月

・知っている	46.6%	40.9%
・言葉だけは聞いたことがある	19.6%	24.2%
・知らない	33.7%	35.0%

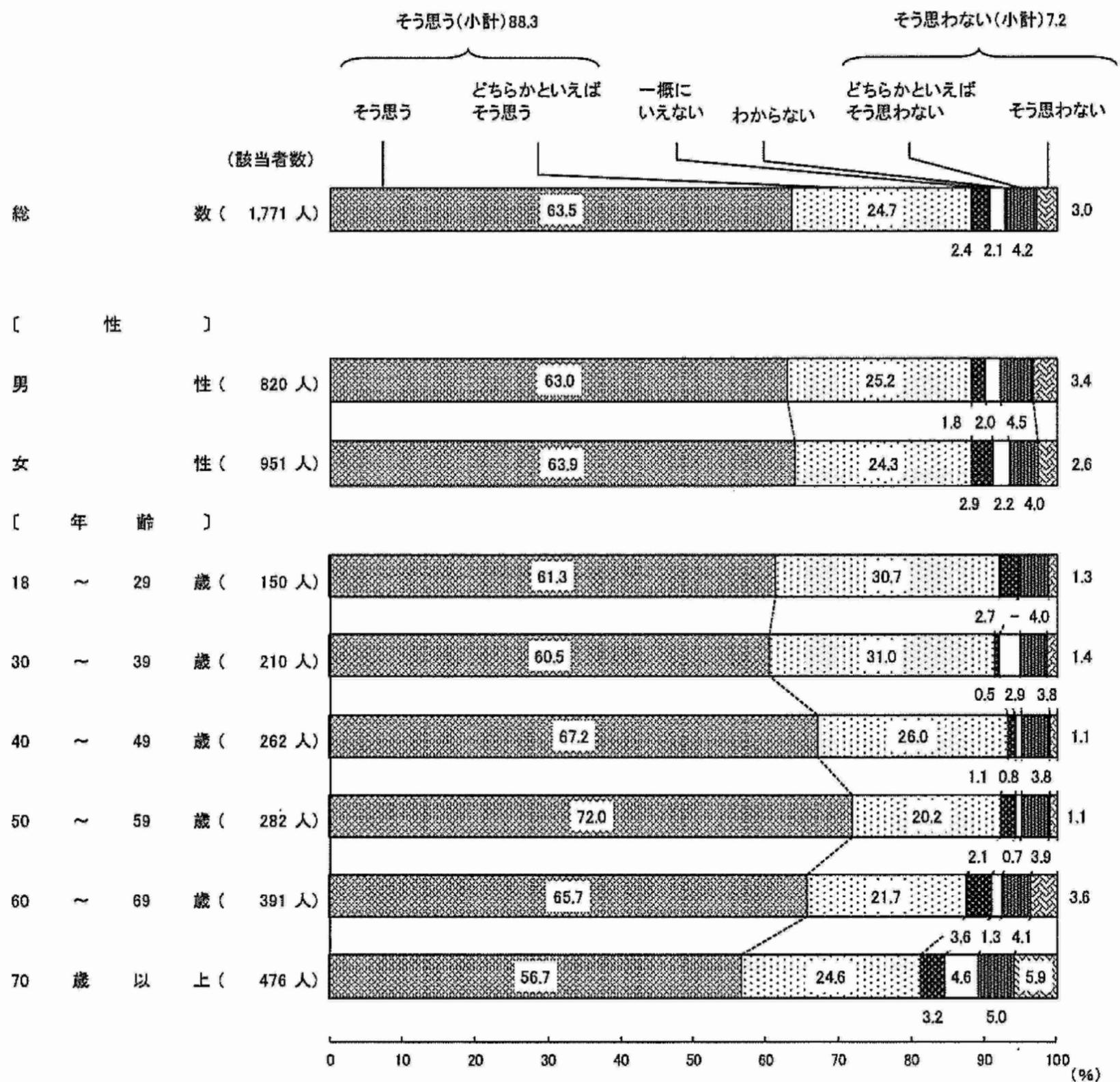


(2) 「共生社会」の考え方について

問2 国や地方公共団体では、「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。あなたは、この「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、どう思いますか。この中から1つだけお答えください。

平成29年8月 (参考)平成24年7月

そう思う (小計)	88.3%	88.4%
・そう思う	63.5%	64.2%
・どちらかといえばそう思う	24.7%	24.2%
そう思わない (小計)	7.2%	7.9%
・どちらかといえばそう思わない	4.2%	4.9%
・そう思わない	3.0%	3.0%



(2) 手助けの経験

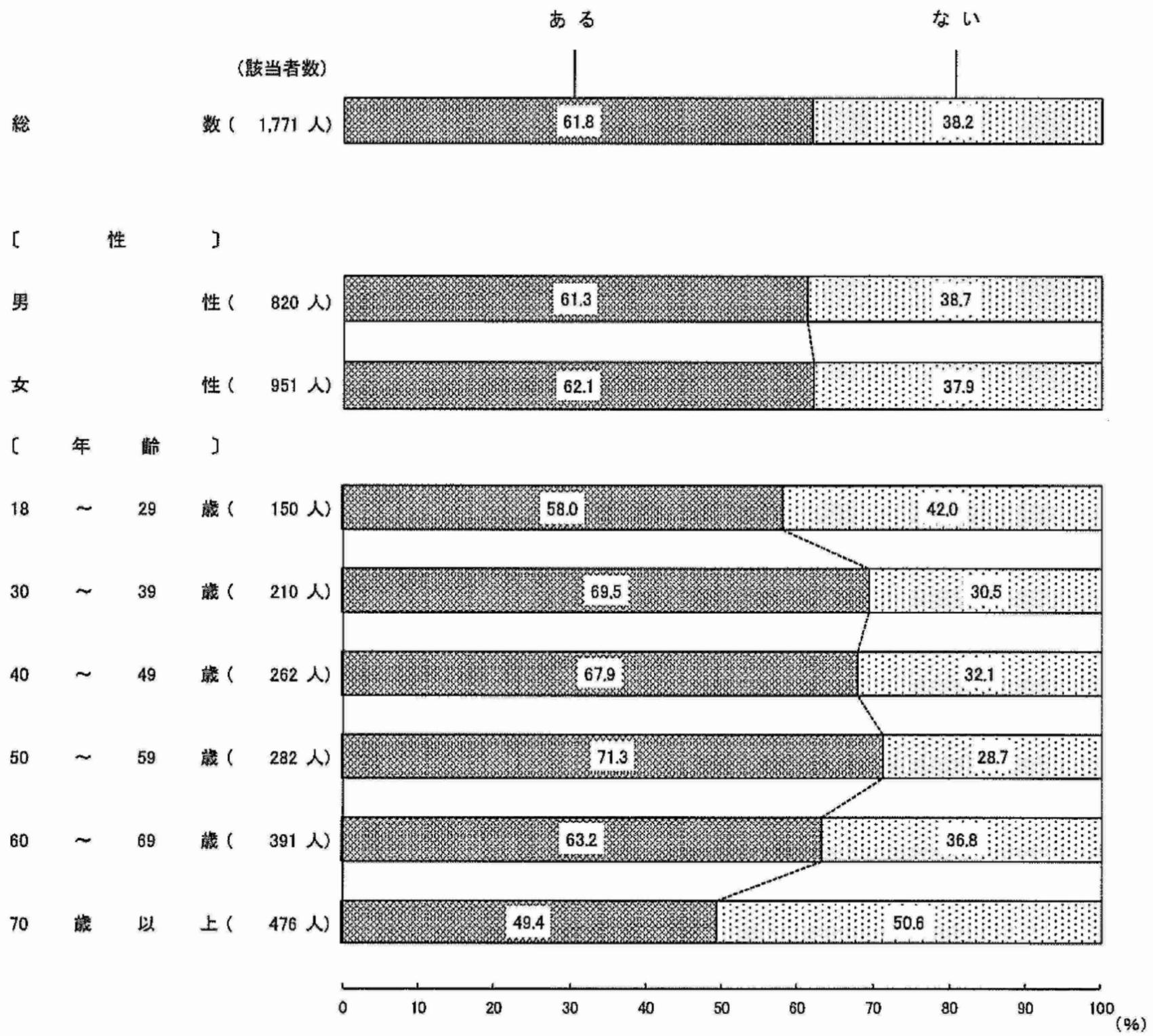
問5 あなたは、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか。

平成 29 年 8 月

- ・ある
- ・ない

61.8%

38.2%



ア 手助けをした理由

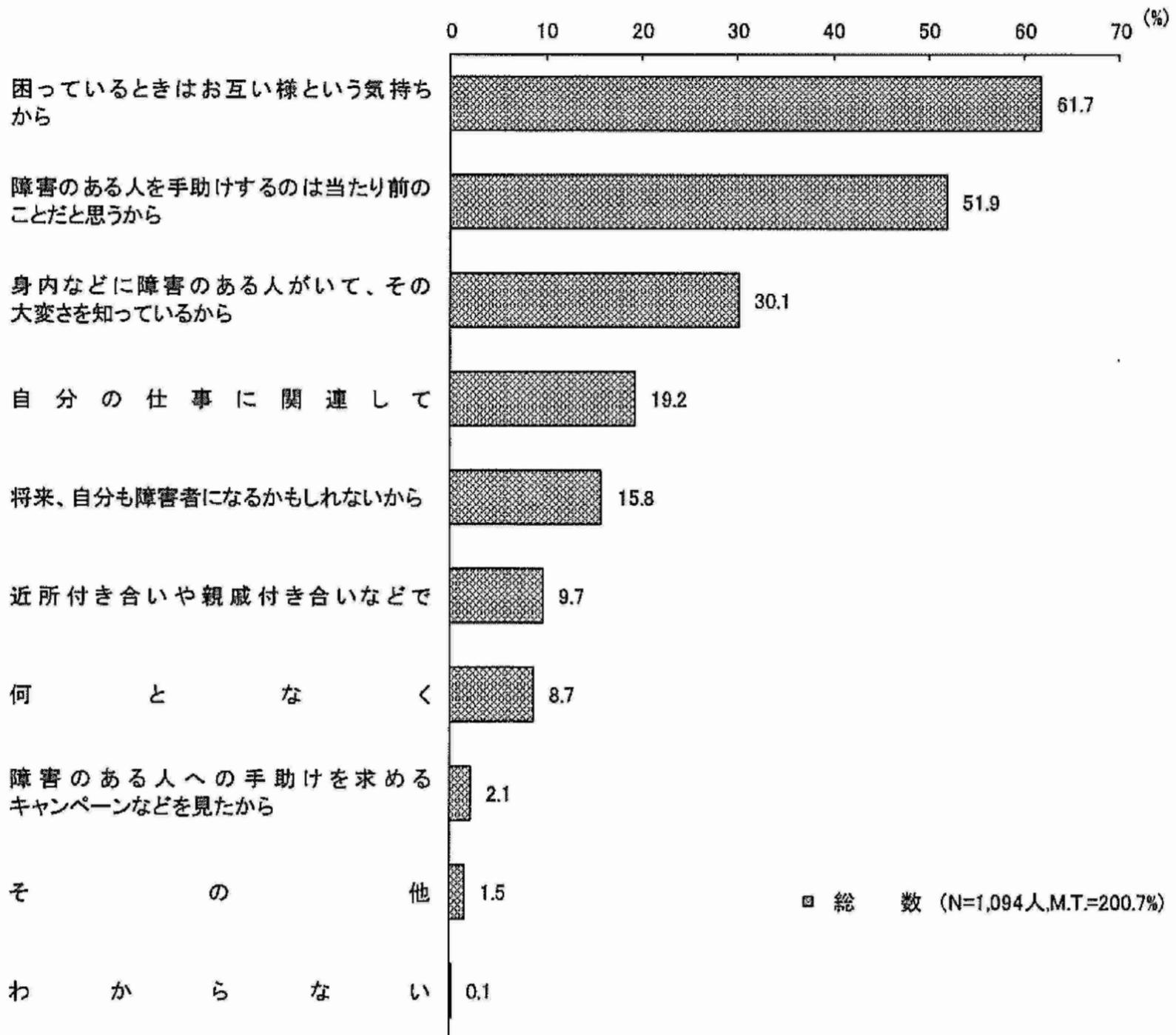
更問 (問5で「ある」と答えた方(1,094人)に)
 それはどのような気持ちからでしょうか。この中からいくつでもあげてください。
 (複数回答)

(上位3項目)

平成29年8月

- ・困っているときはお互い様という気持ちから 61.7%
- ・障害のある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから 51.9%
- ・身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから 30.1%

(障害のある人に手助けをしたことがあると答えた者に、複数回答)



イ 手助けをしたことがない理由

更問 (問5で「ない」と答えた方(677人)に)
 なかったのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位2項目)

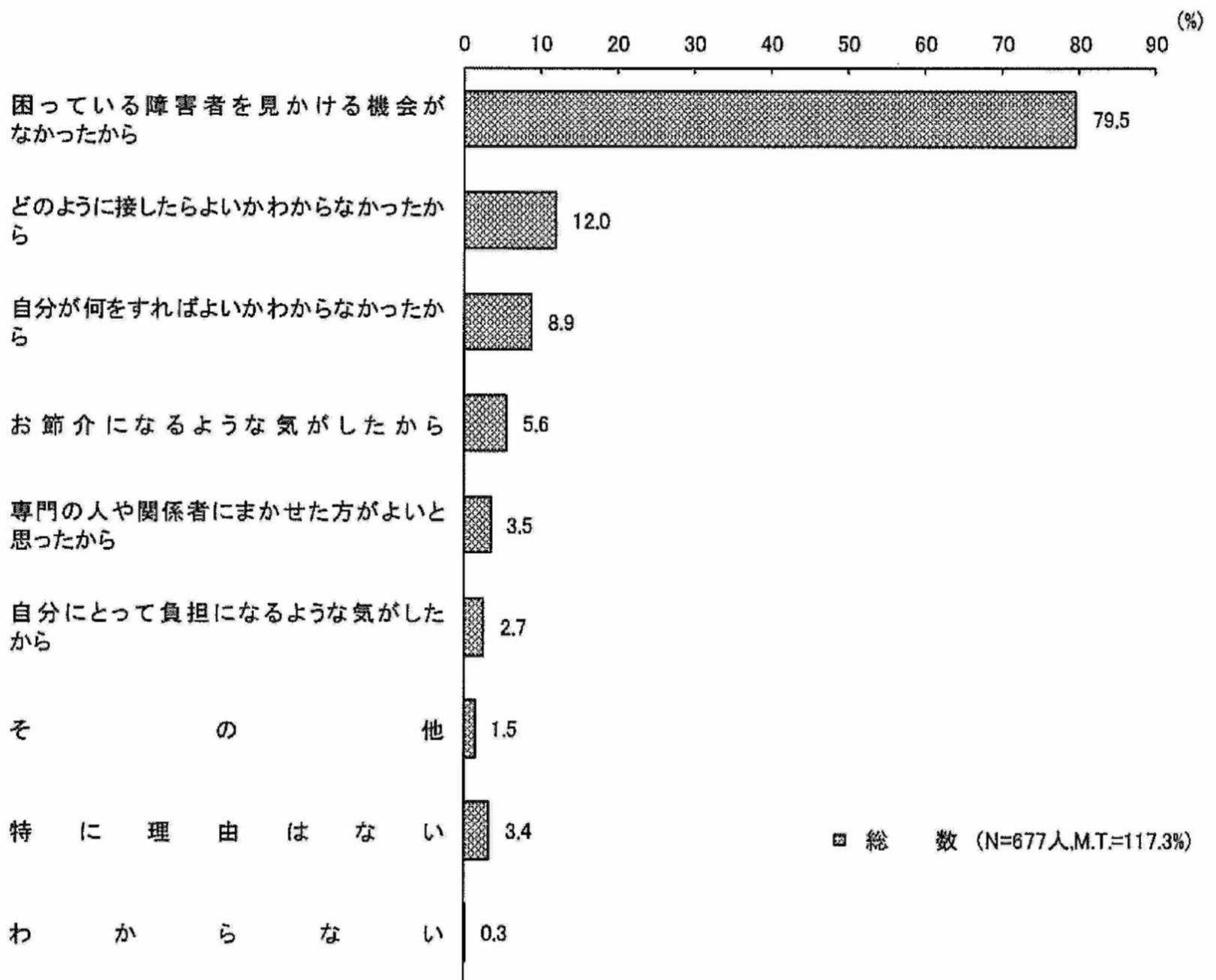
平成29年8月

- ・困っている障害者を見かける機会がなかったから
- ・どのように接したらよいかわからなかったから

79.5%

12.0%

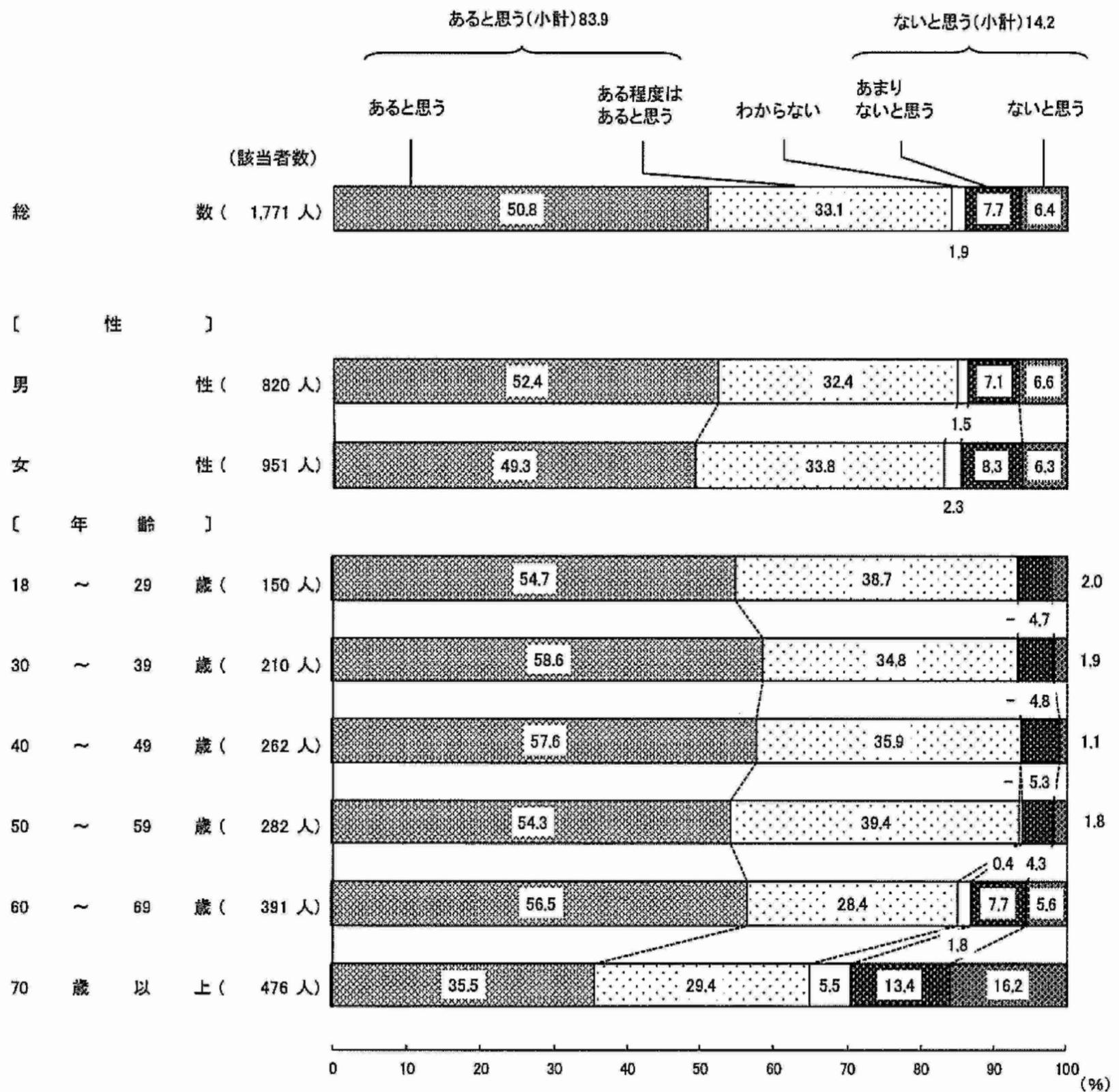
(障害のある人に手助けをしたことがないと答えた者に、複数回答)



(3) 差別や偏見の有無

問6 あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。この中から1つだけお答えください。

	平成29年8月	(参考)平成24年7月
<u>あると思う (小計)</u>	<u>83.9%</u>	<u>89.2%</u>
・あると思う	50.8%	56.1%
・ある程度はあると思う	33.1%	33.0%
<u>ないと思う (小計)</u>	<u>14.2%</u>	<u>9.7%</u>
・あまりないと思う	7.7%	※
・ないと思う	6.4%	9.7%



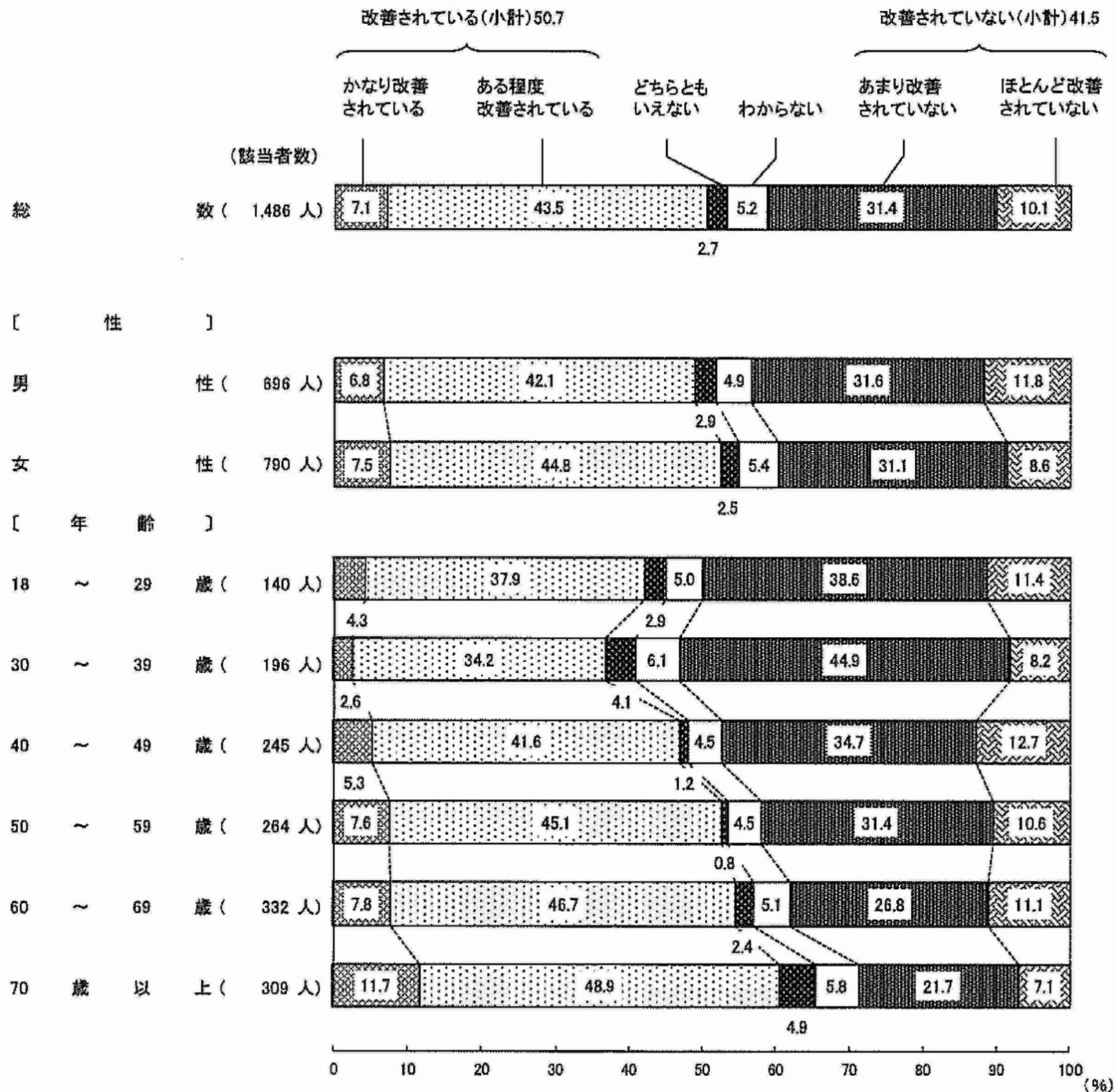
ア 差別や偏見の改善状況

更問 (問6で「(ア) あると思う」、「(イ) ある程度はあると思う」と答えた方(1,486人)に)
 あなたは、5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。
 この中から1つだけお答えください。

平成29年8月 (参考)平成24年7月

改善されている(小計)	50.7%	51.5%
・かなり改善されている	7.1%	8.5%
・ある程度改善されている	43.5%	43.0%
改善されていない(小計)	41.5%	40.8%
・あまり改善されていない	31.4%	31.9%
・ほとんど改善されていない	10.1%	8.9%

(障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」とする者に)

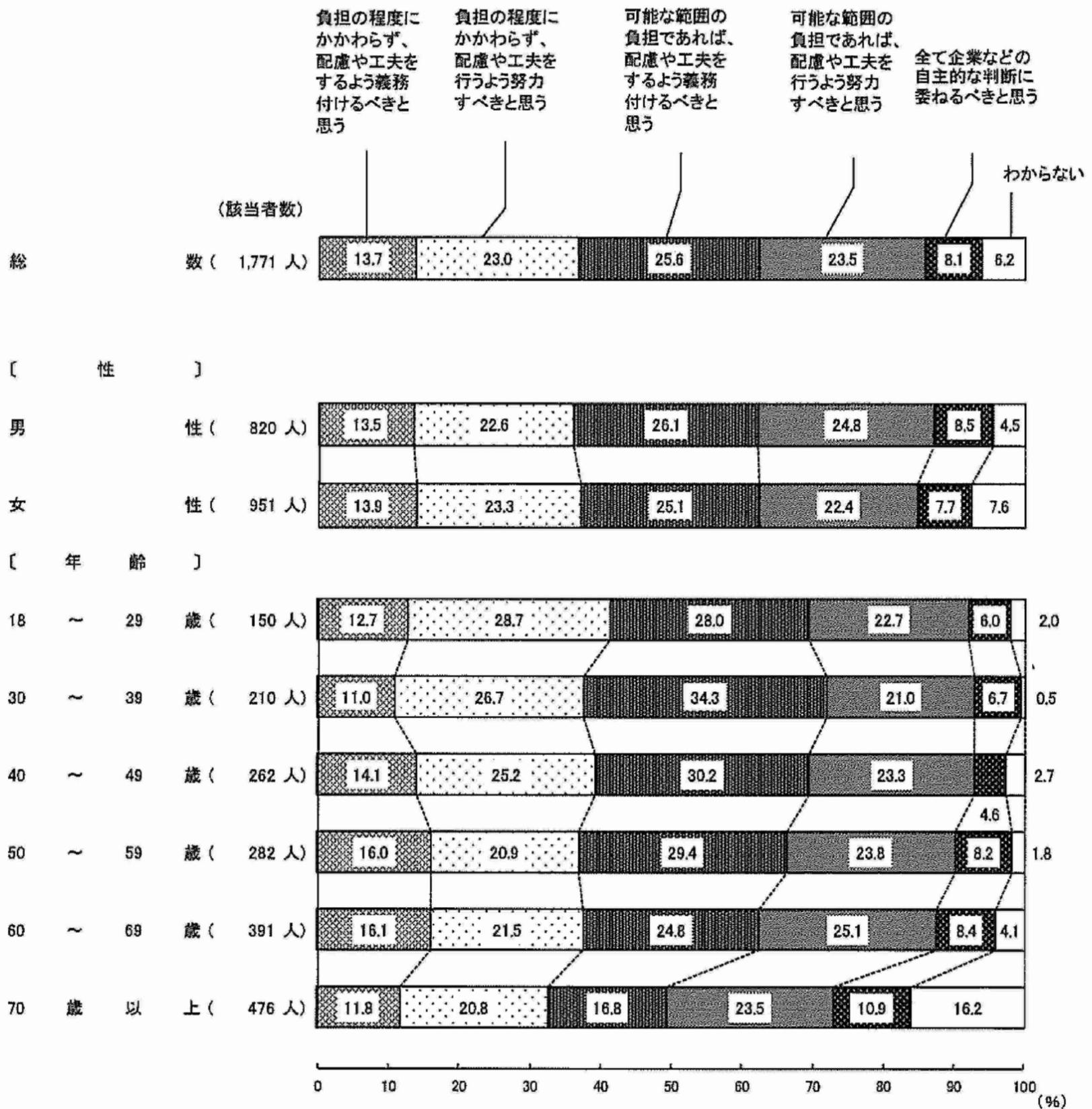


(4) 負担と配慮について

問10 障害のある人が、障害のない人と同じように生活していくためには、さまざまな配慮や工夫が必要になります。一方、こうした配慮や工夫を行うには、経済的な負担を伴う場合もあります。あなたは、企業などがこうした配慮や工夫をどの程度行うべきと考えますか。この中から1つだけお答えください。

平成29年8月

- ・負担の程度にかかわらず、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う 13.7%
- ・負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う 23.0%
- ・可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う 25.6%
- ・可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う 23.5%
- ・全て企業などの自主的な判断に委ねるべきと思う 8.1%



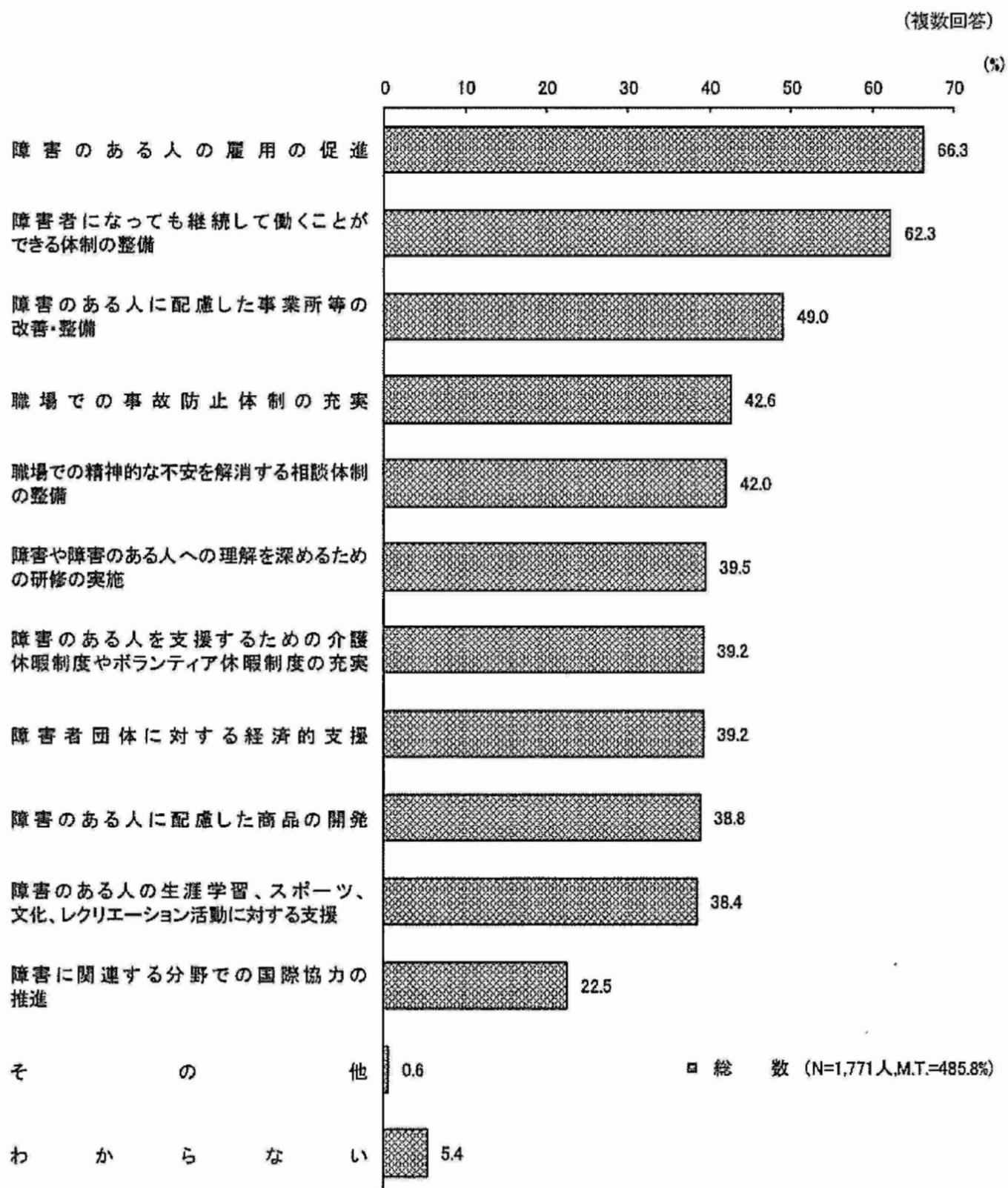
(6) 企業や民間団体への要望

問 12 あなたは、障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位3項目)

平成 29 年 8 月 (参考)平成 24 年 7 月

- ・ 障害のある人の雇用の促進 66.3% 67.3%
- ・ 障害者になっても継続して働くことができる体制の整備 62.3% 61.4%
- ・ 障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備 49.0% 49.5%



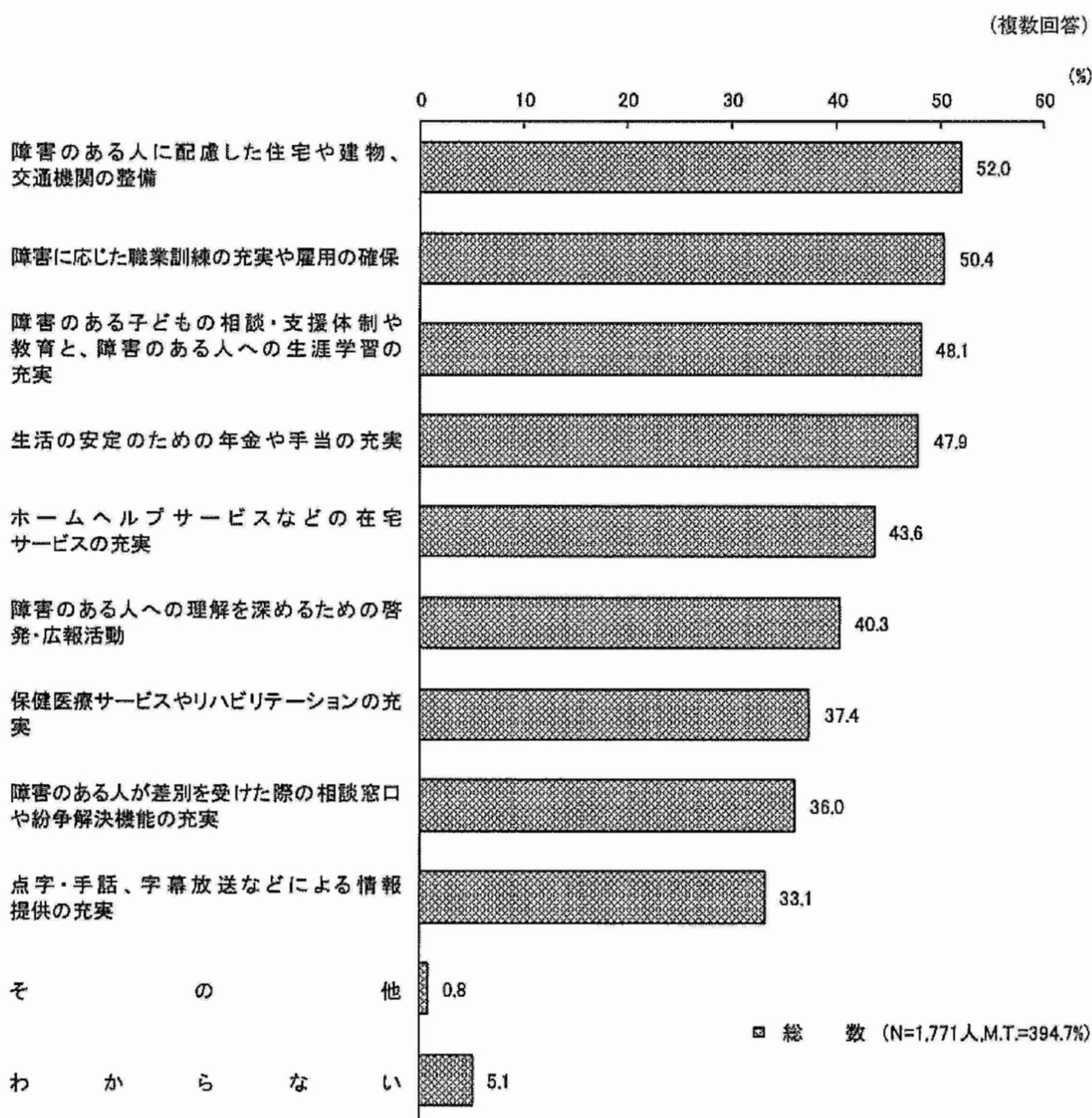
(8) 国や地方公共団体への要望

問 14 障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものをこの中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 8 月	(参考)平成 24 年 7 月
・ 障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	52.0%	49.7%
・ 障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	50.4%	50.4%
・ 障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害のある人への生涯学習の充実	48.1%	54.3% (注)
・ 生活の安定のための年金や手当の充実	47.9%	50.5%

(注) 平成 24 年 7 月調査では、「障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実」と、聞いている。



学校卒業後における障害者の学びの推進方策について（論点整理） に関する意見募集の結果について

【I 意見募集実施概要】

- (1) 意見募集実施期間：平成30年9月11日（火）～10月5日（金）
- (2) 総意見数105件（送信者数：27）
- (3) 意見の項目別件数

<はじめに> 2件

1. 障害者が学び続けることのできる社会を創造する必要性 3件

2. 今後目指すべき方向性 10件

3. 学校卒業後における障害者の学びの充実方策 36件

4. 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策 10件

5. 取組を推進するためのシステムづくり、基盤の整備 20件

その他 2件

【Ⅱ 意見の概要】

<はじめに>

- ・特別支援学校を卒業した方以外の方も対象としてしっかりと捉えてほしい。
- ・障害者の生涯学習を推進するための仕組みの創設を目指すことが必要。

1. 障害者が学び続けることのできる社会を創造する必要性

(1) 障害者の自立と社会参加に向け、学校卒業後の学びを継続できるようにする必要があること

- ・障害者に学校卒業後の学びの場が必要な理由は、第一に自己肯定感、自分の意思をもつため、第二に自分が必要な支援を求める力をもつため、第三に自分が認められると共に他人もリスクとできるようになるため。
- ・障害者の生涯学習に求められる事は、社会性の涵養（社会性を育てること）、学ぶ機会をつくる（知識、技能の習得）こと。

(2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求するための生涯学習の機会を整備する必要があること

- ・「知らなかったことが分かること」「できなかったことができるようになること」は人間の根源的な喜びであり、障害者にとっても生きる喜びそのものであるため、学ぶ機会が少しでも多くあることが必要。

(3) 障害者が、社会において自らの個性や得意分野を生かす観点からの取組も必要であること

(4) 障害の有無にかかわらず、共に学ぶ共生社会の実現に向けた取組が必要であること

2. 今後目指すべき方向性

- ・職業的自立に重点が置かれているが、とりわけ知的障害者は、職業に就いたからといって親元を離れられるほどの給与をもらえるわけではない。自立は「親元からの自立」を見据えることが必要。
- ・親子で高齢になったときに共依存になって、社会と断絶してしまうケースが少なくない。学齢期から自己決定の力を育てられていないこと、保護者がいくつになっても責任を負わなくてはいけないと思いついでいること、信頼して相談したり支援を任せたりできる場が少なすぎることなどが要因としてあげられる。
- ・地域の障害者理解をさらに進めるとともに、障害者の自立に向けて家族の意識が変わっていきえるようにするためにも、障害者の地域での活動を多くつくる必要がある。
- ・ろう重複障害者、知的障害者にとって、高等部卒業後の学びの場がなく、発達保障ができていない。卒業後の学びの場は非常に大切であり、全ての障害者が、情報・コミュニケーション保障の下に学習できるようにすべき。

(学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化)

- ・知的障害者が18歳で社会に移行するのは早すぎる。
- ・特別支援教育が、本来の目的である「子どもの全人的な発達保障」に寄与するよう、就労に向けた指導ばかりでなく、創造的な教育内容に変わることが必要。

(福祉等の分野の取組と学びの連携の強化)

- ・学校卒業後の生涯学習の取組は継続性が非常に重要であり、既存の障害者福祉サービス等の活用策も含め仕組みづくりが必要。

(当事者の主体的な学びの重視)

- ・教員や親から言われて動くのではなく、自分自身を見つめ直し自分から学びたい事を学び、やりたい事をする機会、他者と共に何かをやり遂げる機会が重要。
- ・苦手なことの克服よりも、得意なこと、やりたいことをやっていくこと、自信をつけるスタンスが大切。また、同年代の人と関わられるような取組とすることが必要。
- ・本人が主体となって行える活動を多くつくってほしい。

3. 学校卒業後における障害者の学びの充実方策

(1) 現状・課題

【視点1：学校から社会への移行期に特に必要となる学習について】

- ・自立訓練事業等と連携して学びの機会を提供する取組への支援方策を検討すべき。
- ・特別支援学校在学中から行うべき情報提供の内容として、地域の社会教育施設等における学習機会に加え、地域の福祉サービス等を活用した学びの場に関する情報も必要。
- ・特別支援学校においては、卒業生のフォローに加え、地域の学びに関する情報を収集して紹介すること、特に民間の生涯学習の活動の紹介を行うなど、学校単位で充足せずに地域の生涯学習資源の把握・情報提供を意図的に推進する必要がある。
- ・特別支援学校の場の活用があげられているが、現在、全国の特別支援学校は過大化、過密化が進み、活用が容易ではない。特別支援学校の増設や条件整備は急務の課題。
- ・学校を卒業した後の方が長い人生となることを考えたときに、生涯学習の場が継続してあることが、様々な活動の機会を保障することになる。自らの可能性を引き出してくれる場、新たな挑戦の場、自己有用感や自己肯定感を高める場にもなる。
- ・社会生活に必要な学習課題を達成するためには、前提として、学習を達成しようという意欲の基盤になる環境の保障が必要なのではないか。地域において障害の有無を越えて青年たちが主体的に活動していく環境を基軸として維持していくことを最初の課題に据えた取組が求められるのではないか。

【視点2：生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】

- ・障害者の学びを推進するためには、既存の福祉施設の活用だけでは不十分である。福祉施設で

- は運営に困難を抱えているところも多くあり、そこへ新たな役割を付加すれば負担はさらに増えることになる。障害者の学びのニーズをしっかりと把握し、そのニーズに合わせた場づくりが必要。学びの場の中心は、福祉領域ではなく、生涯学習等、教育の役割として考えていくべき。
- ・社会教育が本来果たすべき役割として、適切な機関との連携体制づくりがあげられる。

(2) どのような学習が求められるか

- ・本人が主体的に学ぶ機会としていくための工夫として、本人が楽しいと思えることに加え、充実感や達成感を得られるような多面的なプログラム構成が必要。
- ・障害の重い方の学びについてもっと触れるべき。重度の障害者でも学び続けることが必要であり、そのためにはどのような場と配慮が必要なのかを考えていかなければならない。

【視点1：学校から社会への移行期に特に必要となる学習について】

- ・学習の目標(育成を目指す資質・能力)に「自身の感情をコントロールする力」「ルールを読み取るなどの社会生活力」「環境への適応力」を加えるべき。
- ・青年期に必須の性に関する学びの機会が十分に保障されるべき。特に知的な障害を持っている人にとっては、社会にあふれる性的な情報を正しく選択して理解することの困難さが大きい。本来は学齢期に、本人の身体的な成熟や理解度に応じて段階的に進められるべきであるが、不十分なことも多い。また、性的な学びは、生理的な事項ばかりでなく、コミュニケーションの在り方を基本とした理解を進める必要がある。
- ・知的障害者や発達障害者の中には、自分の行動が「犯罪」に相当することを理解していない人もいるが、学ぶ機会がなければ理解が難しく、望ましくない行動を回避できない。高等部卒業前に、法律で禁止されていることの概略などを学ぶ機会があると良い。また、障害者福祉サービス事業所等においても、防犯教育を行う機会が持てることが望ましい。
- ・特別支援学校高等部（特に知的障害）の生徒は、卒業後の選択肢が限られており、教育内容が「就労するための学習」中心になる傾向がある。高等部の年数の延長と、学校段階で生徒の全人格的な発達を保障する多様で豊かな教育が行えるように検討してもらいたい。
- ・特別支援学校で行われていた「性と生の教育」について、障害者権利条約に沿った形で進めることができるよう、取り組み方を示してもらいたい。
- ・一般就労した障害者には、職場の上司との人間関係等により続かなくなるケースが多いため、就労継続できるような対策をとってほしい。
- ・社会に出る時に初めて学びを考えるのではなく、小中学生時代から、学校教育において地域の教育リソースを利用する機会があれば、卒業後の学びに円滑に入ることができる。
- ・放課後等デイサービス事業があるが、卒業後も、就労をしながら利用可能なサービスを、生涯学習が可能な制度として、国も推奨し積極的に進めていくべき。

【視点2：生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】

- ・福祉サービス事業所などにおける避難訓練などの機会を積極的に活用して、本人の実態に合った防災学習を、本人がしっかりと理解できるような形で進めていく必要がある。
- ・実際の社会生活で役立つメニューを例示し、活動を活発にすることが必要。(例) ボランティア、英会話、電子機器(パソコン、スマホ)、健康維持と仲間づくりに有効な各種スポーツ(要

- 望が強いが地域でもなかなかできない)。特に消費者問題、情報リテラシーは早急に学習を進めることが必要。また映像などの分かりやすい教材が用意されていると効果的。
- ・人は生涯にわたって発達していることから、特性を発達の遅れと(発達)領域間の偏り(デコボコ)としてとらえることが重要であり、支援に際しては連続性のある発達を基礎・基本において取り組む必要がある。
 - ・必要な学習の例として、ダンス、体力を鍛える、ウォーキング、書道、鉄道、コンピューター講座、歴史と地理、自然や動物、英会話、病気、経済・社会、音楽、障害者の権利、一人で作れる簡単料理、裁判制度、レクリエーション、ダンスパーティ、リラックス・気分転換法、法律・制度、成年後見制度、障害基礎年金、障害者の権利、振り込め詐欺をどう防ぐかなどの講座が考えられる。
 - ・発達障害などの障害特性から他者との交流や対面が難しい人もいるため、障害者が主体になる講座においては、当事者が参加しやすい環境づくりが大切。
 - ・学習効果の把握においては、保護者や第三者と効果の共有ができるよう、わかりやすい測定指標について工夫することが望まれる。

(3) どのような方法で実施すべきか

- ・学びの場づくりには3つのアプローチがある。1つ目は鳥取大学附属特別支援学校の専攻科や大学内での場づくりのように教育の枠組みで行うもの。2つ目は福祉の制度を活用するもの。3つ目は生涯学習として働きながら参加し続けられるもの。個のニーズに応じて自由に選択できるほどに潤沢に設置されていることが理想である。現状では選択肢も総数も少なすぎる。
- ・特別支援学校高等部専攻科等の役割に言及するとともに、今後重視すべきこととして、高等部卒業後の継続教育の機会を位置付けるべき。
- ・高等部卒業後、大学等で教育が受けられる体制を強化する施策が必要。
- ・障害者の学びを推進するため、「学校卒業後」の場の確保だけでなく、特別支援学校への専攻科の設置等による教育年限の延長について検討することが必要。
- ・「学びの場」の選択肢を増やすため、特別支援学校高等部の年数を伸ばす、または、政府の予算を確保し、卒業後の継続教育の機会を確保すべき。
- ・学校卒業後においても、学齢期の放課後等デイサービスのように、毎日通える場を望む人たちがいる。そのような人たちの学習権を保障するような仕組みの検討が必要。
- ・今後重視すべき取組として、諸外国の例も参考にしつつ、障害者の学びの拠点を確立するような新しい事業の創設など、より積極的な構想をお願いしたい。
- ・障害福祉サービスとの連携を図りながら学びの場を広げていくことについて、仕組み、制度上も明確化するよう、検討を進めるべき。
- ・自治体の「生涯学習基本計画」等、施策の基本的な文書に、障害者の生涯学習の観点をきちんと織り込んでいくよう働きかける必要がある。
- ・地域の障害福祉サービス事業所が生涯学習の推進の一部を担うことが必要。また、(自立支援)協議会が犯罪予防学習や防災学習を含めて、生涯学習の企画に関わりをもっていく必要がある。そのことにより、障害福祉部局と教育部局の連携が図られ公的な調整機能が発揮される。
- ・多くの大学で、オープン・カレッジのように、継続的に本人の興味・関心を広げ、可能性を伸

ばすような学びの場をつくれるよう、モデル開発をしてほしい。

- ・障害者の学びを評価し、処遇等に反映する仕組みがあると、結果的にその後の労働意欲の向上につながる。相談支援専門員が学びの評価を踏まえた就労支援を行うことで、より充実した相談支援になることが期待できる。

4. 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策

(1) 現状・課題

- ・本人と主催者双方の不安感、事故予防などの観点から、移動支援などのヘルパーの活用を奨励すべき。特に軽度の知的障害者は、一般的な学習活動への参加機会や関心をもつことがあるが、福祉サービス利用の経験がないことも多い。例えば、連続の講座では初回だけでもヘルパー同行で参加すると、不安感の軽減や学習環境の微調整などに役立つことが多い。
- ・障害者が学ぶ全国の多様な施設において、難聴者が学びやすい環境づくりを推進してほしい。
- ・低学年の頃から、望めば高等部卒業後も学び続けることができるという情報を本人や保護者に伝えるべき。
- ・生涯学習については、事業者の持ち出しやボランティアで実施されているケースが多い。場が増えないだけでなく質量ともに個々のニーズに応じることができず、職員が安定して働くことができないなど非常に厳しい現状である。様々なイベントや講座を設けても経済的な理由から参加を諦めざるを得ない実情もある。公的な支援の充実について検討すべき。

(2) どのような取組が求められるか

- ・学習場所への往復を家族が負担するのは大変なので、何らかの配慮を検討してほしい。
- ・地方だと、バス代も無料にはならず、移動手段が課題である。
- ・民間の講座などは、高額な授業料を取るのに、情報保障の用意もして貰えない。仕事のキャリアを磨くための講習や講座において、当たり前で情報保障が得られる環境になって欲しい。
- ・生涯学習を具体化させるためには、アクセスしやすい拠点として「地域で仲間と過ごせる場」が必要。「地域で仲間と過ごせる場」ができれば、第一の場である家、第二の場である通所施設や学校に次ぐ第三の場となり、障害者の地域での活動が面的な広がりを持つようになる。
- ・インターネットを介した生涯学習のスタイルを模索することは有効な手段である。
- ・社会に出てから、働く以外の多くの時間にどのような学び、経験をするかが、その人の成長や人との繋がりを深めることにつながる。国立で行われている障害のある成人が行っている「障がい者の青年教室」や「カフェ」のような取組が全国どの地域でも実施されることを願う。

5. 取組を推進するためのシステムづくり、基盤の整備

(1) 当事者のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり

- ・個別の教育支援計画について、平成15年「特別支援教育」への転換期に提案されたとおり、生涯にわたって引き継いでいくべき。
- ・卒業後の生活や就労から学ぶことを教育内容に生かしていくことも大切。

(2) 地方公共団体における関係機関・団体等の連携体制の構築

(3) 社会教育と特別支援教育、障害者福祉等をつなぐ人材の必要性

- ・地域には活用できる施設が多数存在し、障害について理解のある人もおり、様々な分野で活動している人も多い。地域のパワーを取り入れることで生涯学習の内容が飛躍的に充実したものになる。そのためには、生涯学習施策を担う職員の質の向上が必要不可欠であるが、どの自治体でも不十分である。地域の資源を結びつけてコーディネートする力が求められるので、コーディネーター養成講座などの研修を都道府県レベルで行ってほしい。
- ・障害者の学ぶ権利を保障するため、高等教育機関として開かれた大学を目指して欲しい。まずは共に学びを深めていけるようなオープン・カレッジでサポーターの養成を行えると良い。
- ・支援が必要なのは特別支援学校の卒業生ばかりではなく、通常の学校の卒業生にもいる。健常者と障害者の境界にいる者こそ、特別な配慮を受けられるようにする取組がより必要になっている。卒業後にも、必要な機関につなげられる道筋をつくることが重要な課題となっている。
- ・地域の生涯学習のコーディネート機能のネットワークに、障害当事者団体等も関わっていくことが、共生社会における障害者の生涯学習を進めていく上で重要な要素になる。

(4) 幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進

- ・様々な地域で活動する難聴者団体が、自治体の補助金や交付金等を受託し、社会教育関連の講座を実施したり、講師派遣を担ったりすることができるようになると良い。
- ・一般社会（企業、職場）の障害者理解を深めることが必要。
- ・障害者支援には、家族支援も含まれる。家族が不安なく障害の有る家族を託せる社会になるよう、一般市民への正しい理解啓発をしていくことが必要。

(5) 基盤の整備に向けた取組

- ・「親子」から「成人同士」への関係に発展するために、社会教育や生涯学習に何ができるのか、について検討するために、親子の切実なニーズ（の違いも含め）を把握することも必要。
- ・職員の研修について、イギリスでは、特別な教育的ニーズ（障害種ごと）を担当できる施設職員が配置されている。職員の研修用テキストも作られ、障害のある人の生活面の変化を聞き出すような事業評価・改善が行われている。実践のノウハウや優良な実践を全国に広める仕組みが整えられており、参考になる点が多い。
- ・この施策は様々な当事者・家族の方、学校の先生、社会教育・福祉の現場の職員の方のニーズから生まれていると思うので、当事者団体の意見を聞くべき。
(10月3日第10回会議において、当事者団体からのヒアリングを実施。)
- ・今後、生涯学習の参考となる事例集を作成してほしい。障害者との付き合い方、活動の中での困った事例、プログラムの紹介、当事者の意見を吸い上げる仕組みなどを載せてほしい。
- ・障害者が自分の住む地域で「学ぶ場」「交流の場」を得ることができ、区市町村が「余暇活動」「生涯学習活動」に関する施策を行いやすくなるように、厚労省や都道府県とも協議をし、財政的な面も含めて基盤整備を行ってほしい。
- ・青年学級が衰退していく背景には職員の専門性の欠如、予算の削減、ボランティア不足などの

要因がある。大学での学びも、NPO 法人等による学びの場の提供も必要。これらの意義ある実践が、そこに集う一人一人の障害者のニーズに応える学びの場として維持継続していくためには、予算措置と制度上の位置付けがきちんとされることが必要。

- ・青年学級が生涯を通して学ぶ権利が保障される場として機能できるよう、仕組みの整備が必要。
- ・支援者のアプローチ力、本人の意思を引き出し、作り上げていく力が必要。そういった支援者の確保や研修のあり方（人材育成）と人材確保における財源の支援も欠かせない。
- ・障害者の生涯学習や文化活動などが広く取り組まれるための「プログラムの貸し出し」などによる方法も考えられる。
- ・講座など進めるための事業費やコーディネーターの人件費に当てる財源の予算化が必要。
- ・町田市のとびたつ会のような本人主体の活動が基本になるのだろうと思われ、そのような活動が国内全体に広がり、一般化すると良い。

6. その他

- ・全体的に教室での座学、学校教育の延長をイメージしているように読み取れるが、障害者の生涯学習は社会全体がフィールドになるので、社会の中で学ぶ場面や機会をもっと強く意識してほしい。
- ・ヒアリング等の意見欄があるが、当事者の実態がきちんと反映された内容で非常に良い。これらの内容をしっかり踏まえて、生涯学習の仕組みを構築してほしい。

特別支援学校高等部 学習指導要領(平成31年2月公示)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第5款 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

解説(学習指導要領等説明会説明資料)

(5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (前文・第1章 総則)

	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
前文	<p>(前略)</p> <p>幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等部卒業以降の教育や職業、生活、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校高等部学習指導要領を定める。</p>	
第1章総則	<p>1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善</p>	<p>(3) コンピュータ等や教材・教具の活用</p>
第3款 教育課程 の実施と 学習評価	<p>(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。</p>	<p>(前略) 今日、コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレットPC等に見られるように情報機器の使いやすさの向上も相まって、生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。(中略) このことにより、職業生活ばかりでなく、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇生活など人々のあらゆる活動において、更には自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来しつつある。(後略)</p>
	<p>1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善</p> <p>(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。</p>	<p>(6) 学校図書館、地域の公共施設の利活用</p> <p>(前略) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第1章 総則)

	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第5款 生徒の調和的な発達の支援	1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (3)生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。	(3) キャリア教育の充実 (前略) 更に、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。
	1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (5)(前掲)	(5) 生涯学習への意欲の向上 (前掲)
第6款 学校運営上の留意事項	1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等 (3)教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。	(3)教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 (前略)特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。(中略)運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第1節 視覚障害者・聴覚障害者・肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	科目等	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第3款 保健理療 第4款 理療 第5款 理学療法	第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。その際、保健理療(理療)(理学療法)の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、保健理療が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な保健理療(理療)(理学療法)を関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。	第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い (前略) 選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高等部の生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。
第7款 理容・美容 第8款 クリーニング 第9款 歯科技工	〔課題研究〕	3 内容の取扱い イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。	イについては、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けるように配慮し、自ら学ぶ意欲を養うことが大切である。したがって、生徒が自ら設定した課題解決や目標達成に向けて行う活動、職場体験などの主体的な学習において、メンバーや指導教員、企業人など、課題研究に関連する人たちと広くコミュニケーションを図りながら、この課題研究により得た学習成果について発表し、成果に対する評価を行い、改善することができるような指導の工夫が必要である。また、課題研究の授業時間内だけではなく、文化祭などの様々な機会を利用して、学習成果を発表し、その評価が客観的になされるよう配慮することが大切である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	[国語]		<p><第2段階の生徒の姿></p> <p>2段階の生徒は、将来の職業生活や家庭生活を見据えて、地域や社会における事物や人との関わりを広げ、繰り返しながら、言葉に相手とのつながりをつくる働きがあることに気づき、相手や目的に応じて活用しようとする段階である。このため、国語科の指導においては、相手や場面、状況に応じて自ら多様な人々や社会と関わろうとする中で、意図や目的を共有して話し合ったり、効果的に伝えるために表現方法を工夫したり、生活の中で適切に国語を活用したりする経験を積み重ねることを通して、卒業後の生涯にわたる様々な生活場面や社会生活に必要な国語を身に付けることが大切である。</p>
		<p>2 各段階の目標及び内容</p> <p>○2段階 (1)目標</p> <p>ウ 言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。</p>	<p><2段階の目標></p> <p>③ 学びに向かう力、人間性等のウ読書については、1段階では「幅広く」、2段階では「進んで」読書することに重点を置いている。読書の楽しさや自分にとっての有効性を実感しながら、日常生活の中で主体的に読書をする態度を示している。このような態度を育成することは、卒業後の生涯学習への意欲を高めることにもつながるものである。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	[社会]	<p>2 各段階の目標及び内容</p> <p>○1段階 (2)内容 イ 公共施設の役割と制度</p> <p>(ア)公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>㊦ 生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。</p> <p>㊧ 生活に関係の深い公共施設や公共物の利用の仕方を調べ、適切な活用を考え、表現すること。</p>	<p>(ア)の㊦の「生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性について知る」の「生活に関係の深い公共施設」とは、中学部で挙げた、市(区)役所や町(村)役場(以下、「市役所」という。), 学校, 公園, 公民館, コミュニティセンター, 図書館, 児童館, 体育館, 美術館, 博物館, 資料館, 文化会館, 消防署, 警察署, 交番, 裁判所などのほかに、公共職業安定所などが挙げられる。また、「公共物」とは、学校の共有備品, 電車やバスなどの交通機関などの公共のためのものを指す。</p> <p>実際の指導に当たっては、それらの公共施設や公共物は、それぞれに様々な機能を有しており、社会生活をより快適に営むのに必要なものであることを知ることが大切である。その際には、実際に公共施設を見学したり、資料を通して、公共施設の役割や機能を知り、現在や将来の自分の生活における適切な利用の仕方について考えることが重要である。</p> <p>例えば、公共職業安定所では、求職登録や職業相談を受けること、市役所では、住民票の取得や福祉サービスの利用申請、年金の申請を行うことなど、現在や将来の生活での利用を考えながら公共施設の役割と必要性について知ることが大切である。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔音楽〕	1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。	「音楽を愛好する心情」とは、生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いである。この思いは音楽のよさや美しさなどを感じ取ることによって形成される。音楽活動によって生まれる楽しさや喜びを実感したり、曲想と音楽の構造との関わりや、背景となる風土、文化や歴史などを理解したりすることを通して、音楽を愛好する心情を育てていく。「音楽に親しんでいく態度」とは、音楽科の学習が基盤となって生涯にわたって音楽に親しみ、そのことが人間的成長の一側面となるような態度のことである。そのためには、生徒が進んで様々な音や音楽及び様々な音楽活動に親しみ、音楽活動を楽しむとともに、生涯にわたって音や音楽への興味・関心をもち続け、それを更に高めていくための素地を育てていくことが求められる。
		3 指導計画の作成と内容の取扱い (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 ウ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるような機会をつくるなど、生徒や学校、地域の実態に応じて、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。	学校内の音楽活動には、音楽の授業のみではなく、特別活動における諸活動などにおいて、歌を歌ったり楽器を演奏したり音楽を聴いたりする活動も含まれる。学校外における音楽活動には、生徒が自分たちの演奏を披露するだけでなく、音楽家や地域の人々によるコンサートなどの様々な音楽活動が含まれる。(中略)このように、生徒が音楽科の学習内容と学校内外の音楽活動とのつながりを意識できるようにするためには、例えば、授業で学んだことを音楽科の授業以外の場面で発表するなど、音楽科の授業以外の場面においても音楽に主体的に関わっていく機会を活用していくことが必要である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔美術〕	3 指導計画の作成と内容の取扱い (1)指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 オ 2の各段階の内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、生徒や学校の実態に応じて、地域の美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。また、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。	オについて、地域によって美術館や博物館等の施設や美術的な文化財の状況は異なるが、学校や地域の実態に応じて、実物の美術作品を直接鑑賞する機会が得られるようにしたり、作家や学芸員と連携したりして、可能な限り多様な鑑賞体験の場を設定するようにする。連携については、生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進することが大切である。
		3 指導計画の作成と内容の取扱い (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 シ 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。	シについて、授業で制作した生徒の作品や鑑賞作品などを、ふだんから校内で鑑賞できるよう、適切な場所に展示し、いつでも作品に親しむことができる環境をつくることが望ましい。美術室における作品展示の仕方に創意工夫を図るとともに、それ以外の場所として、玄関ホールや廊下、階段、空き教室などの壁面を活用してミニギャラリーを設け、展示することなどが考えられる。 また、地域で表現する場をつくることなどにより、学校と社会をつないでいくことに取り組むことも重要である。特に美術科は、作品を介して教室内の人間関係だけにとどまらず、教職員や保護者、地域の人々などと連携ができる教科であり、身近なところから社会に関わる活動を進めていくことは、生徒の学びを深めていく上で効果的である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔保健体育〕	<p>1 目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(3)生涯にわたって継続して運動に親しむことや、健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。</p>	<p>この目標は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成することを目指すとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続することを目指すことを示している。(中略)「体育や保健の見方・考え方」の「体育の見方・考え方」とは、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」としている。(中略)</p> <p>保健体育科においては、見方・考え方を働かせることができるようになる学習過程を工夫することにより、「生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力」の育成につなげようとするものである。</p> <p>「課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程」とは、体育分野においては、各領域特有の特性や魅力に応じた課題や生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための課題等を発見し、運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の科学的な知識や技能及びスポーツライフをより豊かにするための知識や技能を活用して、計画を立て、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、自らの学習活動を振り返りつつ、仲間とともに課題を解決し、次の学びにつなげられるようにするといった学習の過程を示している。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔職業〕	2 段階の目標と内容 (2) 内容 A 職業生活 イ 職業 職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。 ① 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考えること。	イ(イ)①の「健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考える」とは、職場に継続的に勤めるために求められる自らの健康を維持する方法や、職場での休憩等の時間を積極的に生かす方法などについて考えることである。(中略)また、休日の計画的な過ごし方を考え、福祉サービスや参加できる生涯学習の活動、地域の施設の活用などを組み合わせて利用するなど、自分の生活やニーズに沿って調整すること、職場のレクリエーションやサークル活動への参加や福利厚生施設の利用を計画することなども考えられる。
		B 情報機器の活用 職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する イ 情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ、コンピュータ等の情報機器を扱い、収集した情報をまとめ、考えたことについて適切に表現すること。	(前略)なお、情報の技術は使い次第で、いわゆる「ネット依存」などの問題が発生する危険性があることや、トラブルに巻き込まれた際の対応についても扱うようにする。 また、余暇時間などにおける買い物やインターネットを適切に行うために、クレジットカードやキャッシュカード、マイナンバー等の個人情報の取扱いに関しては、情報セキュリティの中でも特に管理を要するものとして生徒の実態に応じて指導することが大切である。
	〔家庭〕	1 目標 生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (3) 家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。	「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ」とは、家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫することを示したものである。(中略) 「よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力」とは、家庭科の学習で育成を目指す資質・能力であり、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための自立の基礎として必要なものについて示したものである。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	〔外国語〕	1 目標 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (3)外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」とは、単に授業等において積極的に外国語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度のみならず、学校教育外においても、生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうとするといった態度を養うことを目標としている。 これは、学校教育法において、学力の重要な要素として「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう」、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを掲げていることを踏まえたものである。知的障害のある生徒においては、卒業後の生活を考慮し、外国語でコミュニケーションを図ることの楽しさや喜びを十分に味わうことで、学校教育外でも外国語に興味・関心をもち続け、学んでいこうとする態度を養うことが大切である。
		3 指導計画の作成と内容の取扱い (2)指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ウ 外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること	ウは、高等部で外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定めるとともに、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすることを示している。その際、卒業後の生活を見通して、さまざまな言語の使用場面において対話的な活動を十分に行い、生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。
	〔情報〕	3 指導計画の作成と内容の取扱い (1)指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ウ 情報科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすること。	(前略)また、段階の指導への円滑な接続がなされるよう留意することも示している。その際、卒業後の生活を見通して、さまざまな情報や情報機器を適切かつ効果的に活用する機会を十分に設け、生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。

(平成31年度予算案 2.3億円)

概要

- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進する。
 - (1)都道府県レベルにおける活動支援(都道府県内の相談支援、人材育成等)
 - (2)ブロックレベルにおける広域支援(実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等)
 - (3)全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

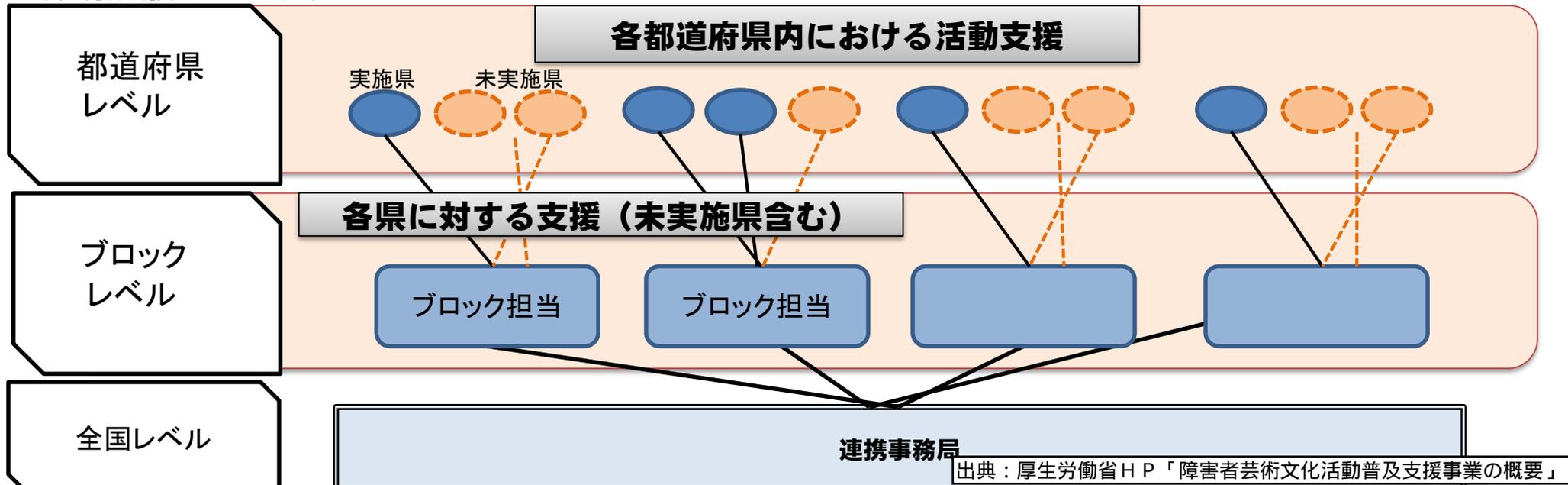
実施主体

- 都道府県、社会福祉法人、NPO法人等

補助率

- 都道府県レベル 国：1/2 都道府県：1/2
ブロックレベル、全国レベル 国：10/10

<事業展開イメージ>



障害者芸術文化活動普及支援事業の概要

○ 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。

1. 対象事業等

(1) 都道府県レベル

障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を行う事業所を支援する「支援センター」を設置し、次の事業を行う。

- ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援(支援方法、権利の保護、鑑賞支援等)
- イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等
- ウ 関係者のネットワークづくり
- エ 発表等の機会の創出
- オ 情報収集・発信(都道府県内の実態把握、情報発信)

(2) ブロックレベル

各支援センターをブロック単位で支援する「広域センター」を設置し、次の事業を行う。

- ア 都道府県の支援センターに対する支援(支援センターへ関係機関や専門機関の紹介、アドバイス等)
- イ 支援センター未設置都道府県の事業所等に対する支援
- ウ 芸術文化活動に関するブロック研修開催
- エ ブロック内の連携の推進
- オ 発表等の機会の創出

(3) 全国レベル

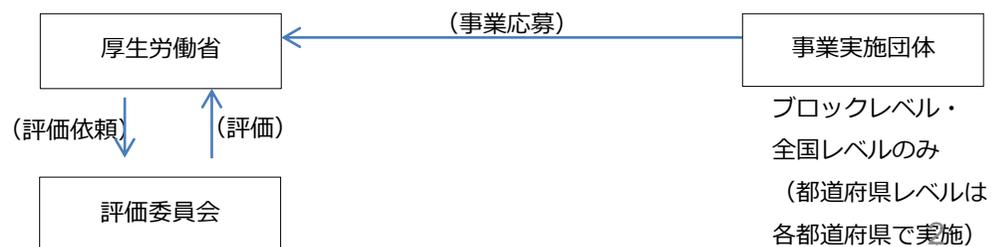
全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。

- ア 広域センター等に対する支援(広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等)
- イ 全国連絡会議の実施
- ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築
- エ 成果報告とりまとめ、公表等
- オ 障害者団体、芸術団体等との連携

事業内容

2. 実施団体の選定の流れ

外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定

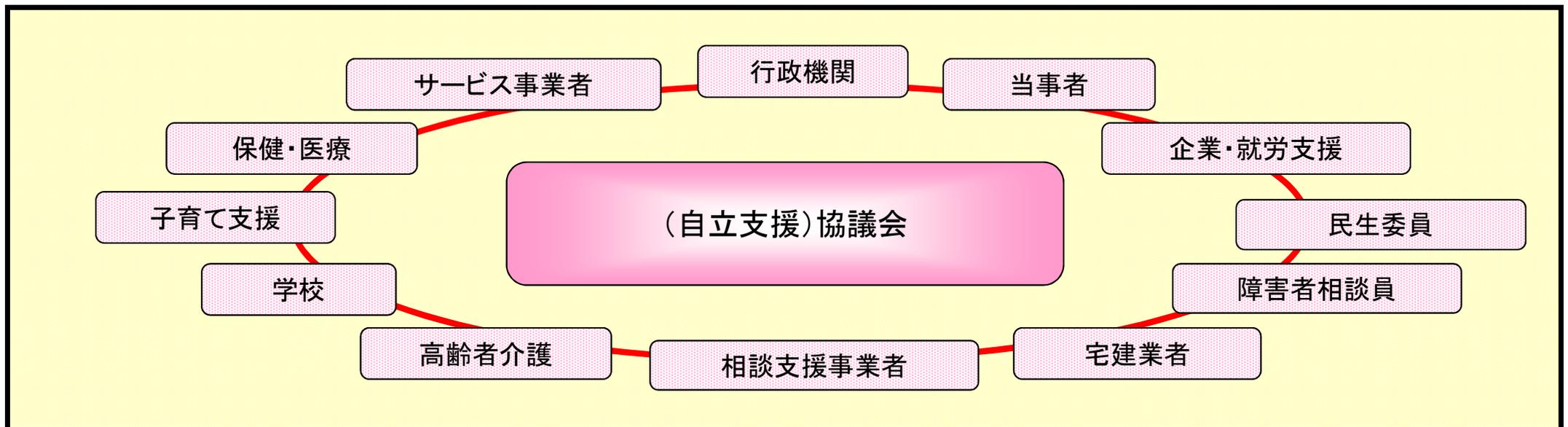


市町村の(自立支援)協議会について

- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
 - 具体的には、
 - ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価
 - ・ 相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等における、個別事例の支援のあり方についての協議
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の検討
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化
- 等の取組を地域の実情に応じて進めていく必要がある旨や、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化を図る必要がある旨が、通知により明確化されている。

※ （自立支援）協議会において、個別事例に係る協議を行う場合には、個人情報保護の取扱いに留意することとなっている。

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



共に学び、生きる共生社会コンファレンス

～障害理解の促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大に向けて～

趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准等を踏まえ、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、障害者の地域における学びの場を全国的に整備することが急務である。

そこで、障害者の生涯学習活動の関係者を集めた『共に学び、生きる共生社会コンファレンス』を全国ブロック別に開催し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行うことで、障害のある者となない者の交流による**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成**、**障害者の学びの場の拡大**を目指す。

コンファレンス実施イメージ

- ブロックごとに実行委員会を組織し、地域の実情に合わせてコンファレンスの趣旨・目的を設定
- 趣旨・目的に沿って下記の取組例を参考にコンファレンスを構成し、参加者の理解を深め、意識啓発を図る



例1 障害者と日頃交流する機会がない参加者が、障害について理解を深めるための、障害者本人による学びの成果発表や、思いの表現等の機会を設定

例2 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

例3 実践者のネットワーク構築に資する、各テーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）ごとの分科会の開催



実施例イメージ(文部科学省主催「超福祉の学校」平成30年11月)



コンファレンス
(Conference)

会議、協議会
関係者間で共有する問題
について協議すること

実施規模

- 全国 5～6カ所程度
- 全国をブロックに分け、複数の都道府県の関係者を対象として実施
(目安として、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄ブロックなど)
- 開催期間は1～2日間を想定（複数回の開催も可能）

参加者

- 100～200名程度を想定
- 障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の学びに関心のある人など
⇒都道府県・市町村職員（障害者学習支援担当、生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等）、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等。

事務局・予算

- 【事務局】「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」委託団体と都道府県・市町村職員等を中心に、実行委員会を構築
- 【予算】 1カ所100万円程度

目指す成果

- 全国各地における障害理解の促進
- 実践者同士の学び合いによる担い手の育成
- 障害者の学びの場の拡大



誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現